

令和2年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

廣瀬 信二

目次

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. テーマを選定した理由及び監査の視点	1
4. 主な監査手続	2
5. 監査の実施期間	2
6. 包括外部監査人及び補助者	2
7. 利害関係	3
8. その他	3

II. 監査対象の概要

1. 群馬県における高齢者施策について	4
2. 監査の対象とした事業等について	8

III. 監査結果及び意見

監査結果及び意見の件数一覧	10
■ 全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見	11
■ 個別の事業に関する監査結果及び意見	
第1 福祉マンパワーセンター運営	15
第2 地域あんしん生活支援	21
第3 医療介護連携推進	26
第4 地域医療介護総合確保計画	32
第5 地域支援事業推進	34
第6 認知症施策	42
第7 高齢者権利擁護推進	47
第8 社会福祉施設等指導監査等及び医療機関立入検査	50
第9 高齢社会基本対策	55
第10 元気高齢者総合支援	63
第11 在宅福祉対策	67
第12 老人福祉施設対策	71
第13 介護老人保健施設等対策情報開示	85
第14 地域医療介護総合確保対策	88
第15 介護人材確保対策	96

第 16	介護研修等実施	108
第 17	介護保険制度推進	120
第 18	介護保険基盤運営	126
第 19	歯科口腔保健対策	133
第 20	健康増進対策	136
第 21	栄養改善対策	143
第 22	食育推進	146
第 23	福祉のまちづくり推進	149
第 24	施設管理	154
第 25	後期高齢者医療対策	157
第 26	福祉医療対策（重度心身障害者・母子家庭等医療費補助）	161
第 27	過疎地域自立促進対策	165
第 28	県民防犯推進	167
第 29	雇用調整対策	170
第 30	交通安全対策	174
第 31	住宅産業活性化推進	177
第 32	社会資本総合整備	181

■ 公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団に関する監査結果及び意見

第 1	財団の概要	185
第 2	県費補助金事業	189
第 3	受託事業	195
第 4	管理体制、規程及び会計等	201

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

- (1) 監査テーマ
高齢者施策の実施状況について
- (2) 監査対象
「群馬県高齢者保健福祉計画」（平成 30 年 3 月）及び「ぐんま元気・活躍高齢者プラン」（平成 30 年 3 月）に掲げる事業並びにその他高齢者施策関係事業を対象とする。
- (3) 監査の対象期間
原則として令和元年度（必要に応じて過年度を含む。）

3. テーマを選定した理由及び監査の視点

我が国は、急速な高齢化が進んでいるといわれて久しい。

政府が公表している「令和 2 年版高齢社会白書」によると、我が国の総人口は、令和元（2019）年 10 月 1 日現在、1 億 2,617 万人であり、そのうち 65 歳以上人口は、3,589 万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は 28.4%となっている。65 歳以上人口は、昭和 25（1950）年には総人口の 5%に満たなかったが、昭和 45（1970）年に 7%を超え、さらに平成 6（1994）年には 14%を超えた。高齢化率はその後も上昇を続け令和元（2019）年の 28.4%に達している。

また、今後も高齢化率は上昇を続け、令和 18（2036）年に 33.3%、令和 47（2065）年には 38.4%に達し、国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上の者となる社会が到来すると推計されている。

一方、現役世代（15～64 歳の者）との対比においても、昭和 25（1950）年には 1 人の 65 歳以上の者に対して 12.1 人の現役世代がいたのに対して、平成 27（2015）年には 65 歳以上の者 1 人に対して現役世代 2.3 人となっており、今後高齢化率が上昇し現役世代の割合は低下し、令和 47（2065）年には 65 歳以上の者 1 人に対して 1.3 人の現役世代という比率になるとしている。

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」（平成 7 年法律第 129 号）に基づいている。

高齢化が進む中、同法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方自治体は、それぞれ基本理念にのっとり高齢社会対策を策定し、実施する義務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。

同法に基づき、国は「高齢社会対策大綱」作成し、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針としている。

こうした中で群馬県では、平成 30 年 3 月に「群馬県高齢者保健福祉計画（第 7 期）」を策定し、「高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり」を基本目標として、以

降の3年間（平成30年度から令和2年度）で支援を必要とする高齢者を主体として高齢者に関わる幅広い施策を総合的に推進している。

また同じく平成30年3月に「第3期ぐんま元気・活躍高齢者プラン」を策定し、活躍が期待される元気高齢者を主体として生涯学習支援、社会貢献支援、就業支援など県として取り組むべき施策をまとめている。

そして、これら2つの計画を車の両輪として群馬県の高齢者施策を推進している。

そこで、本監査においては、人生100年時代を迎え、限りある予算の中で、需要が増大し続ける高齢者福祉にいかに対応するか、その施策を検証することは有意義であると判断し、「高齢者施策の実施状況」を監査テーマとした。

監査では、健康寿命の延伸を図り、介護給付費等の抑制につながるような施策の拡充はどうか、また、人口構造の変化に対応し、群馬県の活力を維持・向上させていくためには、高齢者が「支えられる側」ではなく、「支える側」として活躍できるよう支援していくことが必要だが、元気な高齢者がその経験や潜在力を発揮して地域の支え手として活躍するための施策の拡充はどうか等を検証する。

4. 主な監査手続

- (1) 高齢者施策所管部署からの概況聴取
- (2) 関係部署からの概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

5. 監査の実施期間

令和2年9月7日から令和3年3月19日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人

公認会計士 廣瀬 信二

- (2) 補助者

公認会計士 岡林 恒文

公認会計士 北原 陽子

公認会計士 兒島 宏和

公認会計士 中村 健一

公認会計士 南雲 拓也

弁護士 村越 芳美

7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

8. その他

- (1) この報告書は、法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。
- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 報告書文中の□で囲まれた中の記載は、当該指摘事項や意見等を要約して記載したものである。

II. 監査対象の概要

1. 群馬県における高齢者施策について

(1) 我が国における高齢者福祉に関する主な法律及び制度

①老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

昭和 38 年、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的として制定された。その中で、国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有しており、国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、基本的理念が具現されるように配慮しなければならないとされている。

老人福祉法が制定された昭和 38 年の日本は高度経済成長期にあり、この時期に地方から都市部へ人口が流出し、核家族化が進んだことにより、家庭内での高齢者の扶養が困難になってきていた。そこで、社会や家族のあり方の変化に対応するため、高齢者の健康の保持、生活の安定、社会参加の促進を基本理念とした、老人福祉法が制定された。この法に基づき、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどの老人福祉施設の整備が行われた。

実際に老人福祉事業の供給を実施するのは市町村であるが、都道府県は市町村老人福祉計画の達成に資するため、都道府県は市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとしている（第 20 条の 9 第 1 項）。

この都道府県老人福祉計画は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条第 1 項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない、かつ、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 108 条第 1 項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって、老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない、とされており、それぞれの法律が密接に関係づけられている。

②介護保険法

平成 9 年、介護保険法が制定され、平成 12 年に施行された。この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり（略）介護、（略）医療を要する者等について、これらの者が尊厳を維持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け（略）国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする（第 1 条）。

老人福祉法が制定された後、日本は長寿化と少子化が同時に進んだことで、世界に類を見ないスピードで高齢化が進み、高齢者福祉のあり方が見直され始めた。バブル経済崩壊後、税収が落ち込み、社会保障給付制度の抜本的な改革が求められるようになった。そこで、介護が必要な人を社会全体で支えるための仕組みである、介護保険法が施行されたのである。

令和 2 年 4 月で介護保険制度開始から 20 年が経過し、この 20 年で、要介護（要支援を含む）認定者数は 218 万人から 669 万人へと約 3 倍に増加している。また、介護を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるよう、介護保険制度は概ね 3 年ごとに改正されている。

厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとされており、これを受けて都道府県は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとしている（第 118 条第 1 項）。これを受けて、群馬県では、群馬県高齢者保健福祉計画（(2) ②参照）を規定して

いる。

③高齢社会対策基本法

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」（平成7年法律第129号）に基づいている。同法は、高齢社会の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的としている。

高齢社会対策基本法は、その基本理念として、ア．国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会、イ．国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、ウ．国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会を掲げている。

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとされている。地方公共団体については、国と協力しつつ、その地域によって実情が異なることを考慮して、社会的、経済的状況に応じた施策が求められている。

(2) 群馬県における高齢者福祉分野の計画

①概要

県は、『第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」』（平成28年度～平成31年度）を策定しており、その個別計画として、「群馬県福祉プラン」（平成27年度～平成31年度）を策定している。群馬県福祉プランは、総合計画の福祉分野における最上位計画として、本県の福祉施策を推進するための指針となるものであり、また、社会福祉法（注1）第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として位置付けるものである。

更に、群馬県福祉プランの下位計画として、「群馬県高齢者保健福祉計画（第7期）」（平成30年度～令和2年度）を策定するとともに、併せて、本県の元気高齢者施策の指針となる「第3期ぐんま元気・活躍高齢者プラン」（平成30年度～令和2年度）を策定している。このプランは、県の各部局が行う高齢者の就労支援、生涯学習、健康づくりなど、各分野の施策を体系的に取りまとめるもので、上記2つの指針が群馬県の高齢者施策を推進するものとなっている。

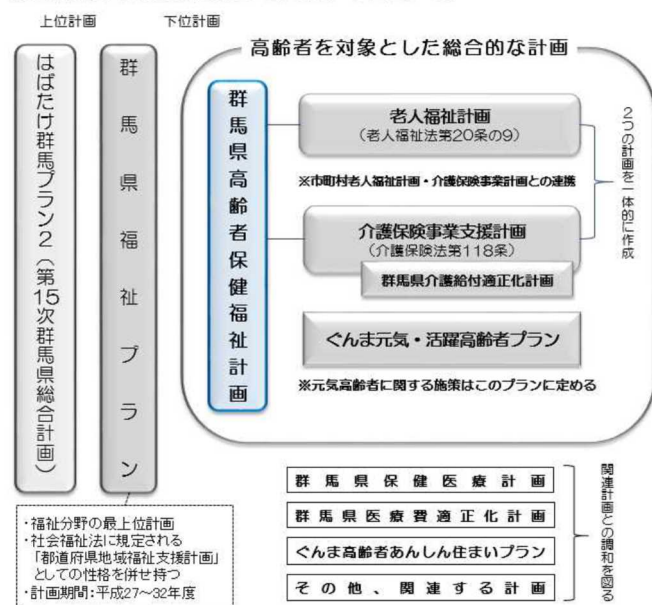
(注1)：社会福祉法第108条第1項では、以下の事項が定められている。

第108条 都道府県地域福祉支援計画

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発展のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

【群馬県高齢者保健福祉計画（第7期）の位置づけ】



出典：『群馬県高齢者保健福祉計画（第7期）』 群馬県
 (注2)：群馬県福祉プラン 計画期間：平成27～31年度

②群馬県高齢者保健福祉計画

この計画は、老人福祉法第20条の9の規定により策定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条の規定により策定する都道府県介護保険事業支援計画を一体的に策定したもので、群馬県における高齢者の保健・福祉に関する基本計画となるものである。

本計画は、高齢者施策を推進していく方向性や具体的施策を示すとともに、計画期間中における介護保険サービスの見込み量や施設整備の目標数を設定し、これらを円滑に推進していくための方策を明らかにしている。また、高齢者福祉行政及び介護保険行政の推進に当たり、市町村の域を超えた広域的な調整を図る観点から、市町村が策定する老人福祉計画・介護保険事業計画との調整や目標達成に向けた市町村への支援を目的としている。

本計画では、高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを基本目標として掲げ、基本目標の実現に向け、次のとおり5つの基本政策を設定し、政策の実現に向け諸施策を推進する。

● 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能とするために、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを、県内各地域の実情に応じて地域住民の参加を得ながら構築し、高齢者が自分の意思で自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指す。

さらに、高齢者に対する支援だけでは解決しない複合化した課題を抱える方への対応など、関係部局、多職種や地域住民などと協働しながら課題解決を目指す地域共生社会を目指す。

● 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、要介護状態等になることの予防や、要介護状態等になった場合においても、その状態を悪化させないようにするための体制整備を進める。

- 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、各地域において認知症疾患に対する早期診断・早期対応を行う体制が整備されるほか、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、本人や家族への支援体制を構築することが重要である。

厚生労働省が国家戦略として策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、各地域における認知症施策の充実を促進するとともに、地域支援体制の構築を支援する。

- 多様な福祉・介護サービス基盤の整備

県全域及び圏域ごとに、第7期計画期間中に必要な介護サービス量を見込むとともに、団塊の世代が75歳以上となり、介護需要の増大が見込まれる2025年度に必要な介護サービス量を見込み、適切なサービスの確保に努める。

高齢化が一層進展する中で、重度の要介護状態や一人暮らし高齢者世帯、あるいは認知症等の状態になっても、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制を推進する。

また、居住の場としての高齢者向け住宅の確保や、在宅での生活が困難な緊急性の高い要介護高齢者に対する介護保険施設（特別養護老人ホーム等）の整備など、多様な福祉・介護サービス基盤の整備を計画的に推進する。

- 介護人材確保対策と資質の向上

将来にわたり、介護サービスの安定的な供給体制を確保していくため、参入促進、定着支援、資質向上の取組を実施し、総合的な介護人材確保対策を進めるとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対しても、研修を通じ、資質の向上を図る。

③ぐんま元気・活躍高齢者プラン

このプランは、元気高齢者（注）に対する生涯学習支援、社会貢献支援、就業支援など、県として取り組むべき施策や事業を部局横断的、体系的に取りまとめ、幅広い観点から総合的に元気高齢者を支援しようとするものである。

（注）：元気高齢者とは、主に65歳以上の高齢者のうち、介護保険の要介護（要支援）認定を受けておらず、地域における社会参加や社会貢献などを通じて、さまざまな場面で活躍している人を言う。なお、本プランにおける一部施策は、65歳以上の高齢者に限らず、これから高齢期を迎える方も対象としている。

群馬県では、第15次総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」において、高齢者の活躍応援を基本目標Ⅰ「地域を支え、経済・社会活動を支える人づくりにおける施策」の一つとして位置づけ、高齢者がその大きな可能性や潜在力を発揮して、地域の支え手として活躍できるよう支援していくこととしている。これを受けて、ぐんま元気・活躍高齢者プランでは、高齢者が活躍できる社会を実現するため、10年後を見据え、目指すべき元気高齢者像を「能力や経験を活かし、地域の支え手として生き生きと活動しています」と設定している。

この目指すべき元気高齢者像を実現するため、目指すべき社会像として、以下の3つを掲げている。

ア 高齢者が活躍しやすい社会

高齢者が活躍しやすい社会とは、高齢者が「支えられる人」としてだけではなく「社会を支える重要な構成員」としても捉えられ、年齢のみによって判断されることなく、様々な場面において活躍の機会が提供される社会である。これを実現するための具体的な取り組みとしては、

- 元気高齢者への総合的支援

総合的な情報発信などを通じて、高齢者が社会で活躍するためのきっかけづくりや、県民意識の醸成を図る。

- 健康づくり・介護予防

すべての活動の基本となる健康づくりや健康維持及び地域の高齢者の健康づくりの牽引役としての活動を支持する。

- 安全・安心な生活環境の整備

さまざまな活動に積極的に参加し、安心して打ち込めるよう、安全・安心な生活環境の整備（防犯・交通等）を推進する。

が、示されている。

イ 社会参加・社会貢献の場が充実した社会

社会参加・社会貢献の場が充実した社会とは、地域活動やボランティアなどの活動の場が充実しており、地域の支え手として活躍しながら、人とのつながりや生きがいを感じる毎日を送ることができる社会である。これを実現するための具体的な取り組みとしては、

- 生涯学習・生涯スポーツの振興

生涯を通じた学習やスポーツの機会を提供し、毎日を心豊かに過ごすことを支援する。

- 社会参加・社会貢献の促進

活動に参加する幅広い情報を取得しやすい環境や、意欲を持って活動に参加できる仕組みを整備する。

- 地域における互助の充実

地域住民が支え合う体制づくりを目指し、地域の支え手として積極的に参加し、活躍する仕組みづくりに取り組む。

が、示されている。

ウ 働く意欲や能力を発揮できる社会

働く意欲や能力を発揮できる社会とは、多様な就業情報を把握することができ、就農・起業・地域活動など就職以外の働き方も含めた相談・情報提供場所があることで、働く意欲や能力を持った元気高齢者が生涯現役として活躍し続けることが出来る社会である。これを実現するための具体的な取り組みとしては、

- 高齢者の就業・創業支援

就業・創業支援の充実により、高齢者が生涯現役として活躍し続けられるよう支援する。

が、示されている。

2. 監査の対象とした事業等について

(1) 健康福祉部が所管する事業

群馬県高齢者保健福祉計画や、第3期ぐんま元気・活躍高齢者プランでは、多様な高齢介護関係施策事業が記載されており、様々な部署が所管している。この中でも、中心となって事業を実施しているのが、健康福祉部である。

このため、高齢者施策の実施状況についての監査対象として、令和元年度当初予算において健康福祉部が担当している26事業を選定した。

番号	事業名	担当課	令和元年度 予算（千円）
1	福祉マンパワーセンター運営	健康福祉課	68,811
2	地域あんしん生活支援	健康福祉課	350,237
3	医療介護連携推進	健康福祉課	69,378

4	地域医療介護総合確保計画	健康福祉課	1,745,062
5	地域支援事業推進	健康福祉課	1,268,772
6	認知症施策	健康福祉課	58,787
7	高齢者権利擁護推進	健康福祉課	4,024
8	社会福祉施設等指導監査等及び医療機関立入検査	監査指導課	2,663
9	高齢社会基本対策	介護高齢課	11,037
10	元気高齢者総合支援	介護高齢課	129,023
11	在宅福祉対策	介護高齢課	90,382
12	老人福祉施設対策	介護高齢課	1,212,287
13	介護老人保健施設等対策	介護高齢課	36,503
14	地域医療介護総合確保対策	介護高齢課	2,309,485
15	介護人材確保対策	介護高齢課	100,376
16	介護研修等実施	介護高齢課	29,951
17	介護保険制度推進	介護高齢課	23,723,118
18	介護保険基盤運営	介護高齢課	21,854
19	歯科口腔保健対策	保健予防課	40,638
20	健康増進対策	保健予防課	6,551
21	栄養改善対策	保健予防課	16,942
22	食育推進	保健予防課	4,141
23	福祉のまちづくり推進	障害政策課	898
24	施設管理	障害政策課	481,120
25	後期高齢者医療対策	国保援護課	22,809,995
26	福祉医療対策（重度心身障害者・母子家庭等医療費補助）	国保援護課	4,285,152

(2) 健康福祉部以外が所管する事業

健康福祉部以外が所管する事業においては、高齢者を事業の直接の対象としている事業を中心に、6つの事業を監査対象として選定した。

番号	事業名	担当課	令和元年度 予算（千円）
27	過疎地域自立促進対策	地域創生部地域創生課	6,367
28	県民防犯推進	生活こども部消費生活課	19,750
29	雇用調整対策	産業経済部労働政策課	35,084
30	交通安全対策	県土整備部道路管理課	8,298
31	住宅産業活性化推進	県土整備部住宅政策課	20,538
32	社会資本総合整備	県土整備部住宅政策課	965,306

(3) 公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団

公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団（以下、「財団」という。）は、「高齢者が活躍できる社会づくり」の拠点として、高齢者の生きがいと健康づくりを推進することを目的として、群馬県、県内全市町村の出捐者により設立された団体である。

事業番号10の元気高齢者総合支援事業において、財団への補助が行われているが、そのほかにも、県では財団に一部の事業を委託している。このため、財団を監査対象に加え、実際に現場に伺い、監査手続を実施した。

III. 監査結果及び意見

各事業等に関する監査結果及び意見の状況は次のとおりである。

【監査結果及び意見の件数一覧】

番号	事業名	監査結果 (指摘事項)	意見	計
	全般的事項・共通事項		3	3
1	福祉マンパワーセンター運営		1	1
2	地域あんしん生活支援	1	2	3
3	医療介護連携推進		2	2
4	地域医療介護総合確保計画			0
5	地域支援事業推進		2	2
6	認知症施策		1	1
7	高齢者権利擁護推進		1	1
8	社会福祉施設等指導監査等及び医療機関立入検査		1	1
9	高齢社会基本対策		7	7
10	元気高齢者総合支援		1	1
11	在宅福祉対策		1	1
12	老人福祉施設対策		4	4
13	介護老人保健施設等対策		1	1
14	地域医療介護総合確保対策	2	4	6
15	介護人材確保対策		3	3
16	介護研修等実施		5	5
17	介護保険制度推進		1	1
18	介護保険基盤運営		2	2
19	歯科口腔保健対策		2	2
20	健康増進対策		2	2
21	栄養改善対策			0
22	食育推進			0
23	福祉のまちづくり推進		1	1
24	施設管理			0
25	後期高齢者医療対策			0
26	福祉医療対策(重度心身障害者・母子家庭等医療費補助)		1	1
27	過疎地域自立促進対策			0
28	県民防犯推進			0
29	雇用調整対策		1	1
30	交通安全対策		1	1
31	住宅産業活性化推進		2	2
32	社会資本総合整備			0
	公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団	3	13	16
	計	6	65	71

■ 全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見

(1) 事業計画の目標設定について（意見1）

高齢者施策に関する各事業計画は、具体的な数値目標を設定して、それに向かって事業を推進し結果として目標を達成したのか否か、達成していないのであれば問題点、改善策を洗い出して次年度以降の計画に生かしていくように努めるべきである。

(現状及び問題点)

群馬県は高齢者政策を推進するにあたり「群馬県高齢者保健福祉計画（第7期）」（平成30年度～令和2年度）を策定するとともに、併せて、本県の元気高齢者施策の指針となる「第3期ぐんま元気・活躍高齢者プラン」（平成30年度～令和2年度）を策定し、県の各部局が行う高齢者の就労支援、生涯学習、健康づくりなど、各分野の施策を体系的に取りまとめているが、以降の各事業の項目でも意見を記載しているとおおり、計画やプランの中で掲げている各事業について具体的な数値目標を掲げている事業もあるものの、事業計画についての達成目標や成果指標が設けられていないか、あるいは曖昧でその計画の達成度合いを測定することができない事業がある。

事業を実施するに当たっては、明確な数値目標を設定して、進捗度合いを測り定期的に評価を行って見直しながらそれに向かって事業を推進し、結果として目標を達成したのか否か、達成していないのであれば問題点、改善策を洗い出して次年度以降の計画やプランに生かしていくように努めるべきである。そして、計画やプランを策定するに当たっては、抽象的な目標設定ではなく、可能な限りより具体的なデータや根拠資料に基づいた数値目標を設定して、事後的に計画を達成したか否かを検討することや確認することが可能かどうかを再確認しながら計画を作成することが望まれる。

また、計画の途中で中間評価を行っている事業もあるものの、具体的な改善策を提示することなくその後も事業を進めており目標達成に向けてその評価が生かされていないケースもある。

(改善策)

「群馬県高齢者保健福祉計画」や「ぐんま元気・活躍高齢者プラン」で実施する各事業は、具体的な数値目標を設定してその効果を測りながら推進することが望まれる。

(2) 委託対象経費とする講師謝金の妥当性の検討について（意見2）

講師謝金の妥当性を事後的に判断できるようにするため、講師謝金に関する県の執行基準のうち、「著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれるなど、上記の区分により難しい場合」に該当するとして講師謝金を決定する場合には、執行基準の掲げる

どの事項をどのように考慮して判断したのかが分かる客観的資料を残しておくべきである。

(現状及び問題点)

群馬県においては、平成 28 年度包括外部監査の意見を踏まえ、「講師謝金の執行基準」（平成 29 年 10 月 17 日財第 105 - 4 号）が作成された。委託や補助など、県以外の団体が実施する場合についても、同執行基準を踏まえて必要な単価を決定するものとされている。

執行基準として定められている講師謝金の時間単価は以下のとおりである。

大学教授級	8,000 円以内
その他	4,200 円以内
著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれる講師など、上記の区分により難しい場合	以下の事項を踏まえて、各所属長が必要と認めた額 (1) 当該講師の業績 (2) 当該講師の知名度 (3) 当該講師の年齢や経験年数等 (4) 当該講師が国や他の自治体等で後援等を行った際の支払金額

著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれる講師など、上記の区分により難しい場合として、以下の事例が検出された。

事業内容	1 時間当たり単価 (円)
<small>こうくう</small> 口腔機能向上担当者研修	20,000
研修会	20,000～33,333
ぐんま認定介護福祉士研修会	4,000～15,000
認知症介護等研修	4,000～10,000
介護保険事業所苦情処理研修会	33,333

(注)：口腔機能向上担当者研修の時間は 40～50 分

県の執行基準によれば、「上記の区分により難しい場合」には、(1) 当該講師の業績、(2) 当該講師の知名度、(3) 当該講師の年齢や経験年数等、(4) 当該講師が国や他の自治体等で後援等を行った際の支払金額を踏まえて各所属長が必要と認めた額とされているが、所属長が(1)から(4)の事項をどのように把握してどのように謝金額が妥当であると判断したのかに関する客観的な資料は残されていなかった。

このような状況では、事後的に謝金額の妥当性を検証することは困難である。また、客観的な資料を残しておかなければ、毎年、従前の謝金額を踏襲するだけになりかねない。

(改善策)

講師謝金に関する県の執行基準のうち、「著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれるなど、上記の区分により難しい場合」に該当するとして講師謝金を決定する場合には、執行基準の掲げるとの事項をどのように考慮して判断したのかが分かる客観的資料を残しておくべきである。

(3) 群馬長寿社会づくり財団の自主財源の確保について（意見3）

群馬県は群馬長寿社会づくり財団の運営について、人件費や一般運営費等の管理費に対して補助金を支給して負担しているが、財団は自主財源によりこれら管理費を賄うべきである。

(現状及び問題点)

群馬県は公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団の運営について補助金を支給しており、その補助の対象は、事業費及び財団運営に必要な人件費や一般運営費等の管理費となっている。

「公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団県費補助金交付要綱」によると補助対象事業及び経費として以下のとおり定めている。

補助対象事業及び経費

区分	補助対象事業	補助対象経費	基準額 (補助率)
事業費	高齢者を対象として実施する次の事業 ① 健康づくりを推進する事業 ② 生きがづくり等に関する調査研究事業 ③ 社会参加、仲間づくりなど高齢者の生きがづくり等に関する事業 ④ 生きがづくり等に関する普及啓発事業 ⑤ その他の事業で知事が必要と認めたもの	報酬、報償費、旅費、交際費、食糧費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品費、負担金、公課費、その他必要と認める経費	知事が必要と認めた額 (10/10)
管理費	① 人件費 ア 高齢者総合相談センター運営にかかる	報酬、給料、共済費、賃金、報償費、	知事が必要と認めた額

	人件費 イ アを除く財団運営にかかる人件費 ② 一般運営費 ③ その他の管理費で知事が必要と認めたもの	旅費、交際費、食糧費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品費、負担金、公課費、その他必要と認める経費	(10/10)
--	--	---	---------

また財団からの補助金精算書によれば、県の補助金によって賄われている管理費は令和元年度で合計 65,145 千円となっている。

「令和元年度群馬県長寿社会づくり財団県費補助金精算書」より

	項目	補助金 交付決定額	経費総額 (支出合計)	その他の 収入額	県費補助所 要額
管 理 費	高齢者総合相談センター 人件費	19,406 千円	19,153 千円	-	19,153 千円
	財団運営人件費	43,228 千円	42,366 千円	-	42,366 千円
	一般運営費	4,296 千円	3,996 千円	370 千円	3,626 千円
	計	66,930 千円	66,515 千円	370 千円	65,145 千円

群馬県からの要請を受けて行う事業運営に係る直接的な事業費は補助金により県が負担する必要があると考えるが、財団を運営するうえで必要な管理に要する費用については、財団独自の財源で賄われるべきであり、その管理費まで県が補助金として支出することは不合理であり、上記のように単年度で 65 百万円もの補助金を毎年県が負担するのは余りにも負担が多すぎると考える。

(改善策)

財団は自主財源をできるだけ確保するように努力して自身の運営費を賄い、県からの管理費に対する補助金を可能な限り減らす必要がある。

■ 個別の事業に関する監査結果及び意見

第1 福祉マンパワーセンター運営

1. 事業の概要

(1) 事業目的

社会福祉施設等に就職を希望する者に対する就業のあっせんや、社会福祉事業従事者に対する研修を実施することにより、県民に良質な福祉サービスを提供する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	5 介護人材確保対策と資質の向上 ・福祉マンパワーセンター運営事業 ・福祉・介護人材マッチング機能強化事業
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	社会福祉法 群馬県福祉マンパワーセンターの設置及び管理に関する条例

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：(社福) 群馬県社会福祉協議会（福祉マンパワーセンターの管理運営を指定管理者に委託）

(4) 事業計画

①福祉マンパワーセンターの運営 53,180千円

福祉マンパワーセンターの管理運営を指定管理者に委託し、効率的な運営を図る。

- ・指定管理者：(社福) 群馬県社会福祉協議会
- ・指定期間：平成30年4月1日～令和4年3月31日（4年間）（注）
- ・委託業務：福祉人材センターバンク事業（福祉人材無料職業紹介）
研修事業（社会福祉事業従事者等の養成）

（注）：令和2年12月25日に新型コロナウイルス感染拡大の影響により、指定期間を1年延長した。

②福祉・介護人材マッチング機能強化事業

福祉マンパワーセンターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者と事業者のマッチング支援、求職者のニーズに合わせた職場開拓等を実施する。

(5) 事業内容

①福祉マンパワーセンターの運営

社会福祉法第 93 条において、「都道府県知事は社会福祉事業等に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業等従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センターとして指定することができる」とされている。

群馬県では、福祉人材センターを福祉マンパワーセンターと呼んでいる。

群馬県福祉マンパワーセンターの設置及び管理に関する条例において、設置目的及び業務が以下のとおり規定されている。

(設置)

第二条

社会福祉に関する人材の養成、確保及び資質の向上を図り、並びに社会福祉に関する調査研究及び啓発活動に取り組むことにより、社会福祉の発展に寄与し、あわせて福祉に関する県民の理解を深めるため、群馬県福祉マンパワーセンターを前橋市に設置する。

(業務)

第三条

- ア 社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助に関する業務
- イ 社会福祉事業従事者又は社会福祉事業に従事しようとする者に対する研修に関する業務
- ウ 社会福祉事業従事者の確保に係る調査研究に関する業務
- エ 社会福祉事業に関する啓発普及に関する業務
- オ 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務

群馬県では、(社福)群馬県社会福祉協議会を指定管理者として、管理運営を委託している。なお、公募により指定管理者を決定したが、1者のみの応募であった。

令和元年度の実際の事業内容は下記のとおりである。

ア 福祉人材確保の安定化・定着化

(ア) 群馬県福祉マンパワーセンターの管理・運営

- ・ 県福祉マンパワーセンター運営委員会の開催
- ・ 市・太田市福祉人材バンクとの連携強化

(イ) 次代の福祉人材の育成と福祉分野のイメージアップ

- ・ 福祉の仕事・魅力発見セミナー専門員派遣事業の実施
- ・ 高校生のための福祉セミナーの開催
- ・ 福祉の職場見学バスツアーの開催

- ・福祉従事者養成校に対する情報提供
- ・あらゆる媒体を介した積極的な広報活動を展開し、介護職のイメージアップを図るとともに、県福祉マンパワーセンターを広く一般県民に周知
- (ウ) 福祉人材無料職業紹介所の利用促進
 - ・福祉人材無料職業紹介所の運営
 - ・インターネット職業紹介システムの効果的運用
- (エ) 福祉人材の確保・育成・定着対策の充実・強化
 - ・福祉人材確保相談事業の実施
 - ・「離職した介護福祉士の届出制度」の周知
 - ・専門相談員による就業支援事業の実施
 - ・福祉ハートフルフェアの開催
 - ・地域別ミニ就職面接会の開催
 - ・福祉の就職ガイダンスの開催
 - ・出張相談会の実施
 - ・福祉・介護人材定着支援セミナーの開催
 - ・福祉のお仕事「就活応援セミナー」の実施
 - ・求職者に対する情報提供
 - ・インターネットホームページの積極的活用
 - ・福祉人材マッチング機能強化事業の実地・施設見学会の開催、福祉の仕事相談会開催（福祉・介護人材マッチング機能強化事業）
 - ・介護支援専門員実務研修受講試験の実施
 - ・福利厚生センター事業の実施
- イ 研修事業の充実による人材育成
 - (ア) 研修機能の強化
 - ・研修体系の見直し、キャリアアップに向けた研修の充実

②福祉・介護人材マッチング機能強化事業

福祉・介護分野での質の高い人材を確保するため、福祉マンパワーセンターに福祉・介護に関する専門知識をもつキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を図る。（福祉マンパワーセンターの運営事業と分けているが、実際には、福祉マンパワー事業の一部である。）

ア 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施

- ・キャリア支援専門員による施設・事業所への訪問実施
- ・キャリア支援専門員による福祉従事者養成校等への訪問実施
- ・キャリア支援専門員による県内ハローワークへの訪問実施

- ・キャリア支援専門員による求職相談の実施
- ・キャリア支援専門員による就労後相談の実施
- ・キャリア支援専門員連絡会議の開催

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
6,611(10%)	22,877(33%)	—	39,323(57%)	68,811(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	69,155	65,000	4,155	
平成 30 年度	68,617	64,982	3,635	
令和元年度	68,811	65,871	2,940	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	65,871	マンパワーセンター運営 50,317 マッチング機能強化事業 15,554
合計	65,871	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

ア 福祉マンパワーセンターの運営

- ・求職相談件数
- ・就職件数
- ・研修会参加人数

イ 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

なし

②達成状況（令和元年度）

ア 福祉マンパワーセンターの運営

	目 標	実 績	達成率
求職相談件数	6,000 件	3,191 件	53.2%
就職件数	400 件	179 件	44.7%
研修会参加人数	1,100 件	952 件	86.5%

イ 福祉介護人材マッチング機能強化事業

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）福祉マンパワーセンター運営における事業目標の達成状況について（意見4）

事業目標のうち、求職相談件数及び就職件数が過去4年間で一度も達成できていない。求職者のニーズを把握し、求職者の求めている支援対策を講じる必要がある。

（現状及び問題点）

令和元年度の事業目標の達成状況によれば、研修会参加人数は概ね目標を達成しているが、求職相談件数及び就職件数は、達成率50%程度と低迷している。更に、平成28年度～平成30年度の3年間は以下のとおりである。

		目 標	実 績	達成率
平成28年度	求職相談件数	7,500 件	4,938 件	65.8%
	就職件数	500 件	272 件	54.4%
	研修会参加人数	1,100 件	1,140 件	103.6%
平成29年度	求職相談件数	6,200 件	4,032 件	65.0%
	就職件数	400 件	239 件	59.0%
	研修会参加人数	1,100 件	1,139 件	103.5%
平成30年度	求職相談件数	6,000 件	3,239 件	54.0%
	就職件数	400 件	190 件	47.5%
	研修会参加人数	1,100 件	1,001 件	91.0%

求職相談件数は、目標を下げていても達成率が改善しない状況が続いている。就職件数も、目標を達成していない。

福祉・介護業界は慢性的な人材不足に陥っており、求職者が目標人数ほど多くない可能性も否定できないが、慢性的な人材不足だからこそ、1人でも多くの求職相談を受け、就職件数に結びつける必要がある。

直近5年間の指定管理料は、以下のとおりである。ほぼ横ばいで推移しているものの、事業目標の達成率は下がってきており、目標達成に向け更なる工夫が求められる。

	指定管理料
平成28年度	51,004千円
平成29年度	49,580千円
平成30年度	49,695千円
令和元年度	50,317千円
令和2年度(予算)	53,180千円

(改善策)

求職者のニーズを把握し、求職者の求めている支援対策を講じて事業目標を達成できるように努める必要がある。

第2 地域あんしん生活支援

1. 事業の概要

(1) 事業目的

少子高齢化や核家族化などにより社会が大きく変容する中、地域共生社会づくりを推進し県民が地域で安心して暮らせるよう、地域福祉推進の中核的存在である県社会福祉協議会が取り組む各種のセーフティネット事業に必要な支援を行う。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・高齢者の権利擁護
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	社会福祉法・成年後見制度の利用の促進に関する法律

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：成年後見制度利用促進事業は社会福祉法人群馬県社会福祉協議会に委託
地域生活定着支援センターは社会福祉法人はるな郷に委託

(4) 事業計画

①地域あんしん生活支援（日常生活・生活福祉資金） 138,395 千円

②成年後見制度利用促進 1,401 千円

③市民後見推進事業 9,856 千円

④地域生活定着支援センター 25,000 千円

(5) 事業内容

①地域あんしん生活支援（日常生活・生活福祉資金）

日常生活自立支援事業は、福祉サービスを利用するお手伝いや日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害のある方々が地域で安心して生活できるように支援する事業

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障害者又は高齢者の世帯の方々に、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援する制度

(令和元年度生活福祉資金の状況 (貸付実績))

区分		令和元年度 貸付決定	
		件数 (件)	金額 (千円)
総合支援資金		0	-
福祉資金	福祉費	59	7,693
	緊急小口資金	118	5,521
教育支援資金		110	49,465
不動産担保型生活資金	一般	0	-
	要保護	5	30,587
臨時特例つなぎ資金		1	100
合計		293	93,366

②成年後見制度利用促進事業

成年後見制度の利用促進を目的として、制度普及啓発のための県民向けセミナーや、制度利用に関する相談対応・調整等を行う市町村の体制整備支援のための研修及び情報交換会を実施するため、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会と業務委託契約を締結

③市民後見推進事業

市民後見人養成研修の受講、活動中の市民後見人に対する支援体制の整備検討、候補者が家裁から選定されるまでの資質の向上や意欲の向上を図るためのフォローアップ研修の開催、受任適否・候補者選考を行う受任調整会議の開催、成年後見制度や市民後見人の役割を紹介する後援会（市民向けセミナー）等の開催

(令和元年度 市民後見人補助額一覧)

補助対象者	補助額 (単位：千円)
高崎市	1,425
太田市	430
館林市	1,785
合計	3,640

④地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所・少年刑務所・拘置所及び少年院を指す。）退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、その結果として、再犯防止対策に

資することを目的とする。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
81,237 (47%)	23,975(14%)	—	69,440 (40%)	174,652 (100%)

②その他

ア 成年後見制度利用促進事業 2/3 国 1/3 群馬県

イ 市民後見推進事業：2/3 国 1/3 群馬県

ウ 生活福祉資金：①事務費 1/2 国 1/2 群馬県、②特例貸付原資 10/10 国（※）

※②は新型コロナウイルス感染拡大に伴う補正予算

エ 日常生活自立支援事業：1/2 国 1/2 群馬県（一部 10/10 群馬県）

オ 地域生活定着支援センター：3/4 相当国（国の基準額を超える部分は一般財源）

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	165,334	161,912	3,422	
平成 30 年度	162,999	158,333	4,666	
令和元年度	162,925	620,169	△457,244	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	26,529	地域生活定着支援センター、成年後見制度利用促進、市民後見推進
負担金補助及び交付金	593,640	日常生活自立支援、生活福祉資金貸付、成年後見制度利用促進、市民後見推進
合計	620,169	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

ア 成年後見制度利用促進事業：普及啓発セミナー受講者数（250 人）

イ 市民後見推進：新規の研修受講者数（50 人）

②達成状況

- ア 成年後見制度利用促進事業：普及啓発セミナー受講者数（433人）
- イ 市民後見推進：新規の研修受講者数（160人）

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）補助事業執行状況報告について（指摘1）

補助事業者である群馬県社会福祉協議会から、補助事業の執行状況の報告が行われておらず、群馬県地域あんしん生活支援事業県費補助金交付要綱第10に違反している。

適正な補正予算を作成するためには、補助金の執行状況を把握するとともに、執行状況を記録として残す必要があるため、今後は補助事業の執行状況を、群馬県社会福祉協議会から、要綱に定められた書式で報告させるべきである。

（現状及び問題点）

群馬県地域あんしん生活支援事業県費補助金交付要綱第10において、「補助事業の執行状況の報告は、補助事業状況報告書（様式第4号）によるものとし、補助金の交付決定年度の11月30日までに提出しなければならない。」とされている。

しかし、補助事業者である群馬県社会福祉協議会から、補助事業の執行状況の報告は行われていない。補助事業執行状況報告を求めた趣旨は、当該報告により補助金の執行状況を把握し、補正予算の策定に役立てるためと考える。群馬県各担当部署から、群馬県社会福祉協議会に進捗状況は問い合わせているものと思われるが、記録に残されていないため、確認できない。

（改善策）

適正な補正予算を作成するためには、補助金の執行状況を疎明する資料が必要であるため、今後は補助事業の執行状況を、群馬県社会福祉協議会から、要綱に定められた書式で報告させるべきである。

（2）市民後見推進について（意見5）

市民後見については、ほとんど利用実績がなく、市民後見推進のための補助金が有効活用されていない。今後は補助金の有効性を高めるため、市民後見人が実際に選任されるような施策を実施すべきである。

（現状及び問題点）

市民後見推進については、市民後見人の養成講座等を行っているが、現状、家庭裁判所が親族及び専門家（弁護士・司法書士等）以外の市民を成年後見人として選任したケース

は過去から現在までに、高崎市において弁護士のサポートを前提に複数の実績があるのみで、それ以外の市町村においては実績がない。したがって、令和元年度は高崎市を除いた2つの市に2,215千円の補助金が支給されているが、家庭裁判所から市民後見人が選任された実績はないため、補助金が有効活用されていない。

(改善策)

補助金の有効性を高めるため、市民後見人の活用方法を考えるべきである。具体的には市民後見人の選任を家庭裁判所に働きかけるか、若しくは家庭裁判所で市民後見人を選任しないようなら、市民後見人を弁護士等専門家や社会福祉協議会の補助者として経験を積ませて、将来的には家庭裁判所が選任してくれるような方策を考えるべきである。

(3) 実績報告書の正当性チェックについて（意見6）

委託料と決算額が一致している場合は、その決算額の正当性に疑義があるため、実地調査を行うべきである。また、仮に決算額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後決算額は実績額を記載するように指導すべきである。

(現状及び問題点)

令和元年度群馬県成年後見制度利用促進事業については、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会に委託している。委託先からは実績報告書とともに、当該事業に係る委託料精算書が添付されてくる。当該委託料精算書には、決算額が記載されているが、当該決算額(1,401,000円)は委託料(1,401,000円)と一致していた。通常、委託料と決算額は一致しないはずであり、一致している場合は当該報告書の信憑性を確認する必要がある。

(改善策)

実績報告書の決算額と委託料が一致している場合は、その正当性に疑義があるため、実地調査を行うべきである。また、仮に決算額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後決算額は実績額を記載するように指導すべきである。

第3 医療介護連携推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県民が可能な限り住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう、在宅医療の提供体制の整備、在宅医療・介護連携の推進、県民への普及啓発等を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・地域包括ケア推進、在宅医療基盤整備 ・在宅医療・介護人材育成事業 ・医療介護連携推進支援 等
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	—

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①地域包括ケア推進、在宅医療基盤整備 40,063 千円

- ・市町村や、各地域において在宅医療・介護連携推進に取り組む関係団体を支援する。
- ・在宅医療を担う診療所や訪問看護ステーションなどの開設・運営を支援する。

②在宅医療・介護人材育成事業 12,440 千円

- ・在宅医療に係る人材育成、多職種連携、普及啓発等の事業を支援する。
- ・介護支援専門員を対象とした医療介護連携推進研修を行う。

③医療介護連携推進支援 等 5,584 千円

- ・地域における退院調整ルールの進行管理や、患者の意思決定を支援する研修や普及啓発等を行う。

(5) 事業内容

①地域包括ケア推進、在宅医療基盤整備

市町村の在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施につなげるため、在宅医療介護連携の推進拠点となる郡市医師会等が行う以下の取組に対して支援を行っている（令和元年度実績：6事業）。

- ・在宅医療の実施体制の充実
- ・在宅医療介護連携体制の構築推進
- ・主治医、副主治医制の構築等に係る調整
- ・在宅医療推進に係る研修（在宅医療に係る医師の同行訪問等）

在宅療養支援診療所等における在宅医療の提供に必要な医療機器等の購入のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入に対して支援を行っている（令和元年度実績：22事業）。また、訪問看護支援ステーションを5か所指定し、訪問看護師の技術及び訪問看護事業所の運営等に関する実践的な支援が受けられる仕組みを整備している。

②在宅医療・介護人材育成事業

以下の3つの研修を行っている（令和元年度実績：計31事業）。

- ・人材育成研修（専門研修）
 - 在宅医療の推進及び医療連携体制の構築に係る医療従事者向け研修（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）及び専門分野研修（認知症、がん等）
- ・人材育成研修（多職種連携）
 - 在宅医療における多職種又は医療・介護の連携促進に係る研修
- ・普及啓発
 - 県民等に対する在宅医療に関する普及啓発事業

③医療介護連携推進支援 等

在宅医療・介護支援パンフレット「住み慣れたわが家で」を15,000部発行している。また、患者の意思決定支援事業として、専門職向け研修会を3回、県民向け講演会を2回開催している。（いずれも令和元年度実績）

（6）国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	68,004(98%)	—	1,374(2%)	69,378(100%)

②その他

本事業の主な財源である群馬県地域医療介護総合確保基金は、国が2/3、県が1/3の負担割合となっている。また、本事業では市町村への交付金はない。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	78,843	42,716	36,127	
平成 30 年度	69,061	34,047	35,014	
令和元年度	69,378	29,009	40,369	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
補助金	19,404	地域医療介護総合確保基金事業費
委託料	4,176	訪問看護支援ステーションに係る委託料等
需用費	2,215	在宅医療介護支援パンフレット印刷等
賃金	1,583	会計年度任用職員賃金
報償費	802	研修会講師謝金等
旅費	278	費弁旅費等
共済費	260	会計年度任用職員健康保険料等
使用料及び賃借料	141	会場使用料等
役務費	118	通信費等
償還金利子及び割引料	32	過年度国庫金返還
合計	29,009	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

ア 退院支援を実施(退院支援加算を算定)している病院・診療所数

50~51 か所(平成 27 年度) → 56~58 か所(令和 2 年度)

イ 退院調整ルールに係る退院調整漏れ率

24.2%(平成 27 年度) → 20%未満(令和 2 年度)

ウ 訪問診療を実施している病院・診療所数

485 か所(平成 27 年度) → 519 か所(令和 2 年度)

エ 訪問診療を実施している病院・診療所 1 か所当たりの患者数(1 か月当たりレセプト数)

19.3 人(平成 27 年度) → 20.7 人(令和 2 年度)

- オ 訪問歯科診療（居宅又は施設）を実施している診療所数
200 か所（平成 27 年度）→ 234 か所（令和 2 年度）
- カ 健康サポート薬局数
17 か所（平成 29 年度）→ 64 か所（令和 2 年度）
- キ 訪問看護事業所数
177 か所（平成 28 年度）→ 196 か所（令和 2 年度）
- ク 在宅療養支援診療所数
237 か所（平成 28 年度）→ 250 か所（令和 2 年度）
- コ 往診を実施している病院・診療所数
728 か所（平成 27 年度）→ 829 か所（令和 2 年度）
- サ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
114 か所（平成 28 年度）→ 126 か所（令和 2 年度）
- シ 在宅看取り（ターミナルケア加算等を算定）を実施している病院・診療所数
194 か所（平成 27 年度）→ 221 か所（令和 2 年度）

②達成状況

11 項目のうち、現時点で目標を達成しているものが 3 項目、達成はしていないものの計画策定時に比べて改善しているものが 5 項目、計画策定時に比べて後退しているものが 2 項目、比較可能なデータがないものが 1 項目、となっている。

- ア 退院支援を実施（退院支援加算を算定）している病院・診療所数
53～59 か所（平成 30 年度）（目標値）56～58 か所（令和 2 年度） 改善
- イ 退院調整ルールに係る退院調整漏れ率
13.2%（令和元年度）（目標値）20%未満（令和 2 年度） 達成
- ウ 訪問診療を実施している病院・診療所数
487～511 か所（平成 30 年度）（目標値）519 か所（令和 2 年度） 改善
- エ 訪問診療を実施している病院・診療所 1 か所当たりの患者数（1 か月当たりレセプト数）
データなし（目標値）20.7 人（令和 2 年度） —
（注）データ提供元の政府において提供範囲の変更が行われた結果、算定できなくなったとのことである。

- オ 訪問歯科診療（居宅又は施設）を実施している診療所数
183 か所（平成 29 年度）（目標値）234 か所（令和 2 年度） 後退
- カ 健康サポート薬局数
27 か所（令和元年度）（目標値）64 か所（令和 2 年度） 改善
- キ 訪問看護事業所数
200 か所（令和元年度）（目標値）196 か所（令和 2 年度） 達成

ク	在宅療養支援診療所数	245 箇所（令和元年度）	（目標値）250 箇所（令和 2 年度）	改善
ケ	往診を実施している病院・診療所数	660～677 箇所（令和元年度）	（目標値）829 箇所（令和 2 年度）	後退
コ	24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数	131 箇所（平成 29 年度）	（目標値）126 箇所（令和 2 年度）	達成
サ	在宅看取り（ターミナルケア加算等を算定）を実施している病院・診療所数	206～226 箇所（平成 30 年度）	（目標値）221 箇所（令和 2 年度）	改善

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）在宅医療・介護連携に関する相談窓口について（意見 7）

県では、各地域に設置されている「在宅医療・介護連携に関する相談窓口」の相談状況等を比較分析できる形で把握していないことから、各相談窓口の活動状況を比較分析できない状態となっている。このため、相談窓口の状況に応じ、各相談窓口に対してどのような支援を行うことが効果的か検討する際に支障が生じるおそれがある。

各地域の相談窓口の負担に配慮しつつ、相談件数等の情報提供を依頼し、各相談窓口の状況に応じた支援を行う態勢を整えることが望ましい。

（現状及び問題点）

在宅医療と介護との連携を推進するため、群馬県内には、市町村により「在宅医療・介護連携に関する相談窓口」が 15 箇所開設されている。各相談窓口は、在宅医療・介護連携推進事業として、地域の医療・介護資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、在宅医療・介護連携に関する相談支援、地域住民への普及啓発等を実施している。

このように、これらの相談窓口の活動は本事業の適切な実施にとって極めて重要と考えられる。しかしながら、県では、これらの相談窓口の相談状況等を比較分析できる形で把握していないことから、各相談窓口の活動状況を比較分析できない状態となっている。このため、相談窓口の状況に応じ、各相談窓口に対してどのような支援を行うことが効果的か検討する際に支障が生じるおそれがある。

（改善策）

各地域の相談窓口の負担に配慮しつつ、相談件数等の情報提供を依頼し、各相談窓口の状況に応じた支援を行う態勢を整えることが望ましい。

(2) 成果指標について (意見 8)

成果指標のうち、2つの項目は、計画策定時の状況より直近値が後退している。また、現在の11項目の多くは、病院・診療所数といった施設数に関する指標となっている。

このため、直近値が後退した原因とそれが事業の進捗に与える影響を分析し、数値向上に向けた対策を検討することが望ましい。また、次期計画策定時には、より多様な指標を設定することが望ましい。

(現状及び問題点)

本事業の11項目の成果指標のうち、「訪問歯科診療（居宅又は施設）を実施している診療所数」及び「往診を実施している病院・診療所数」の2つの項目は、計画策定時の状況より直近値が後退している。

この原因について、担当室は、歯科医師・医師の高齢化により、訪問歯科診療や往診に対応できる診療所等が減少したことを挙げていた。また、往診の件数自体は増加しており、一部の病院・診療所への依頼が集中した可能性を指摘していた。

この立場から考えると、対応する診療所・病院が減少したとしても、全体として訪問歯科診療や往診に対応できていれば、在宅医療の推進との関係で問題ないとの考え方もあるが、その場合は、診療所の数を成果指標としていることの妥当性の問題が生じる。

また、成果指標を分類すると、現在の11項目のうち、「訪問診療を実施している病院・診療所1か所当たりの患者数」と「退院調整漏れ率」の2項目以外は、病院・診療所数といった施設数に関する指標となっている。なお、「訪問診療を実施している病院・診療所1か所当たりの患者数」は、国のデータの提供方針が変更となったことにより、比較可能なデータを作成できない状態となっている。

(改善策)

計画策定時の値よりも直近値が後退した原因とそれが事業の進捗に与える影響を分析し、数値向上に向けた対策を検討することが望ましい。

成果指標については、施設数に関する指標が多く、患者数に関する唯一の指標であった「訪問診療を実施している病院・診療所1か所当たりの患者数」も比較可能なデータが入手できなくなっており、次期計画策定時には、より多様な指標を設定することが望ましい。

第4 地域医療介護総合確保計画

1. 事業の概要

(1) 事業目的

高齢化の急速な進展による医療・介護サービスの需要の増大に対応し、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	地域医療介護総合確保促進法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：—

(4) 事業計画

地域医療介護総合確保基金の積立 当初予算 1,744,027 千円

上記基金の運用益積立 当初予算 1,035 千円

(5) 事業内容

地域医療介護総合確保基金を運用し、下記事業を対象に資金を交付する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

② 居宅等における医療の提供に関する事業

③ 介護施設等の整備に関する事業

④ 医療従事者の確保に関する事業

⑤ 介護事業者の確保に関する事業

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,162,684(67%)	1,035(0%)	—	581,343(33%)	1,745,062(100%)

②その他

事業負担割合 国2/3、県1/3

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	2,700,052	2,713,722	△13,670	
平成30年度	2,290,378	2,299,142	△8,764	
令和元年度	1,745,062	1,348,482	396,580	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
積立金	1,348,482	地域医療介護総合確保基金積立金
合計	1,348,482	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

第5 地域支援事業推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、市町村や地域包括支援センターが実施する介護予防の取組や支え合いの地域づくり等に対して支援する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・地域支援事業交付金
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	介護保険法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：市町村、地域包括在宅介護支援センター協議会、群馬県地域リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション広域支援センター

(4) 事業計画

①介護予防対策推進 16,804 千円

運動・栄養・口腔・社会参加に着目したフレイル (frail) 予防・介護予防の取組を推進するため、フレイル予防サポーター養成標準教材を作成し、モデル市町村においてフレイル予防サポーター養成・生活機能の評価等を実施する。

*フレイルとは、加齢に伴う様々な機能変化や予備能力低下によって健康障害に対する脆弱性が増加した状態と理解されている（荒井秀典「フレイルの意義」日老医誌 2014 年 51 号 497-501 頁）。

②地域包括支援センター機能強化事業 8,345 千円

市町村が開催する自立支援型地域ケア個別会議にアドバイザーや理学療法士等の専門職を派遣し、会議の立ち上げを支援する。

③生活支援体制整備推進、生活支援サービス普及啓発 3,858 千円

市町村向け相談窓口の設置、研修等を実施する。

④地域支援事業交付金 1,239,765 千円

市町村が実施する地域支援事業の経費の一部を交付する。

(5) 事業内容

①介護予防対策推進

ア フレイル予防

令和元年度においては、介護予防対策推進として、以下のフレイル予防事業を実施した。

- (ア) フレイル予防推進リーダー養成標準教材の作成
- (イ) フレイル予防インストラクター養成研修（1回）
- (ウ) モデル市（3市、前橋市・伊勢崎市・安中市）による実証実験
 - ・フレイル予防推進リーダー養成講座の事前評価
 - ・推進リーダー自身の通いの場などでのフレイル予防の取組
 - ・取組後の評価

イ 群馬県地域リハビリテーション支援センター運営

県地域リハビリテーション支援センターに委託し、以下の事業などを実施した。

- (ア) フレイル予防普及啓発講演会の実施（1回）
- (イ) 地域リハビリテーション支援センター関係者研修会
- (ウ) 広域支援センターの支援

ウ 地域リハビリテーション広域支援センター運営

地域リハビリテーション広域支援センターに委託し、以下の事業などを実施した。

- (ア) 介護予防サポーター養成
 - 初級 416 人、中級 337 人
- (イ) 市町村、施設などへの指導 89 件
- (ウ) 推進協議会、実務者会議の運営
- (エ) 相談対応
- (オ) 啓発活動

エ 介護予防の推進のための指導者育成研究

群馬県における医療及び介護の総合的な確保のために策定した群馬県地域医療介護総合確保計画に基づき、介護従事者の確保を図るため、介護予防の推進のための指導者育成事業等を行う県単位のリハビリテーション関連団体等に対し、補助金を交付している。

令和元年度においては、群馬県理学療法士協会・作業療法士協会・言語聴覚士会連絡協議会、群馬県作業療法士会に対し、補助金を支出した。

オ 運動器の機能向上担当者研修

一般社団法人群馬県理学療法士協会との間で委託契約を締結し、以下のとおり、研修を実施した。

- (ア) 対象者

運動器の機能向上に従事する県内の通所リハビリテーション及び通所介護事業所に勤務する職員又は市町村で介護予防事業に携わる職員等

(イ) 実施回数

年1回×4箇所(座学、実技)

カ 口腔ケア担当者研修

公益社団法人群馬県歯科医師会との間で委託契約を締結し、以下のとおり、研修を実施した。

(ア) 対象者

口腔機能向上に従事する県内のリハビリテーション及び通所介護事業所に勤務する職員又は市町村で介護予防事業に携わる職員

(イ) 回数

年1回

②自立支援型ケアマネジメント推進

市町村(地域包括支援センター)が開催する地域ケア会議に対し、理学療法士等の専門職を派遣するとともに、地域包括支援センターの職員等を対象に介護予防ケアマネジメントに関する研修等を開催した。

具体的な実施状況等は、以下のとおりである。

ア 自立支援型地域ケア会議へのアドバイザー、専門職派遣

10市町村

イ 介護予防支援従事者研修

群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会との間で委託契約を締結し、以下のとおり、実施した。

(ア) 対象者

- ・地域包括支援センターの新人職員
- ・地域包括支援センターから介護予防支援の一部を受託する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員で、市町村を通じて申し込んだ者(過去に当該研修を受講した者は除く)

(イ) 実施回数

年1回

ウ 地域包括支援センター職員階層別研修

群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会との間で委託契約を締結し、以下のとおり、実施した。

(ア) 対象者

市町村の担当職員、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに勤務する職員

- ①初任者の目安：経験年数0～3年
- ②現任者の目安：経験年数4年以上
- ③指導者の目安：指導者（センター長）や希望する担当者

(イ) 研修内容

研修名	対象者	研修区分	回数
初任者研修	地域包括支援センター職員	基礎的事項	前期1回 後期1回
現任者研修		実践的事項	1回
指導者研修		組織マネジメント	1回

エ 群馬県自立支援型ケアマネジメント推進事業に係る研修

特定非営利活動法人群馬県歯科衛生士協会、一般社団法人群馬県薬剤師会及び公益社団法人群馬県栄養士会との間で、それぞれ、委託契約を締結し、以下のとおり、歯科衛生士、薬剤師、栄養士に対する研修を実施した。

(ア) 対象

県内に在勤又は在住する各資格取得者

(イ) 実施回数

年1回以上

(ウ) 研修内容

以下を標準的内容とする1時間30分程度の研修

- ・行政説明：事業の概要説明（15分）
- ・講義1：「自立支援型地域ケア個別会議」の意義について（30分）
- ・講義2：「自立支援型地域ケア個別会議」への参加経験から（30分）
- ・「自立支援型地域ケア個別会議」の実際（ビデオ解説）（15分）

③生活支援体制整備推進、生活支援サービス普及啓発

ア 生活支援体制整備支援事業

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会との間で委託契約を締結し、以下の事業などを実施した。なお、(ア)以外は、群馬県との共催で実施している。

(ア) 生活支援体制整備に関するワンストップ相談窓口の設置

(イ) 生活支援コーディネーター養成研修企画等会議

(ウ) 生活支援コーディネーター養成研修

(エ) 生活支援コーディネーターフォローアップ研修

イ 生活支援サービス普及啓発

群馬県主催で「買い物弱者支援に係る情報交換会」を実施した。

④地域支援事業交付金

介護保険法第 123 条第 3 項及び同条第 4 項に基づき、県が市町村に対して交付する交付金である。介護予防・日常生活支援総合事業に対する交付割合は、法律及び政令により、以下のとおり、定められている。包括的支援事業及び任意事業に関しては、事業費の 19.25%が県の負担額である。

【介護保険法第 123 条】

3 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の 100 分の 12.5 に相当する額を交付する。

4 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、特定地域支援事業支援額の 100 分の 25 に相当する額を交付する。

【介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第 2 条】

3 法第 123 条第 3 項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の 100 分の 12.5 に相当する額とする。

4 法第 123 条第 4 項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における特定地域支援事業支援額の 100 分の 25 に相当する額とする。

市町村が行うべき事業に関する目安は、国が「地域支援事業実施要綱」を定めて示している。

介護予防・日常生活支援総合事業は、もともとは介護サービスの一部であったが、平成 26 年に法律が改正され、要支援 1・2 の者の一部サービスが「介護予防・日常生活支援総合事業」とされた。

事業の実施主体は市町村である。サービスの主体は、既存の介護事業所だけでなく、住民や市町村など、多様となっている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
15,610(1%)	13,397(1%)	—	1,239,765(98%)	1,268,772(100%)

②その他

市町村への交付・・・1,295,884 千円

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	929,656	1,108,497	△178,841	超過分は補正予算で対応
平成 30 年度	1,246,136	1,293,715	△47,579	超過分は補正予算で対応
令和元年度	1,268,772	1,315,043	△46,271	超過分は補正予算で対応

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	1,055	地域ケア会議等への専門職派遣
旅費	360	地域ケア会議等への専門職旅費
需用費	66	研修講師昼食等
役務費	20	研修通知切手代等
委託料	17,571	研修委託費
使用料及び賃借料	87	研修会場使用料
負担金補助及び交付金	1,295,884	地域支援事業交付金(県費負担金)
合計	1,315,043	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

介護予防サポーター養成数、高齢者の通いの場の参加数・参加率、自立支援型の個別会議の開始に関し、数値目標を定めている。

②達成状況

令和2年度終了時点の達成目標であるが、全体的に、達成できる見込みである。

2. 監査結果(指摘又は意見)

(1) 委託金額の確定方法について(意見9)

研修実施の委託契約に関しては、委託先が実際支出した金額を超えて委託料を支払うことのないよう、委託料の確定は研修実施後とするなど、委託先との間で締結する委託契約書の文言の変更を検討すべきである。

(現状及び問題点)

介護予防対策推進として実施している運動器の機能向上担当者研修及び口腔機能向上担当者研修は、いずれも、県が他団体との間で委託契約を締結して実施している。そして、その委託金額は、委託先より、講師等報償費や交通費、食糧費、会場費、資料作成費、消

耗品費（資料作成費、案内状発送費）等の見積りを得た上で決定し、委託契約を締結していた。同委託金額は確定金額とされており、研修実施後に実際の研修実施にかかった費用などを確認して精算するなどはされていなかった。自立支援型ケアマネジメント推進事業に係る研修についても、同様に、研修実施後の精算はされていない。

確かに、委託契約は、契約締結時に委託金額を確定させることが多い。

しかしながら、研修の実施等の委託契約は、実際に研修が修了しなければ、交通費や資料作成費、消耗品費等が確定することはない。契約締結時に金額を確定させることが困難な場合といえる。例えば、介護高齢課が他団体との間で委託契約を締結して実施している介護研修等については、契約締結時の委託金額は概算額とした上で、業務実績報告書の提出後に同報告書の内容を検査し、委託額を確定することとしている。

県が実際に支出した金額を超えて委託先が委託料を支払うことは、妥当とはいえない。

また、高齢者施策として実施する研修の中で、委託料の確定方法に差を設ける必要があるものとは考えられない。

(改善策)

研修実施の委託契約に関しては、県が実際支出した金額を超えて委託先が委託料を支払うことのないよう、委託料の確定は研修実施後とするなど、委託先との間で締結する委託契約書の文言の変更を検討すべきである。

(2) 委託契約の効果測定について（意見 10）

委託契約の効果を測定するため、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備支援事業のうちの相談業務についても、相談件数や相談対応状況等の報告を求めるようにすべきである。

(現状及び問題点)

群馬県は、生活支援体制整備支援事業として、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会との間で委託契約を締結し、「生活支援体制整備に関するワンストップ相談窓口の設置」を委託している。そして、委託料の中には、相談員（1名）12ヶ月分の人件費も含まれている。

同委託契約に関しては、事業終了後に委託先から事業実績報告書の提出がなされることとなっているが、令和元年度において提出された事業実績報告書には、相談業務に関する実績報告はなされていなかった。

これでは、委託契約の効果測定をすることができない。

(改善策)

委託契約の効果を測定するため、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備支援事業のうちの相談業務についても、相談件数や相談対応状況等の報告を求めるようにすべきである。

第6 認知症施策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

認知症の人が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症に対する住民の理解を促進し、地域全体で認知症の人やその家族を支えていく環境や体制を整備する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	3 認知症施策の推進 ・認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 ・容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供と相談体制の充実 ・地域における支援体制の整備
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	老人福祉法、介護保険法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：健康福祉部健康福祉課

委託先 認知症疾患医療センター（指定医療機関）、各専門職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等）、認知症の人と家族の会群馬県支部他

(4) 事業計画

各事業名称	予算額
①認知症疾患医療センター運営事業	38,020 千円
②認知症への理解を深める県民運動推進	3,057 千円
③医療従事者等認知症対応力向上研修の実施	8,100 千円
④認知症高齢者介護家族等支援	2,184 千円

(5) 事業内容

各事業	内容
①認知症疾患医療センター運営事業	県が認知症疾患医療センターを設置（指定）し、保健医療・介護医療と連携を図りながら認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う。 県としては13医療機関の指定を行い、上記業務を委託している。
②認知症への理解を深める県民運動推進	認知症アンバサダーによる認知症理解促進イベントの開催、啓蒙のための電子広告等を行っている。また、社会的に認知症の理解を広げるべく認知症サポーター養成を行うキャラバンメイト養成研修会を実施している。
③医療従事者等認知症対応力向上研修の実施	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他病院勤務医療従事者向けに認知症対応力向上のための研修を実施している。
④認知症高齢者介護家族等支援	認知症家族の会への補助、本人ミーティングの実施、及び認知症の人と家族のための電話相談を行っている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
23,193 (39%)	12,400 (21%)	—	23,194 (39%)	58,787 (100%)

②その他

認知症サポーター養成支援事業として各市町村へ研修実施の要請をしているが、県としては研修テキストやオレンジリングの提供を行っている。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	45,655	36,488	9,167	実績による委託費の減等
平成 30 年度	48,727	36,622	12,105	実績による委託費の減等
令和元年度	58,787	43,901	14,886	実績による委託費の減等

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	313	研修講師への報償費
旅費	335	研修講師旅費、職員研修旅費
需用費	1,039	認知症サポーター養成支援
役務費	96	駐車場整理等
委託料	39,645	認知症疾患医療センター等委託
使用料及び賃借料	62	研修会場使用料
負担金補助及び交付金	2,411	研修受講県負担金等
合計	43,901	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

高齢者保健福祉計画（第7期）にて、令和2年度（2020年度）の目標指標が掲げられている。その内容は以下の通りである。

成果指標	令和2年度目標値
認知症サポーターの人数	200,000人
キャラバン・メイトの数	1,600人
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者	1,150人
認知症サポート医養成研修受講者	160人
歯科医認知症対応力向上研修受講者	320人
薬剤師認知症対応力向上研修受講者	510人
看護職員認知症対応力向上研修受講者	770人
一般病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修	3,830人
認知症介護指導者養成研修受講者	50人

認知症介護実践リーダー研修受講者	830 人
認知症介護実践者研修受講者	5,500 人
認知症カフェ等の設置	35 市町村 (全市町村)

②達成状況

上記成果指標に対する令和元年度実績は以下の通りである。

指標	令和元年度実績	令和2年度目標に対する達成率
認知症サポーターの人数	153,206 人	77%
キャラバン・メイトの数	—	—
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者	843 人	73%
認知症サポート医養成研修受講者	174 人	109%
歯科医認知症対応力向上研修受講者	246 人	77%
薬剤師認知症対応力向上研修受講者	378 人	74%
看護職員認知症対応力向上研修受講者	695 人	90%
一般病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修	677 人	18%
認知症介護指導者養成研修受講者	51 人	102%
認知症介護実践リーダー研修受講者	634 人	76%
認知症介護実践者研修受講者	6,119 人	111%
認知症カフェ等の設置	34 市町村	97%

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）病院勤務医療従事者認知症対応向上力研修受講者数について（意見 11）

県の認知症施策の1つとして、各種研修の実施がある。医師や歯科医師、看護師、介護関係者など認知症の早期発見や早期対応を行うべく、広く研修制度を設けているが、一般病院勤務医療従事者向けの研修受講者の実績が目標値に対して伸び悩んでいる。

令和2年度までの研修受講者目標人数 3,830 人に対して令和元年度実績が 677 人（達成率 18%）と大きく未達の状態である。当該研修は医療事務者などを含めた広く医療関係者全般向けの研修であるが研修を実施する場所が限定されていること等の理由で受講人数の増加につながっていない。

認知症に携わるのは、一義的には医師や看護師であるが、広義では受付業務やその他多くの医療従事者が関わるため研修受講者数を伸ばすよう、Web 対応を含め研修の受講機会を増やす対策を講ずるべきである。

（現状及び問題点）

認知症施策は国としても重要視しており、厚生労働省が国家戦略として平成 27 年に作成した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき群馬県も各種施策を策定、実施している。

県の施策の1つとして、前述した指標でもあげている各種研修の実施がある。医師や歯科医師、看護師、介護関係者など認知症の早期発見や早期対応を行うべく、広く研修制度を設けているが、一般病院勤務医療従事者向けの研修受講者の実績が目標値に対して伸び悩んでいる。

令和2年度までの研修受講者目標人数 3,830 人に対して令和元年度実績が 677 人（達成率 18%）と大きく未達の状態である。当該研修は医療事務者などを含めた広く医療関係者全般向けの研修であるが研修を実施する場所が限定されていること等の理由で受講人数の増加につながっていない。

なお、指標そのものは国の指標をベースに策定されている（病院一か所あたり 10 名の医療従事者が受講）。

（改善策）

認知症に携わるのは、一義的には医師や看護師であるが、広義では受付業務やその他多くの医療従事者が関わるため、研修受講者数を伸ばすよう、Web 対応を含め研修の受講機会を増やす対策を講ずるべきである。

第7 高齢者権利擁護推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

高齢者の尊厳の保持のために、虐待防止等、高齢者等の権利擁護のための取組を推進する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・虐待・認知症等処遇困難事例対策 ・高齢者虐待対応支援
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	高齢者虐待防止法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：事業の大部分を一般社団法人群馬県社会福祉士会等に委託している。

(4) 事業計画

①高齢者虐待対応支援 3,922 千円

身体拘束廃止等に関する実態調査や研修会による人材養成、高齢者虐待防止の第一義的な役割を担う市町村への専門職派遣等の対応力強化を行う。

②虐待・認知症等処遇困難事例対策 102 千円

市町村職員等を対象とした研修会を開催する。

(5) 事業内容

①高齢者虐待対応支援

市町村における高齢者虐待対応力向上のために、相談窓口の設置や専門職の派遣、研修会の実施のほか、介護保険事業所等における身体拘束廃止の取組を促進するため研修会及びシンポジウムを開催している。令和元年度の実績は、以下のようになっている。

区分	委託先	事業量	事業費 (千円)
高齢者虐待対応支援	一般社団法人 群馬 県社会福祉士会	電話相談窓口設置、専 門職相談派遣等 13 件 研修会参加者 204 人	1,144
権利擁護推進員養成研修	社会福祉法人 群馬 県社会福祉事業団	参加者 50 人	401
看護実務者研修	公益社団法人 群馬 県看護協会	参加者 59 人	219
身体拘束廃止に関するシンポジウム	群馬抑制廃止研究会	参加者 253 人	958
身体拘束に関する実態調査	県直営、一部業務を 委託		81
計			2,803

②虐待・認知症等処遇困難事例対策

令和元年度は実績なし。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,428(35%)	1,065(26%)	—	1,531(38%)	4,024(100%)

②その他

高齢者権利擁護等推進事業に対する国の補助率は、1/2となっている。市町村に対する交付金はない。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	2,796	2,574	222	
平成 30 年度	3,051	2,772	279	
令和元年度	4,024	2,803	1,221	委託実績による減

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	2,803	権利擁護推進員研修等委託
合計	2,803	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果 (指摘又は意見)

(1) 成果指標の策定について (意見 12)

本事業においては、現在、特に成果指標が設けられていない。

他方、高齢者虐待防止法に基づき、国と都道府県は、毎年、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果を公表している。この調査結果では、虐待判断件数や自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の状況が公表されている。

この調査結果の公表数値などを成果指標として、政策の目標と進捗状況を対外的に明示することが望ましい。

(現状及び問題点)

本事業については、群馬県高齢者保健福祉計画において、現在、特に成果指標が設けられていない。

しかしながら、平成 18 年に高齢者虐待防止法が制定されるなど、高齢者の権利擁護に対する社会の関心の高さを考慮すると、何らかの指標を設けて、政策を推進することは重要と考えられる。

(改善策)

高齢者虐待防止法に基づき、国と都道府県は、毎年、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果を公表している。この調査結果では、虐待判断件数や自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の状況が公表されている。

この調査結果の公表数値などを成果指標として、政策の目標と進捗状況を対外的に明示することが望ましい。

第8 社会福祉施設等指導監査等及び医療機関立入検査

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県内の社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、指導監査を行い、施設・事業所運営の適正化及び利用者の権利保護とサービスの質の向上を図る。また、県内の病院等に対し、立入検査を行い、良質かつ適正な医療の提供体制を確保する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、医療法、等

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部監査指導課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①社会福祉法人等に対する指導監査の実施等

社会福祉法人並びに保護施設、老人福祉施設、障害児（者）施設、障害福祉サービス事業者及び介護サービス事業者等に対し、指導監査を実施するとともに、各種研修（集団指導等）を行う。

②病院等に対する立入検査の実施

病院・有床診療所に対し、立入検査を実施する。

③指導監査等の実施結果の情報提供

指導監査等の実施結果を県ホームページ等で情報提供するとともに、指導に活用する。

(5) 事業内容

①社会福祉法人等に対する指導監査の実施等

令和元年度は、939 事業所等を検査し、文書指摘 647 件を含む改善指導を行っている。

区分	対象数	実施数	文書指摘	
			1 機関当たり件数	
社会福祉法人	80	23	65	2.8
社会福祉施設等	57	14	8	0.6
障害児(者)福祉施設	41	24	19	0.8
障害福祉サービス事業所等	780	217	107	0.5
障害児通所支援事業所	196	53	48	0.9
介護保険施設	169	64	78	1.2
介護保険居宅サービス事業所等	4,968	544	322	0.6
合 計	6,291	939	647	0.7

苦情や通報、上記検査の結果、特に問題がある先に対して、監査を実施している。令和元年度は、15 事務所に対して監査を実施し、その結果、7 事業所に対して、指定取消などの行政処分を行っている。

区分	実施事業所数	監査終了	行政処分	勧告	文書指摘	翌年度継続数
障害福祉サービス事業所等	9	7	5	0	0	2
介護保険居宅サービス事業所等	6	6	2	4	0	0
合 計	15	13	7	4	0	2

また、指導監査における指摘事例等を用いて社会福祉法人等向けの各種研修（集団指導等）を開催している。令和元年度は、14 回開催し、延べ 2,317 事業所、2,571 人が受講している。

②病院等に対する立入検査の実施

令和元年度は、90 機関を検査し、文書指摘 37 件を含む改善指導を行っている。

区分	対象数	実施数	文書指摘	
			1 機関当たり件数	
医療機関(病院・診療所)	120	90	37	0.4

③指導監査等の実施結果の情報提供

指導監査等の実施結果を、毎年、報告書にまとめ、ウェブサイトに掲載している。

報告書では、統計データのほか、事例編を設けて、特に注意すべき事例を詳しく解説して、事業所等への注意喚起や制度理解等に役立てている。

※「令和元年度指導監査等の実施結果」の構成

ア 社会福祉法人・施設等への指導監査

指導監査の概要、令和元年度の指導監査について、指導監査の実施概況、指導監査の実施状況・結果、文書指摘の内訳、監査等の実施状況、集団指導

イ 医療機関への立入検査

立入検査の概要、病院の立入検査の実施状況・結果、診療所の立入検査の実施状況・結果

ウ 事例等

はじめに（事例の理解を深めるために）、社会福祉法人運営、社会福祉法人会計処理、障害児（者）福祉施設等、介護保険サービス

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
3(0%)	—	—	1,599(100%)	1,602(100%)

(注) 指導監査等実施数に対する高齢者施策対象施設数の割合を用いて算出。

②その他

県内の社会福祉法人等に対して、市町村と分担して実施している。県においては、人員基準等を満たしているか、といった観点から指導監査等を実施している。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	1,489	1,278	211	指導監査等実施数 に対する高齢者施 策対象施設数の割 合を用いて算出。
平成 30 年度	1,793	1,564	229	
令和元年度	1,602	1,335	267	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	973	消耗品、印刷費
報酬	184	特別検査員報酬
旅費	94	指導監査、集団指導、研修参加旅費
役務費	44	通信費
使用料及び賃借料	21	集団指導会場費
報償費	19	集団指導講師謝金
合計	1,335	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果 (指摘又は意見)

(1) 指導・監査に係る文書保存期限について (意見 13)

社会福祉法人等に対する指導監査の決裁文書の保存期限と運用に乖離^{かいり}があるため、運用実態に合わせて文書保存期限を定めることが望ましい。

(現状及び問題点)

社会福祉法人等に対する指導監査の決裁文書を9件ほどサンプリングして閲覧したところ、社会福祉法人からの改善報告の回覧文書を除き、文書保存期限が3年とされているか、または、明示されていなかった。文書保存期限が3年の文書が多い理由は、群馬県文書管理規程において、「監査、検査及び事務指導に関する文書」は3年保存文書とされていることによると考えられる。

しかしながら、指導監査の対象先の中には、前回の指導監査から5年以上経過している施設も存在していた。この点については、運用として、次の指導監査が終了するまでは文書を保存しているとのことであったが、文書保存期限と運用が乖離することは好ましくない状態であると考えられる。

(改善策)

群馬県文書管理規程においては、注書に「監査、検査等に係る文書については、当該監査、検査等が終わるまでの期間を考慮して保存期間を定める。」との記載もあり、施設ご

との指導監査のローテーションを考慮して、その期間に見合った文書保存期限を定めることが望ましい。

第9 高齢社会基本対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

本県における高齢者の保健・福祉に関する基本計画である「第7期高齢者保健福祉計画」に基づく各種施策を推進するため、高齢介護施策推進協議会による計画の進捗管理等を行う。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	1 高齢者が活躍しやすい社会 ・安全・安心な生活環境の整備 2 社会参加・社会貢献の場が充実した社会 ・社会参加・社会貢献の促進
根拠法令等	老人福祉法、介護保険法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部介護高齢課

②実施機関：高齢者総合相談センターの運営を、群馬県長寿社会づくり財団に委託。また、第8期群馬県高齢者保健福祉計画の策定のための県民意識調査業務については株式会社タイム・エージェントに委託。

(4) 事業計画

①高齢者総合相談センター運営 1,830 千円

②敬老の日長寿者慶祝訪問 4,776 千円

男女最高齢者及び、100歳到達の長寿者に慶祝状等を贈呈し、老人福祉への関心と理解を深める。

③高齢者保健福祉計画進行管理 3,021 千円

次期計画策定の基礎資料とするための県民意識調査を実施する。

④高齢介護施策推進協議会設置・運営 550 千円

介護関係者等により構成する協議会を開催し、幅広い意見を徴することにより、真に高齢者等のニーズに対応した高齢介護施策とする。

(5) 事業内容

①高齢者総合相談センター運営

高齢者総合相談センターの事業は下記のとおり。

- ア 高齢者及びその家族等を対象とした各種電話相談及び面談相談
- イ 高齢者及びその家族等を対象に各種相談事業を実施するに当たり有効、適切と思われる各種情報の収集、整理
- ウ 市町村及び関係団体等が実施する各種相談事業との連携及び支援
- エ 相談実績に係る統計及び相談内容等の分析
- オ その他、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図るため必要な事業

高齢者総合相談事業実施状況

年度	相談件数
平成 30 年度	868 件
令和元年度	661 件

②敬老の日長寿者慶祝訪問

令和元年度においては、県内最高齢者、県内男性最高齢者及び百歳到達者を知事・副知事等が訪問。また以下の記念品を贈呈。

- ・男女最高齢者：慶祝状及び生花（最高齢になって最初の年は銀杯を併せて贈呈）
- ・100 歳到達者：慶祝状及び「フォトフレーム」（県産木材を使用した、2 L 版対応の写真立て）

なお、令和元年度中に百歳に到達する者については、内閣総理大臣からの祝状と記念品（銀杯）を、併せて伝達する。

③高齢者保健福祉計画進行管理

介護保険制度及び介護家族等に関する県民の意見・要望を把握し、第 8 期群馬県高齢者保健福祉計画の策定及び政策立案の基礎資料とすることを目的として、県民意識調査を実施。

なお、調査内容は以下のとおり。

ア 調査内容

- (ア) 介護保険制度等に関する県民意識調査（以下、調査 A とする。）
- (イ) 介護家族等に関する県民意識調査（以下、調査 B とする。）

イ 調査地域

群馬県全域（10 保健福祉圏域）

ウ 標本数（県と受託者が協議の上、決定する。）

調査 A：群馬県内在住の 65 歳以上の男女計 1,600 人

調査 B：群馬県内在住の 40 歳以上 65 歳未満の男女計 1,600 人

エ 抽出方法

(ア) 層化二段無作為抽出法（市町村に抽出依頼し、受託者に情報提供する。）

(イ) 市町村の情報提供が困難な場合は、市町村が調査票の送付を行うこととする。

オ 調査項目数（県と受託者が協議の上、決定する。）

調査A：37項目（属性項目6項目＋質問事項31項目）

調査B：27項目（属性項目5項目＋質問事項22項目）

また、調査方法は以下のとおり。

調査対象者に対して、調査依頼文書、調査票及び返信用封筒（所要額の切手貼付又は料金後納便）を送付する。送信用の封筒は、県が用意した封筒を使用する（切手は受託者が用意することとし、切手代は委託料に含める）。その際、郵送したことが確認できる発送控えを県に提出する。返信用封筒（長3）は受託者が用意することとし、切手代も含めて委託料に含める。

④高齢介護施策推進協議会設置・運営

群馬県高齢介護施策推進協議会は、群馬県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画を包括する群馬県高齢者保健福祉計画の策定及び見直し並びに高齢介護施策全般の推進等にあたり、県民各界各層から幅広い意見を徴し、真に高齢者等のニーズに対応した高齢介護施策とするため設置されている。

協議会の直近の開催実績は下記のとおり。

→平成30年度：1回

令和元年度：2回（そのうち1回は新型コロナウイルスの影響で書面開催）

⑤ひとり暮らし高齢者調査

県内のひとり暮らし高齢者の実態を把握し、今後の高齢政策の基礎資料を得ることを目的に、毎年「ひとり暮らし高齢者調査」を実施している。なお、調査は市町村及び地域の民生委員児童委員の協力を得て行っている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	484(4%)	—	10,553(96%)	11,037(100%)

- ②その他
特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	9,540	7,279	2,261	
平成 30 年度	9,034	6,680	2,354	
令和元年度	11,037	8,629	2,408	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	176	推進協議会の委員の手当
旅費	194	推進協議会の委員の旅費等
需用費	3,476	慶祝訪問に係る記念品等
役務費	637	慶祝訪問に係るお祝い状の郵送費等
委託料ほか	4,146	高齢者総合相談センター運営と県 民意識調査の委託等
合計	8,629	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）群馬県高齢者保健福祉計画の進捗状況の開示について（意見 14）

群馬県高齢者保健福祉計画の進捗状況が開示されないと、県民は事業の有効性を評価できないため、今後は進捗状況を、毎年群馬県のホームページで開示すべきである。

（現状及び問題点）

群馬県高齢者保健福祉計画（第7期）の進捗状況については、群馬県高齢介護施策推進協議会での説明は行われているが、群馬県のホームページでは開示されていない。したがって、県民は当該計画の進捗状況を把握することができない。

（改善策）

情報を積極的に公開し、県民が計画の進捗状況を把握し、事業の有効性を検証できるように、計画の進捗状況については、毎年群馬県のホームページで公開すべきである。

（2）高齢者総合相談センターについて（意見 15）

高齢者総合相談センターについては、相談件数も減少傾向にあり、また、市町村が運営する地域包括支援センターと業務が重複するため、高齢者総合相談センターについては廃止すべきである。

（現状及び問題点）

群馬県は高齢者総合相談センターを設置しており、一方、市町村等は地域包括支援センターを設置している。どちらも高齢者やその家族の相談を受ける等主要な業務に重複が見られる。また、高齢者総合相談センターへの相談件数についても、平成28年度：933件、平成29年度：841件、平成30年度：868件、令和元年度：661件と減少傾向にある。

（改善策）

業務の重複を避け、事業の効率性を高めるため、高齢者総合相談センターは廃止し、地域包括支援センターに一本化すべきである。

（3）県民意識調査の実施方法について（意見 16）

紙で行われている県民意識調査について、回答率をより高め、県民のニーズを群馬県高齢者保健福祉計画により反映させるためにも、次回の県民意識調査については、LINE などインターネットを利用することを検討すべきである。

(現状及び問題点)

第8期群馬県高齢者保健福祉計画の策定のための県民意識調査については、調査票等を郵送することで行っている。しかし、現状のように、パソコン及びスマートフォンの利用が広がっている中、紙での調査は回答率が下がるおそれがあり、また集計にも時間がかかり非効率である。なお、令和2年5月29日に総務省より公開されている「令和元年通信利用動向調査の結果」によれば、令和元年の年齢階層別インターネット利用状況は、40～49歳：98.3% 50～59歳：97.7% 60～69歳：90.5% 70～79歳：74.2% 80歳以上：57.5%となっており、高齢者が紙でしか回答してこないとの認識は必ずしも当てはまらない。

(改善策)

県民意識調査の回答率（現状、56.2%）を高め、県民のニーズをより群馬県高齢者保健福祉計画に反映する一つの施策として、次回の県民意識調査についてはLINEなどインターネットを利用することも検討すべきである。

(4) 成果指標の設定について（意見17）

群馬県高齢者総合相談センター運営事業については、成果指標が定められていないが、事業の有効性を評価するためにも、今後は、相談件数や相談者の人数を成果指標として定めるべきである。

(現状及び問題点)

群馬県高齢者総合相談センター運営事業については、委託者との間で成果指標が定められていない。しかし、成果指標がないと、当該事業の有効性等を評価できない。

(改善策)

今後も高齢者総合相談センターを存続させるのであれば、事業の有効性を検証して、今後に活かすため、群馬県高齢者総合相談センター運営事業について、相談件数や相談者の人数を成果指標として、仕様書等に設定すべきである。

(5) 高齢者総合相談センターの利用時間等について（意見18）

高齢者総合相談センターの利用時間は平日の午前9時から午後5時までとなっているが、相談実績データを分析し、繁忙に応じて、曜日により相談員を増減させるなどして、相談時間の延長等の対応を行い、県民のニーズに応えるべきである。

(現状及び問題点)

群馬県高齢者総合相談センターの営業時間は、群馬県高齢者総合相談センター運営事業実施要綱により、土日祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時までとなっている。しかし、これでは平日に仕事を抱えている相談者が、仕事を休んで相談にいかざるを得ず、県民のニーズに合致しているとは言えない。

(改善策)

今後も高齢者総合相談センターを存続させるのであれば、少しでも相談件数を増やし事業の有効性を高めるため、相談日時の過去データを分析し、例えば相談が多い曜日は相談員を増やして相談時間を延長し、逆に相談が少ない曜日は相談員を減らして土曜日に出勤させる等の対応を検討すべきである。

(6) 地域包括支援センターと高齢者総合相談センターの情報共有について (意見 19)

高齢者施策のアイデア創出に結びつけるため、地域包括支援センターと高齢者総合相談センターの意見交換の場を設け、情報共有を図るべきである。

(現状及び問題点)

市町村に設置されている地域包括支援センターと群馬県が設置し運営を委託している高齢者総合相談センターは、定期的な情報交換等を行っていない。

(改善策)

今後も高齢者総合相談センターを存続させるのであれば、地域包括支援センターと高齢者総合相談センターで定期的な情報交換を行うことで、互いの情報共有を図ることができ、ひいてはアイデア創出に結びつく可能性もあるため、定期的に情報交換の場を設けるべきである。

(7) 実施報告書の正当性チェックについて (意見 20)

委託料と実績報告書の経費支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性に疑義があるため、実地調査を行うべきである。また、仮に経費支出金額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後経費支出金額は実績額を記載するように指導すべきである。

(現状及び問題点)

令和元年度の群馬県高齢者総合相談センター運営事業に係る群馬県長寿社会づくり財団からの実績報告書を見ると、委託料の金額(1,828,610円)と、実績報告書の経費支出金額(1,828,610円)が一致していた。通常、委託料と経費支出金額は一致しないはずであり、一致している場合は当該報告書の信憑性に疑義を感じる。

(改善策)

実績報告書の経費支出金額と委託料が一致している場合は、その正当性に疑義があるため、実地調査を行うべきである。また、仮に経費支出金額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後経費支出金額は実績額を記載するように指導すべきである。

第10 元気高齢者総合支援

1. 事業の概要

(1) 事業目的

高齢者の生きがいづくりと健康づくりを促進するとともに、元気な高齢者が地域の「支え手」として活躍できるよう、高齢者の社会参加・社会貢献を積極的に推進する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	<p>1 高齢者が活躍しやすい社会、2 社会参加・社会貢献の場が充実した社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気高齢者の活動支援（「ぐんまちょい得シニアパスポート」推進、「ぐんまときめきフェスティバル」、「ぐんまねりんピック」） ・高齢者団体に対する助成事業（「群馬県長寿社会づくり財団運営費補助」、「群馬県老人クラブ連合会補助」等） ・情報発信体制の整備（「情報誌の発行」等） ・高齢者に対するイメージの転換（長寿社会・私のメッセージコンクール）等
根拠法令等	老人福祉法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部介護高齢課

②実施機関：（公財）群馬県長寿社会づくり財団（補助金支給）

（一財）群馬県老人クラブ連合会（補助金支給）

(4) 事業計画

各事業名称	予算額
①群馬県長寿社会づくり財団への補助	82,438 千円
②群馬県老人クラブ連合会への補助	9,316 千円
③単位老人クラブ・市町村老人クラブ連合会への補助	34,981 千円
④「ぐんまちょい得シニアパスポート事業」推進	1,375 千円
⑤「ぐんまはばたけポイント制度」推進	486 千円

(5) 事業内容

各事業	内容
①群馬県長寿社会づくり財団への補助	群馬県長寿社会づくり財団が高齢者を対象として実施する事業についての事業費補助（健康づくりを推進する事業、生きがいつくり等に関する調査研究事業、社会参加・仲間づくりなど高齢者の生きがいつくりを推進する事業、生きがいつくり等に関する普及啓発事業等）及び管理費として人件費や一般運営費を補助している。
②群馬県老人クラブ連合会への補助	群馬県老人クラブ連合会が行う事業への補助及び運営活動費（連合会の人件費）を補助している。
③単位老人クラブ・市町村老人クラブ連合会への補助	市町村が行う、高齢者地域福祉事業（各老人クラブ活動に対して助成費の支給）に補助金を支給している。
④「ぐんまちょい得シニアパスポート事業」推進	高齢者の積極的な外出、地域交流や健康状態を図るため、協賛店から割引等の優遇措置を受けられる事業を実施している。
⑤「群馬はばたけポイント制度」推進	介護施設等において介護支援ボランティア活動を行った高齢者がポイントを取得することで、介護保険料の支払等に充てられる仕組みを基にした本県独自の仕組みを各市町村へ推進し、高齢者の社会参加・社会貢献活動を促進している。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
21,560(17%)	5,575(4%)	—	101,888(79%)	129,023(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	129,714	125,870	3,844	
平成 30 年度	130,885	125,958	4,927	
令和元年度	129,023	121,796	7,227	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	849	ぐんまちょい得シニアパスポート等作成、群馬はばたけポイント制度交換グッズ購入 等
役務費	17	優良老人クラブ連合会等知事表彰、表彰状筆耕料
委託費	101	群馬はばたけポイント手帳作成
負担金補助及び交付金	120,438	群馬県長寿社会づくり財団運営補助、老人クラブ関係補助
償還金利子及び割引料	391	老人クラブ補助金国庫返還金
合計	121,796	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

ぐんまちょい得シニアパスポートの協賛店登録店舗数: 2,208 店

②達成状況

ぐんまちょい得シニアパスポートの協賛店登録店舗数: 1,966 店

(令和元年度までの累計実績)

2. 監査結果 (指摘又は意見)

(1) 群馬はばたけポイント制度の見直しについて (意見 21)

利用者側の利便性を考慮して、県の独自制度である「群馬はばたけポイント」の導入を全県(未加入市町村や独自制度を導入している市町村)へ導入する方法を進めるのか、あるいは県独自でのボランティアポイント制度の導入は行わず各市町村への導入へ切替えを行うか(この場合ボランティアポイント制度で投入されていた資源(ヒト、モノ、カネ)は他の事業へ回す。)のいずれかで、方向性を明確化していくべきである。

(現状及び問題点)

県では介護保険法による介護支援ボランティアポイント制度を基にした、県独自制度として平成24年度から「群馬はばたけポイント」制度を導入・実施している。

当該制度は各市町村でも実施しているケースがあり、県の独自制度を導入している市町村は令和元年10月時点で桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、千代田町、大泉町、邑楽町の7自治体にとどまっている。県内でも人口が比較的多い前橋市等では市独自で別

の制度を運用しており「群馬はばたけポイント」制度への加入はしていない。

県としては未加入の各市町村への導入支援を勧めているが制度そのものがまだ新しいこともあり伸び悩んでいるのが実情である。

居住している地域（市町村）によって当該制度がない地域や制度があっても内容が異なることは利用者（県民）にとってはマイナス面が多いと考えられる。

（注）介護支援ボランティアポイント制度とは、ボランティア登録をしている高齢者がボランティア活動の登録施設・事業所等で行ったボランティア活動に対して、実績を勘案してポイントを付与し、その高齢者の申出により当該ポイントを換金等することで、実質的に介護保険料の一部の支払に充てることのできる仕組みである。

（改善策）

利用者側の利便性を考慮して、県の独自制度である「群馬はばたけポイント」の導入を全県（未加入市町村や独自制度を導入している市町村）へ導入する方法を推し進めるのか、あるいは県独自でのボランティアポイント制度の導入は行わず各市町村への導入へ切替えを行うのか（この場合ボランティアポイント制度で投入されていた資源（ヒト、モノ、カネ）は他の事業へ回す。）のいずれかで、方向性を明確化していくべきである。

第11 在宅福祉対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

市町村が取り組む各種在宅福祉事業への補助により、在宅高齢者福祉施策を推進する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・在宅要援護者総合支援事業
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	老人福祉法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部介護高齢課

②実施機関：下記の在宅要援護者総合支援事業の執行事務は各保健福祉事務所で実施

(4) 事業計画

○在宅要援護者総合支援 90,110千円

高齢者が長年住み慣れた家庭や地域において生活が続けられるよう、市町村が取り組む在宅福祉施策を支援する。

〈補助事業メニュー〉

貸しおむつ事業、紙おむつ等給付事業、理髪サービス事業、ひとり暮らし高齢者交流会開催事業、高齢者住宅改造費助成事業、介護用車両購入費補助等事業、ひとり暮らし高齢者保養事業、自立高齢者日常生活用具貸与等事業、介護慰労金支給事業 等

(5) 事業内容

○在宅要援護者総合支援

在宅要援護者総合支援事業は、総合推進事業と特別支援事業から構成される。更に、総合推進事業は、要援護高齢者等対策と要介護重度心身障害児（者）対策から構成される。それぞれの支援メニューと事業費及び補助金交付額（令和元年度）は、以下のとおりである。

(単位：千円)

支援メニュー	事業費	補助金交付額
在宅要援護者総合支援事業	360,009	76,759
総合推進事業	215,126	47,730
要援護高齢者等対策	173,973	41,388
①貸しおむつ	0	41,388
②紙おむつ等給付	166,850	
③理髪サービス	5,736	
④ひとり暮らし高齢者交流会開催	1,387	
⑤その他の事業	0	
要介護重度心身障害児(者)対策	41,153	6,341
特別支援事業	144,882	29,039
①高齢者住宅改造費助成	25,750	13,425
②介護用車両購入費補助等	38,551	3,790
③ひとり暮らし高齢者保養	5,684	1,237
④自立高齢者日常生活用具貸与等	5,621	2,397
⑤介護慰労金支給	69,275	8,190
⑥その他の事業	0	0

全体の中で最も事業費の大きな支援メニューは、高齢者に対する紙おむつ等給付であり、補助金交付額も同様となっている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	8,942(10%)	—	81,440(90%)	90,382(100%)

(注) 障害者向け対策に係る金額を含む。

②その他

在宅要援護者総合支援事業費の補助率は、1／2（高齢者住宅改造補修費助成事業は3／5）となっている。本事業の補助金は、全て市町村に対して交付されている。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	102,020	83,570	18,450	障害者向け対策に係る金額を含む。
平成 30 年度	90,396	76,264	14,132	
令和元年度	90,382	77,123	13,259	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
補助金	76,759	住宅要援護者総合支援事業費
需用費	229	コピー用紙、コピー代、等
旅費	125	出張旅費
役務費	10	切手代、等
合計	77,123	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 在宅要援護者支援事業の支援メニューの検討について（意見 22）

本事業は介護保険制度を補完する事業という位置付けで開始されており、事業開始から現在までの介護保険制度の改正等を反映し、支援が必要な者に対して真に必要な支援が行われる支援メニューとなっているか、検討が必要と考えられる。

介護保険制度、県内外の市町村の取組、県内の市町村からの要望等を踏まえて、支援メニューや対象者要件の見直しの必要性を検討することにより、より実効性のある支援が可能になると考えられる。

(現状及び問題点)

在宅要援護者総合支援事業のうち、最大の支出となっている紙おむつ等給付事業は、所得要件や介護度要件が特に定められていない。群馬県内の市町村においては、所得制限等を設けずに紙おむつ等給付事業を行っている市町村があり、市町村への補助金の中には、

こうした給付に対する補助金も含まれていると考えられる。

この点について、国や地方公共団体が負担する公費が一部財源となっている介護保険制度の地域支援事業で行われている紙おむつ等支給事業については、国は平成 26 年度の時点でこれまで事業を行っている市町村に限り事業の対象としており、また、令和 2 年 11 月に事務連絡を発出し、一定の所得要件を設けることなどを打ち出している。

また、各市町村は住民の要望や社会の変化等を踏まえて在宅福祉事業の支援メニューの見直しを行っていると考えられるが、こうした見直しを反映して本事業の支援メニューを変更することはあまり行われてこなかったと考えられる。

本事業は介護保険制度を補完する事業という位置付けで開始されており、事業開始から現在までの介護保険制度の改正等を反映し、支援が必要な者に対して必要かつ適切な支援が行われる支援メニューとなっているか、検討が必要と考えられる。

(改善策)

介護保険制度、県内外の市町村の取組、県内の市町村からの要望等を踏まえて、支援メニューや対象者要件の見直しの必要性を検討することにより、より実効性のある支援が可能になると考えられる。

第12 老人福祉施設対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

高齢社会における県民ニーズに対応するため、居宅での生活が困難な低所得の高齢者が軽費老人ホームで安心した生活を送れるよう利用料の一部を補助するほか、施設職員の資質の向上を通じて施設入所者の処遇の向上を図る。

第7期高齢者保健福祉計画に基づき、計画的な特別養護老人ホームの整備を行い、入所を希望する要介護者やその家族のニーズに対応する。

既存施設の改築・改修により、施設入所者の居住環境改善を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・老人福祉施設整備費補助（特別養護老人ホーム整備） ・老人福祉施設整備費補助（改築） ・大規模修繕費補助 ・軽費老人ホーム利用料補助 ・老人福祉施設協議会研修事業費補助
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	老人福祉法

(3) 所管部課・実施機関

- ①所管部課：健康福祉部介護高齢課
- ②実施機関：—

(4) 事業計画

①軽費老人ホーム利用料補助 757,750 千円

軽費老人ホームの費用基準額と利用者の収入に応じて定められた本人徴収額との差額を補助する。

②群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助 1,200 千円

老人福祉施設協議会が実施する施設職員の研修事業に係る経費の一部を補助する。

③特別養護老人ホーム整備（100床）320,600 千円

高齢者保健福祉計画に基づく特別養護老人ホームの増床整備を補助する。

④大規模修繕費補助 130,000 千円

老人福祉施設の建物補修、冷暖房等設備更新などの大規模修繕費を補助する。

(5) 事業内容

① 軽費老人ホーム利用料補助

軽費老人ホームとは、家庭環境や住宅事情等により、居宅での生活が困難な低所得階層に属する高齢者（原則、60歳以上）に対し、低額な料金で日常生活上の必要な便宜を供与する福祉施設であり、群馬県所管施設は41施設ある。

群馬県においては、軽費老人ホームが、入所させた高齢者に対し、利用料のうちサービスの提供に要する一部を減免した場合に、施設に対して補助金を交付することとしている。

補助金交付額は、次のアとイの額を比較し、いずれか少ない方の額から、入所者本人からのサービスの提供に要する費用徴収額の年間総合算額を控除して得た額を限度とし、毎年度予算の範囲内で補助することが必要と認められる額である。

ア サービスの提供に要する費用実支出額（年額）

イ 「軽費老人ホームサービスの提供に要する基本額単価表」に定めるサービスの提供に要する基本額（月額）に「軽費老人ホーム各種加算額一覧」に定める各種加算額（月額）を加えた単価に一定率等を乗じ、原則として各月初日現在の入所者数を乗じて算出したサービスの提供に要する費用基準額

従前は、補助額の3分の1を国が県に対して補助していたが、平成16年度に一般財源化された。それ以降も全国的に設けられている補助金である。

令和元年度の補助金の支給状況は、下表のとおりである（単位：千円）。

	支出額 (ア)	基準額 (イ)	支出額÷基準額	(ア)と(イ)の少ない方	本人徴収額	本人徴収額控除額	補助基本額	確定額	補助基本額-確定額
1	75,631	72,222	105%	72,222	7,687	64,535	64,535	64,535	0
2	47,357	43,200	110%	43,200	10,399	32,801	32,801	32,801	0
3	25,915	21,606	120%	21,606	5,338	16,268	16,268	16,268	0
4	42,383	35,687	119%	35,687	6,810	28,877	28,877	28,877	0
5	48,009	40,002	120%	40,002	6,212	33,790	33,790	33,790	0
6	52,258	40,648	129%	40,648	11,131	29,517	29,517	29,517	0
7	44,398	40,369	110%	40,369	6,818	33,551	33,551	33,551	0
8	21,476	16,210	132%	16,210	2,502	13,708	13,708	13,708	0
9	17,141	15,632	110%	15,632	1,986	13,646	13,646	13,646	0
10	21,832	18,725	117%	18,725	4,206	14,518	14,518	14,518	0
11	21,386	21,142	101%	21,142	4,500	16,642	16,642	16,642	0
12	31,429	24,296	129%	24,296	5,947	18,349	18,349	18,349	0
13	26,244	23,182	113%	23,182	4,348	18,834	18,834	18,834	0
14	17,065	15,864	108%	15,864	3,697	12,168	12,168	12,168	0
15	18,553	18,047	103%	18,047	3,138	14,909	14,909	14,909	0
16	30,615	21,363	143%	21,363	3,609	17,754	17,754	17,754	0
17	26,305	23,752	111%	23,752	4,213	19,539	19,539	19,397	141,720
18	18,573	15,526	120%	15,526	1,850	13,676	13,676	13,676	0
19	17,361	15,690	111%	15,690	3,175	12,515	12,515	12,515	0
20	31,775	26,076	122%	26,076	4,961	21,115	21,115	21,115	0
21	13,938	3,267	427%	3,267	1,985	1,282	1,282	1,282	0
22	18,734	16,210	116%	16,210	3,434	12,776	12,776	12,776	0
23	20,897	22,255	94%	20,897	3,574	17,323	17,323	17,323	0
24	24,718	22,728	109%	22,728	3,861	18,867	18,867	18,867	0
25	18,932	18,829	101%	18,829	2,700	16,129	16,129	16,129	0
26	25,749	22,495	114%	22,495	6,865	15,630	15,630	15,630	0
27	16,844	18,342	92%	16,844	4,036	12,808	12,808	12,808	0
28	18,138	17,938	101%	17,938	2,403	15,535	15,535	15,535	0
29	62,854	45,337	139%	45,337	9,735	35,602	35,602	35,602	0
30	25,213	19,350	130%	19,350	5,441	13,909	13,909	13,909	0
31	37,551	22,710	165%	22,710	4,980	17,729	17,729	17,729	0
32	19,444	15,591	125%	15,591	2,830	12,762	12,762	12,762	0
33	18,478	18,321	101%	18,321	2,536	15,785	15,785	14,107	1,678,698
34	25,224	16,257	155%	16,257	5,322	10,935	10,935	10,935	0
35	30,439	21,561	141%	21,561	5,207	16,354	16,354	16,354	0
36	22,435	23,752	94%	22,435	4,704	17,731	17,731	17,731	0
37	21,134	17,957	118%	17,957	1,414	16,543	16,543	16,543	0
38	16,730	7,520	222%	7,520	3,442	4,078	4,078	4,078	0
39	32,327	21,980	147%	21,980	4,250	17,730	17,730	17,730	0
40	10,164	7,565	134%	7,565	3,653	3,912	3,912	3,912	0
41	20,407	19,751	103%	19,751	2,344	17,407	17,407	17,407	0
平均	27,709	23,145	128%						

②群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助

群馬県老人福祉施設協議会が老人福祉施設の施設長や職員を対象として行う研修事業に対する補助金交付事業である。

毎年度、120万円を補助金として支給している。

③特別養護老人ホーム整備

群馬県高齢者保健福祉計画(第7期)に基づき、特別養護老人ホームの創設、増床、

改築等を行う事業者に対して交付する補助金である。補助単価は1床あたり 320 万 6,000 円（補助率 10/10）である。中核市実施分及び地域密着型特別養護老人ホーム整備費は除外されている。

群馬県高齢者保健福祉計画（第7期）に基づく目標数は、以下のとおりである。

圏域	H29 末 定員	H30 目標	R1 目標	R2 目標	計	R2 末 目標数
県全体	10,500	228	193	243	664	11,164
前橋	1,787	50			50	1,837
高崎安中	1,981	90	93	93	276	2,257
渋川	690		60		60	750
藤岡	420					420
富岡	589					589
吾妻	356					356
沼田	626					626
伊勢崎	1,095	8	20	80	108	1,203
桐生	1,085			20	20	1,105
太田館林	1,871	80	20	50	150	2,021

令和元年度は、以下のとおり、補助金交付決定を行った。なお、令和元年度に交付決定をした事業者の選定は、平成 30 年度に行っている。

整備圏域	整備床数等	交付決定額（千円）
渋川	50（増床）	160,300
伊勢崎	20（増床）	64,120
太田・館林	20（増床）	64,120
合計	90	288,540

計画としては、100 床の整備を目指していたが、渋川市計画分が途中で 10 床取下げとなったため、90 床となった。監査時点においては、いずれの事業も完了していなかった。

令和元年度においては、群馬県高齢者保健福祉計画に基づき、令和 2 年度に特別養護老人ホームの創設・増床等を行う業者（伊勢崎地区 80 床、桐生地区 20 床、太田館林地区 50 床）の選定を行った。業者の選定は、特別養護老人ホーム設置・増築（増床）候補者選定要綱に基づき、以下のような手順で行われている。

ア 介護高齢課長（以下、「課長」という。）が、施設整備地域の市福祉事務所長、県保健福祉事務所長（以下、「所長」という。）に対し、設置又は増設（増床）候補者の選定を依頼する。

イ 所長は、整備予定市町村及び該当市町村内の民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、社会福祉法人、老人クラブ連合会、医師会等に照会し、希望者を把握する。

- ウ 希望者は、希望申請書を所長あてに提出する。
- エ 所長は、提出のあった申請書を速やかに名簿に整理するとともに、課長に希望者を報告する。課長は、希望者について、必要に応じて所長に助言する。
- オ 所長は、申請された設置または増築を予定する土地について、農業関係部局に対し、農地規制の有無を照会し、照会に対する回答結果を「老人ホーム計画審査表」に明記する。
- カ 所長は、提出された申請書及び事情聴取並びに現地調査に基づき詳細な審査を行い、その結果を「老人ホーム計画審査表」（各審査項目を評価基準に従って点数で評価をする。）にまとめる。
- キ エの助言及びオの照会結果を考慮し、行政関係者、老人福祉関係者、医療関係者、学識経験者等により組織する設置候補者選定委員会において、審査を行う。
- ク 所長は、審査結果について、課長に協議する。課長は選定経過を聴取確認の上、助言する。
- ケ 所長は、協議結果を踏まえて総合的な判断を行い、希望者を選定する。
- コ 所長は、選定結果に基づき、申請書を提出した希望者に審査結果を説明の上、選定結果通知書により通知するとともに、市町村長意見書を添付して、選定報告書により課長が指定する日までに報告する。
- 令和2年度の補助金に関しては、以下のとおりとなっている。
- なお、伊勢崎市内に増設予定であった事業者の取り下げの理由は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施予定事業者に経済的損失が生じたためである。

圏域（設置市町村）	整備床数等	計画承認の有無	備考
伊勢崎（伊勢崎市）	40床（増床）	承認	承認後、取下げ
伊勢崎（玉村町）	40床（増床）	承認	
太田館林（館林市）	50床（創設）	非承認	
太田館林（館林市）	50床（増床）	承認	創設施設非承認後、館林市において再選定
桐生（桐生市）	10床（増床）	承認	
桐生（桐生市）	10床（増床）	承認	

④大規模修繕費補助

以下の施設整備事業に対する補助金である。

- ・特別養護老人ホーム及び併設老人短期入所事業用居室に係る整備事業
- ・養護老人ホーム及び併設の老人短期入所事業用居室に係る整備事業
- ・軽費老人ホームに係る整備事業

補助金の対象となるのは、老朽化が著しく入居者の処遇に影響が生ずる恐れがあ

るため改修が必要となった施設及び付帯設備の改修工事（大規模修繕）である。

交付額は、以下の基準額と、以下に掲げる対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は移行時特別積立金を含む。）を控除した額を比較して少ない方の額に、以下の補助率を乗じて得た額である。

基準額	対象経費	補助率
1 施設あたり 40,000 千円	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。） ただし、消費税及び地方消費税は含まない。	1 / 2 以内

令和元年度は、以下のとおり、11 の施設に対し、補助金の交付決定及び補助金額の確定を行った。

（単位：千円）

施設種別	修繕内容	総事業費 (税込)	交付決定額	契約額	確定額	備考
特別養護 老人ホーム	①建物内床、壁 改修工事 ②トイレ改修工 事 ③脱衣所・浴室 改修工事 ④ナースコール 等工事	103,188	20,000	68,970	20,000	繰 越
軽費老人 ホーム	ナースコール工 事	5,610	2,550	5,080	2,540	
特別養護 老人ホーム	①大浴場改修工 事等 ②機械浴槽入替 工事 ③給油ボイラー 入替工事 ④浄化槽改修工 事	26,004	5,966	22,000	5,889	

特別養護 老人ホーム	①屋上防水工事 ②外壁改修・雨樋及び排水管の一部更新工事	40,370	15,953	36,700	15,953	
特別養護 老人ホーム	①冷温機システム改修工事 ②エアコン改修工事 ③灯油式給油ボイラー改修工事 ④給水ポンプ改修工事 ⑤ガス式給油機改修工事	36,039	14,304	39,000	14,304	
特別養護 老人ホーム	ナースコール工事	20,757	9,346	17,770	9,116	
特別養護 老人ホーム	①屋上防水工事 ②厨房床改修工事 ③エレベーター劣化部品交換工事 ④床暖房修繕工事 ⑤給油ボイラー部品更新工事 ⑥空調更新工事 ⑦居室電気給湯機交換工事 ⑧風呂水漏れ改修工事	52,745	20,000	44,100	20,000	
養護老人 ホーム	居室用エアコン工事	22,693	9,864	18,220	9,346	
特別養護 老人ホーム	空調更新工事	26,265	11,939	23,200	11,600	

ム						
特別養護 老人ホーム	①外壁ひび割れ 修繕工事 ②空調更新改修 工事(共用部分) ③空調更新工事 (居室部分)	27,248	12,385	24,700	12,350	
特別養護 老人ホーム	ナースコール工 事	17,688	8,040	10,670	5,335	繰 越

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

【老人福祉施設対策（軽費利用料補助）】 (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	730,000(96%)	—	27,750(4%)	757,750(100%)

【老人福祉施設対策（老施協補助金）】 (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	1,200(100%)	—	—	1,200(100%)

【老人福祉施設対策（施設設備）】 (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	320,000(100%)	600(0%)	320,600(100%)

【老人福祉施設対策（大規模修繕補助）】 (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	130,000(100%)	130,000(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

【老人福祉施設対策（軽費利用料補助）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	738,783	730,084	8,699	
平成 30 年度	735,899	750,983	1,771	
	3月専決後 752,754			
令和元年度	757,750	755,720	2,484	
	3月専決後 758,204			

【老人福祉施設対策（老施協補助金）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	1,200	1,200		
平成 30 年度	1,200	1,200		
令和元年度	1,200	1,200		

【老人福祉施設対策（施設設備）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	673,260 (480,900)	153,888 (480,900)	519,372	翌年度への繰越等 繰越額 224,420
平成 30 年度	282,128 (224,420)	0 (224,420)	282,128	翌年度への繰越等 繰越額 249,454
令和元年度	320,600 (249,454)	0 (249,454)	320,600	翌年度への繰越等 繰越額 288,540

※ ()は繰越予算分

※差額と繰越額の差は、整備計画取下げ等による未執行分。補正予算で減額。

【老人福祉施設対策（大規模修繕補助）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	100,000	98,862	1,138	
平成 30 年度	100,000	100,000	0	
令和元年度	130,000	126,433	3,567	

②令和元年度決算額の主な内訳

【老人福祉施設対策（軽費利用料補助）】 (単位：千円)

節	令和元年度	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金		755,720	軽費老人ホーム利用料補助金 (41 施設)
合計		755,720	

【老人福祉施設対策（老施協補助金）】 (単位：千円)

節	令和元年度	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金		1,200	研修運営費
合計		1,200	

【老人福祉施設対策（施設設備）】 (単位：千円)

節	令和元年度	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金		0	特養施設整備補助金 ※全額翌年度に繰越
合計			

【老人福祉施設対策（大規模修繕補助）】 (単位：千円)

節	令和元年度	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金		126,433	社会福祉法人への補助等
合計		126,433	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

特別養護老人ホーム整備については、群馬県高齢者保健福祉計画により、数値目標が定められている。

その他については、成果指標は定められていない。

②達成状況

特別養護老人ホーム整備の状況は、以下のとおりである。

	平成 30 年度末	令和元年度	令和 2 年度
計画数	12,408 床	12,688 床	12,989 床
整備数	11,962 床	12,144 床	

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）群馬県軽費老人ホーム利用料補助金額の確定について（意見 23）

群馬県軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱の文言を踏まえ、補助金額の確定がなされるまでの間は、補助金の額は柔軟に変更するような対応に改めるべきである。

仮に、当該年度の3月下旬以降は一切変更しないというのであれば、補助金額が変更可能な期限を要綱に明確に定めておくべきである。

（現状及び問題点）

群馬県軽費老人ホーム利用料補助金の補助金交付額は、次のアとイの額を比較し、いずれか少ない方の額から、入所者本人からのサービスの提供に要する費用徴収額の年間総合算額を控除して得た額を限度とし、毎年度予算の範囲内で補助することが必要と認められる額とされている。

ア サービスの提供に要する費用実支出額（年額）

イ 「軽費老人ホームサービスの提供に要する基本額単価表」に定めるサービスの提供に要する基本額（月額）に「軽費老人ホーム各種加算額一覧」に定める各種加算額（月額）を加えた単価に一定率等を乗じ、原則として各月初日現在の入所者数を乗じて算出したサービスの提供に要する費用基準額

このうち、「イ」の基準額は、当該施設の定員等に基づいて定まるものであり、年度途中で変更が生ずることはほとんど考えられない。これに対し、「ア」は、当該施設がサービスの提供のために支出した実支出額であるため、厳密に言えば、当該年度が終了するまで、確定することはない。

そのため、担当部署においては、当該年度の5月ころに、各施設からの申請額の90%の額を補助金の額とする交付決定を出した上、各施設に対し、3月上旬を提出期限として当該年度の支出予定額等の書類の提出を求め、同月下旬に補助金の交付額の変更決定を行っている。

しかし、そのような対応を行っていても、各施設による対象経費の計上漏れ等により、当該年度の3月上旬時点では「ア」のほうが高い見込みであったが、要綱上当該年度の翌年度の4月25日までに提出することとなっている事業実績報告書提出の段階となり、「ア」の金額が上がって「イ」のほうの低くなるということが分かるというケースが発生している。令和元年度には、41施設中2施設が、そのような状況となった。

この場合の取扱いについて、担当課は、「支払執行スケジュール上、再変更交付申請手続は困難であるため、変更交付申請の提出依頼時に不足が生じないように通知していることや施設側の申請手続ミス等を踏まえ、3月下旬時点の変更交付決定額をもって確定額とする」とのことで、最終的に「イ」のほうの低くなった2施設に対しても、3月時点で提出されていた「ア」の金額をもとに、補助金額を確定し、精算交付していた。事業実績報告書の記載から導き出される見込額と確定額とされた補助金額との差は、一つの施設

は14万1,720円、もう一つの施設は167万8,698円であった。

しかし、補助金交付要綱には、3月下旬の変更交付決定以降に補助金交付額を変更することはできない旨の記載はない。また、要綱上、「補助金額の確定」は、「実績報告書」の提出がなされた後とされている（要綱第10）。金額が「確定」するまでは、変更することは可能なはずである。施設側に経費の計上漏れといったようなミスがあったとしても、多少のミスは誰しもするものであり、そのような些細なミスにより、施設が150万円以上もの補助金を得ることができなくなるというのでは、ひいては同施設に入所する県民に悪影響を及ぼすことにもなりかねない。

(改善策)

群馬県軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱の文言を踏まえ、補助金額の確定がなされるまでの間は、補助金の額は柔軟に変更するような対応に改めるべきである。

仮に、当該年度の3月下旬以降は一切変更しないというのであれば、補助金額が変更可能な期限を要綱に明確に定めておくべきである。

(2) サービス提供基準額の見直しについて（意見24）

一定水準以上の適切な施設の維持、適正な施設運営の観点から、各施設のサービス提供に要する費用実支出額を検討し、サービス提供基準額の見直しを考えるべきである。また、基準額に比して高額な費用実支出額を支出している施設については、その原因を調査するなどし、適切な補助金額の支給に努めるべきである。

(現状及び問題点)

群馬県軽費老人ホーム利用料補助金の補助金交付額は、次のアとイの額を比較し、いずれか少ない方の額から、入所者本人からのサービスの提供に要する費用徴収額の年間総合算額を控除して得た額を限度とし、毎年度予算の範囲内で補助することが必要と認められる額とされている。

ア サービスの提供に要する費用実支出額（年額）

イ 「軽費老人ホームサービスの提供に要する基本額単価表」に定めるサービスの提供に要する基本額（月額）に「軽費老人ホーム各種加算額一覧」に定める各種加算額（月額）を加えた単価に一定率等を乗じ、原則として各月初日現在の入所者数を乗じて算出したサービスの提供に要する費用基準額

そして、多くの施設では、アのサービス提供に要する実支出額のほうが、イのサービス提供基準額より多くなっており、サービス提供基準額に占める実支出額の割合は、平均して128%であった。また、割合の一番低い施設は92%、一番高い施設は427%にも上っていた。

このように、サービス提供基準額に占める実支出額の割合に大きな差があり、かつ、基準額の 4.2 倍以上もの実支出をしている施設があるというのは、一定水準以上の適切な施設の維持、適正な施設運営の観点から問題のある可能性がある。

(改善策)

各施設のサービス提供に要する費用実支出額を検討し、サービス提供基準額の見直しを考えるべきである。また、基準額に比して高額な費用実支出額を支出している施設については、その原因を調査するなどし、適切な補助金額の支給に努めるべきである。

(3) 大規模修繕費補助金交付対象事業の明確化について (意見 25)

公平性に資するため、大規模修繕費補助について、対象となる事業を「1施設あたりの修繕に係る総事業費が、特別養護老人ホームについては 10,000 千円以上、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては 5,000 千円以上の整備」事業とする基準を廃止すべきである。

(現状及び問題点)

群馬県においては、群馬県内の老人福祉施設等施設に対し、大規模修繕費の補助を行っているが、同補助金の対象となる事業は、「1施設あたりの修繕に係る総事業費が、特別養護老人ホームについては 10,000 千円以上、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては 5,000 千円以上の整備」事業としているとのことであった。

確かに、補助の対象は「大規模」修繕である以上、ある程度大規模である必要のあることは否定できない。

しかし、比較的小規模な施設であれば、ある程度大規模な改修工事を行ったとしても、総事業費が 1,000 万円又は 500 万円よりも低くなる可能性は十分にあり得る。

例えば、令和元年度においては、定員が 36 名の軽費老人ホームのナースコール更新工事総事業費 508 万円 (税抜) に対してその 2 分の 1 の 254 万円の補助金が支出されたが、群馬県内にはより小規模の定員 30 名以下の軽費老人ホームも多数存在するところ、そのような施設が同様にナースコール更新工事を行おうとした場合、総事業費が税抜 500 万円を下回ることも十分に考えられる。そして、そのような場合、金額の規模としては「大規模」とは言い切れないかもしれないが、施設の規模からすれば「大規模」な修繕が行われたということが出来る。そうであるにもかかわらず、そのような施設に対しては補助金を一切交付しないとしては、公平性にもとるといわざるを得ない。

また、群馬県老人福祉施設等施設整備事業費県費補助金交付要綱には、対象となる事業は「大規模修繕」であり、「大規模修繕」とは「老朽化が著しく入居者の処遇に影響が生ずる恐れがあるため改修が必要となった施設及び付帯設備の改修工事を行うこと」と記

載されているだけで、金額上の制限はない。

(改善策)

公平性に資するため、大規模修繕費補助について、対象となる事業を「1施設あたりの修繕に係る総事業費が、特別養護老人ホームについては10,000千円以上、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては5,000千円以上の整備」事業とする基準を廃止すべきである。

(4) 補助対象事業の明確化について (意見 26)

補助対象事業を明確にするため、大規模修繕には「改修」が含まれるのか否か、含まれるとしてどのような「改修」までが含まれるのかを要綱に明記すべきである。

(現状及び問題点)

群馬県では、特別養護老人ホーム等の大規模修繕費に対し、補助金を支出している。

そして、同補助金に関して定められている「群馬県老人福祉施設等施設整備事業費県費補助金交付要綱」によれば、「大規模修繕」とは、「老朽化が著しく入居者の処遇に影響が生ずる恐れがあるため回収が必要となった施設及び付帯設備の改修工事をおこなうこと」と定められている。要綱上、「修繕」と「改修」が、厳密に区別されていないということである。

しかし、「修繕」と「改修」は、厳密には異なる言葉のはずである。「修繕」とは「損じたり悪くなったりしたところをつくろいなおすこと」、すなわち老朽化等した部分を以前の状態に戻すために行うものであるのに対し、「改修」とは「手を入れて作りなおし、よくすること」、すなわち元々の性能や機能をより良くするために行うものであるといえる(精選版日本国語大辞典参照)。

このような要綱の文言のままでは、例えば、特別養護老人ホーム等が、今まで設けられていなかった新たな設備を入居者の処遇環境の向上のために設けるという場合に、補助金が支給されるのか否か、疑義が生じかねない。

(改善策)

補助対象事業を明確にするため、大規模修繕には「改修」が含まれるのか否か、含まれるとしてどのような「改修」までが含まれるのかを要綱に明記すべきである。

第 13 介護老人保健施設等対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

「第 7 期高齢者保健福祉計画」に基づく介護老人保健施設の計画的な整備や安定的な運営の支援等を通じて、良好な介護サービス基盤の確保を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・介護老人保健施設整備費補助
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	介護保険法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部 介護高齢課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①民間介護老人保健施設整備資金利子補助 当初予算 13,750 千円

介護老人保健施設の運営の安定、施設整備の促進を図るため、施設建設に係る借入資金に対する利子補給を実施する。

②介護老人保健施設整備費等補助 当初予算 22,500 千円

医療療養病床から介護医療院への転換整備費を補助する。

(5) 事業内容

①民間介護老人保健施設整備資金利子補助

本事業によって交付される補助金は、民間法人等が介護老人保健施設の建設(建物の新築及び増改築)のために、福祉医療機構等金融機関や一般金融機関から借り入れた資金にかかる利子の一部を補助するものである。補助金は、福祉医療機構からの借入の場合、利率の 0.75%相当額又は利子の 3 分の 1 を、一般金融機関から借入の場合、利率の 0.375%相当額又は利子の 6 分の 1 を負担する。

平成 5 年度より創設された制度であるが、償還財源確保の困難性が緩和されてきたことや、長期金利の低下により金利負担も減少してきたこともあり、平成 21 年度より新規認定をしておらず、既認定の対象についても 10 数年で、補助対象となる借入金の償還完了が見込まれる。

令和元年度において、福祉医療機構からの借入分について19件、11,180千円を、一般金融機関からの借入分について、6件、1,090千円を交付している。

②介護老人保健施設整備費等補助(病床転換整備費補助金)

本事業によって交付される補助金は、療養病床再編成と今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応し、介護医療院等への転換を支援するため、病院又は診療所の医療療養病床からの転換整備に係る負担を補助するものである。この補助金は、国と社会保険診療報酬支払基金と群馬県が、10：12：5の割合で負担する。補助金額は1床当たり、①改修の場合500千円、②改築の場合1,200千円、③創設の場合1,000千円となっている。

令和元年度において、1件、3,755千円を交付し、うち695千円が群馬県の負担となっている。

(6) 国、市町村との関係

①財源(令和元年度当初予算)

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,391(9%)	1,669(10%)	—	12,965(81%)	16,025(100%)

②その他

民間介護老人保健施設整備資金利子補助は全額一般財源から支出されている。

介護老人保健施設整備費等補助は上述のように、国と社会保険診療報酬支払基金と群馬県が、10：12：5の割合で負担している。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	32,860	27,800	5,060	
平成30年度	17,450	16,230	1,220	
令和元年度	36,503	16,025	20,478	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	12,270	老健整備資金の利子補助金
負担金補助及び交付金	3,755	医療療養病床から介護医療院への病床転換にかかる整備補助
合計	16,025	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 病床転換整備費補助金について（意見 27）

病床転換整備費補助金の実績は極めて少なく、事業の改善か廃止を検討すべきである。

(現状及び問題点)

病床転換整備費補助金については、令和元年度において1件の交付、令和2年度においても交付実績なしになることが見込まれている。交付決定となるまでに長い時間を要することや実績報告の煩雑さ等から利用実績が伸びていないことも想定される。

(改善策)

民間法人等がより利用しやすくなるよう交付決定の時期を早めることや、申請の手間をより簡易にすることが可能か検討する必要がある。他方、補助の実績なく、介護医療院等の開設状況が順調に推移していくのであれば、事業の廃止も検討すべきである。

第14 地域医療介護総合確保対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

小規模老人福祉施設等を整備し、地域の実情に応じたサービス提供を推進することにより、介護を要する高齢者が住み慣れた自宅や地域でできる限り生活を続けられるようにする。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・介護保険サービスの整備計画
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	地域医療介護総合確保促進法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部介護高齢課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①地域密着型介護拠点等整備 1,350,378千円

定員29人以下の特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど、地域密着型介護施設の創設や増設に対して、整備費等を補助する。

②開設準備経費等補助 743,815千円

特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設開設前に看護・介護職員等を雇い上げ、研修や訓練を行うなど、質の高いサービス提供の体制整備を行う事業者に対し、施設の開設準備経費を補助する。

③改修、転換等支援 215,292千円

- ・特別養護老人ホーム多床室のプライバシー改修を補助する。
- ・介護療養病床から介護医療院への転換整備を補助する。

(5) 事業内容

消費税増収分等を財源として各都道府県に設置された基金を活用して、地域に密着した介護拠点の整備を支援するとともに、特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備経費やプライバシー確保に係る改修経費等を補助した。また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、県内市町村における高齢障害者向け広報・

啓発に係る経費を補助した。

① 地域密着型介護拠点等整備

地域の実情に応じた介護サービスの提供を推進するため、定員 29 人以下の地域密着型介護施設等の整備促進を図った。

区分	対象施設数	事業費
認知症高齢者グループホーム	2 施設	65,600 千円
小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設	32,000 千円
生活支援ハウス	1 施設	35,700 千円
計		133,300 千円

② 開設準備経費等補助

特別養護老人ホーム、地域密着型サービス施設等の円滑な開設のため、開設前の介護職員等の雇上げ費用、開設のための備品購入経費等を補助した。

区分	対象施設数	事業費
特別養護老人ホーム	3 施設	59,840 千円
認知症高齢者グループホーム	3 施設	20,691 千円
その他	4 施設	34,733 千円
計		115,264 千円

③ 改修、転換等支援

特別養護老人ホームの多床室のプライバシー改修及び介護療養病床の介護医療院等への転換のための整備費を補助した。

区分	対象施設数	事業費
プライバシー保護改修補助	2 施設	23,000 千円
介護療養型病床転換補助	2 施設	16,663 千円
計		39,663 千円

④ 介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

高齢障害者にも必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助を行った。

区分	対象市町村数	事業費
地方自治体の広報・啓発経費補助	2 市	133 千円

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	2,309,485(100%)	—	—	2,309,485(100%)

②その他

事業負担割合：国2／3、県1／3

市町村への交付額：214,897千円

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	2,641,111	1,799,331	841,780	
平成30年度	1,204,134	1,180,962	23,172	
令和元年度	2,309,485	288,360	2,021,125	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	288,360	施設整備及び開設準備経費補助
合計	288,360	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標（出典：群馬県高齢者保健福祉計画（第7期））

ア 地域密着型特別養護老人ホーム整備目標（入所定員数）

87床（平成30年度）

87床（令和元年度）

58床（令和2年度）

イ 認知症高齢者グループホーム整備目標（入所定員数）

51床（平成30年度）

144床（令和元年度）

72床（令和2年度）

ウ 小規模多機能型居宅介護整備目標（利用定員数）

29床（平成30年度）

118床（令和元年度）

25床（令和2年度）

エ 介護法人福祉施設の個室・ユニットケアの割合：50%以上（令和7年度目標）

②達成状況

ア 地域密着型特別養護老人ホーム整備状況（入所定員数）

0床（平成30年度）

0床（令和元年度）

イ 認知症高齢者グループホーム整備状況（入所定員数）

9床（廃止）（平成30年度）

6床（令和元年度）

ウ 小規模多機能型居宅介護整備状況（利用定員数）

102床（廃止）（平成30年度）

97床（廃止）（令和元年度）

エ 介護法人福祉施設の個室・ユニットケアの割合（令和元年度末）（単位：床）

施設種別	ベッド数(A)	個室・ユニットケア(B)	(B)/(A)
介護老人福祉施設	10,541	3,989	37.8%
地域密着型介護老人福祉施設	1,593	1,356	85.1%
計	12,134	5,345	44.0%

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）補助金に係る実績報告について（指摘2）

実績報告は、補助対象事業が完了した初年度しか行われていないため、「群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱」に準拠していない。今後は補助金が有効に活用されていることを確認するために、「群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱」に基づき、毎年度事業実績報告を徴求すべきである。

（現状及び問題点）

「群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱」において、補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から毎年度、知事が別に定める日までに補助事業の実績報告をする必要があるが（要綱第14条第2項）、事業実績報告は補助対象事業が完了した時に行われているのみで、それ以降は行われていない。

（改善策）

補助金が有効に使われていることを確認する意味で、毎年度継続的に「事業実績報告」を提出させる必要があると考える。また、その際に有効活用されているか否かの指標としては、施設の稼働率（定員充足率）が最適と考えるため、「事業実績報告」には稼働率も含めて報告させるようにすべきである。なお、補助金交付先で、稼働率が低迷している施設については、稼働率向上のための方策を事業者とともに検討し、稼働率の向上を目指す

べきである。

(2) 補助金で取得した不動産・30万円以上の機械及び器具その他の財産の状況報告について（指摘3）

群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱に規定されている、補助金で取得した財産等の活用状況報告が行われていない。

税金が有効活用されているか否かの判断材料とするため、今後は補助事業により取得した資産の活用状況を毎年報告させ、当該資産が目的どおり利用されているかを確認すべきである。

(現状及び問題点)

群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱において、「補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円（補助事業者が市町村以外の者の場合は30万円）以上の機械及び器具その他の財産については、別に定める期間を経過するまでの間、知事に対して毎年度活用状況を報告しなければならない。」（要綱第8条（1）カ）とされている。現状、活用状況報告は行われていない。活用状況報告が行われないと、補助事業により取得した資産が有効活用されているか否かのチェックが行えない。

(改善策)

税金が有効活用されているか否かの判断材料とするため、今後は補助事業により取得した資産の活用状況を毎年報告させ、当該資産が目的どおり利用されているかを確認すべきである。

(3) 第三者への一括請負に係るチェック体制について（意見28）

群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱において、建設工事に係る第三者への一括請負を禁止しているが、現状、第三者への一括請負がなされているか否かのチェックは行われていない。

税金の有効活用という観点から、今後は第三者に一括請負させていないかをチェックすべきである。

(現状及び問題点)

群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱において、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない（要綱第8条（1）コ及び（2）

イ（ス）とされているが、現状、第三者に一括請負させていないかのチェックは行われていない。なお、第三者に一括請負させると、中間搾取等の問題が生じるため、第三者への一括請負は禁止されている。

(改善策)

税金の有効活用という観点から、今後は第三者に一括請負させていないかをチェックすべきである。チェック方法としては、市町村を通じて補助金を交付している場合は、市町村から報告させ、一方、県が直接事業者に補助金を交付している場合は、県が契約書の確認等をすべきである。

(4) 市町村を通じて事業者に補助する事業について（意見 29）

群馬県介護基盤等整備事業費補助事業のうち、市町村を通じて補助事業者に補助金が交付されるパターンにおいて、補助事業を行うために締結する契約が、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しているか否かのチェックが行われていない。

今後は、税金の有効活用という観点から、市町村任せにするのではなく、補助事業を行うために締結する契約について、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しているかまで、実績報告で報告させて、チェックすべきである。

(現状及び問題点)

群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱第8条（2）において、「補助事業者に対して市町村が助成することにより実施する補助事業に対して県が補助金を支出する場合は、当該市町村に対して次に掲げる条件が付されるものとする。」とされている。次に掲げる条件の一つに、「補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないとされている（要綱第8条（2）イ（シ）」が、現状、市町村から提出される実績報告には、補助事業を行うために締結する契約が、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しているかの記載はない。県の担当者によれば、当然当該事項は市町村がチェックしているはずとのことである。しかし、県が補助金を出している以上、県も何らかの方法で妥当性チェックを行う必要がある。

なお、補助事業を行うために締結する契約の形態によっては、業者への支払が過大になり、補助金の過大支給につながる恐れがある。

(改善策)

今後は、税金の有効活用という観点から、市町村任せにするのではなく、補助事業を行うために締結する契約について、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取

扱いに準拠しているかまで、実績報告で報告させて、チェックすべきである。

(5) 成果指標について (意見 30)

地域密着型介護拠点等整備事業においては、施設の定員数の増加のみを成果指標としている。施設の有効活用及び補助金の有効性を高めるという観点から、今後は施設定員に対する利用者数の割合（稼働率）も成果指標とすべきである。なお、補助金交付先で、稼働率が低迷している施設については、稼働率向上のために積極的に助言を行うとともに、当該施設の存在を高年齢者にPRし、利用の促進を図るべきである。

(現状及び問題点)

地域密着型介護拠点等整備事業について、群馬県高齢者保健福祉計画（第7期）において、施設の定員数の増加を成果指標としている。しかし、定員数を増加させることも必要だが、施設は整備して終わりではなく、むしろ整備しその後の稼働率を上げることが重要である。

(改善策)

施設の有効活用及び補助金の有効性を高めるという観点から、施設定員に対する利用者数の割合（稼働率）も成果指標とすべきである。補助金交付先で、稼働率が低迷している施設については、稼働率向上のために積極的に助言を行うとともに、当該施設の存在を高年齢者にPRし、利用の促進を図るべきである。

なお、現状、特別養護老人ホームについてのみ、毎年4月1日時点の稼働率を算出している。

(6) 地域密着型介護拠点等整備の整備目標について (意見 31)

地域密着型介護拠点等の整備については、計画と実績が大幅に乖離している。

今後は税金の有効活用という観点から、ニーズを的確に把握するように市町村に周知徹底するとともに、県においても計画策定の際にニーズの有無を的確に審査し、計画値の精度を高めるべきである。

(現状及び問題点)

上記成果指標に記載のとおり、地域密着型介護拠点等の整備については、計画と実績が大幅に乖離している。そして県の計画は県内各市町村の計画に基づいて作成されており、市町村の計画については群馬県においてもチェックしているとのことである。しかし、現実には計画と実績の大幅な乖離が生じている。

その結果として、国から交付された基金残は令和2年3月31日時点において、

1,595,426千円となっている。当該事業は国の交付金を利用して行われている事業であるため、結果として国から交付された基金残は、本来であれば、当該財源を国が他の事業に利用できたはずである。

(改善策)

今後は税金の有効活用という観点から、ニーズを的確に把握するように市町村に周知徹底するとともに、県においても計画策定の際にニーズの有無を的確に審査し、計画値の精度を高めるべきである。

第 15 介護人材確保対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

- ①介護現場において喫緊の課題となっている介護人材の確保を図るために、参入促進や定着支援、資質向上の対策を進める。
- ②介護人材を安定的に確保し、県民が安心して介護サービスを受けられるようにする。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	5 介護人材確保対策と資質の向上 ・児童・生徒向けパンフレット作成 ・福祉職員等合同入職式 ・代替職員の確保による実務者研修支援 ・介護人材確保対策会議 など
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	該当なし
根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、地域医療介護総合確保促進法

(3) 所管部課・実施機関

- ①所管部課：健康福祉部介護高齢課
- ②実施機関：－

(4) 事業計画

①参入促進

児童・生徒向けパンフレット作成、介護福祉士修学資金等貸付、外国人向け介護の仕事見学バスツアー、介護に関する入門的研修支援事業等を実施する。

②定着支援

福祉職員等合同入職式、介護業雇用管理等相談援助事業、外国人介護人材受入環境整備事業、介護ロボット導入支援事業等を実施する。

③資質向上

代替職員の確保による実務者研修等支援、現任介護職員キャリアアップ支援、認知症ケア研修事業等を実施する。

④基盤整備

介護人材確保対策会議を開催する。

(5) 事業内容

①介護人材確保対策会議 69 千円

県内の介護に係る各関係団体の役職者を構成員とした介護人材確保対策会議を年1回開催し、不足する介護人材をいかに確保していくかを協議している。

成果指標	達成状況
会議の開催 2回	1回

②専門相談員による就業支援 3,077 千円

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会に、専門相談員による就業支援事業に関して委託している。群馬県社会福祉協議会では、専門の嘱託職員を1名雇用し、その専門職員が介護福祉士養成校及び福祉課程のある高校に出向いて求人情報を提供するほか、特別養護老人ホーム等を訪問して求人情報等を収集するなど、介護職員等の確保に関する相談に応じている。

成果指標	達成状況
専門相談員による求人・求職相談件数 200件	128件

③介護の仕事PR 1,054 千円

「介護の日（11月11日）」を広く県民に周知し、県民の介護についての理解と関心を深めるとともに、介護職が高齢化社会を支えるやりがいのある仕事であり、介護職のイメージアップと魅力ある仕事であることを効果的にPRし、介護職への参入促進を図るため、令和元年11月10日（日）にイオンモール高崎にて、介護の仕事PRイベントを実施した。県のホームページにより事業者を公募したところ、1者のみ応募してきたため、審査の結果、同者に業務委託を行った。

成果指標	達成状況
1回（来場者1,500名）	1回（来場者1,500名）

④児童・生徒向けパンフレットの作成 1,958 千円

群馬の将来を担う小・中・高校生及び特別支援学校生に、介護サービスの仕事が今後の高齢化社会を支える働きがいのある仕事であることを積極的に周知・広報することにより、介護に対する認識を深め、介護職への参入を促進するために、パンフレットを作成している。配布対象は、県内の小学5年生、中学1年生、高校1年生、特別支援学校高等部1年生とし、児童・生徒の理解力等を考慮し、小学生用・中学生用・高校生用の3パターンを作成する。なお、パンフレットは2年に1度作成し、翌年度は、介護の日のPRイベントや、学校案内等についてのみ編集を行い、3分の2程度の経費で実施している。

成果指標	達成状況
パンフレット配布数 60,000 部	59,640 部

⑤介護福祉士修学資金等貸付 9,486 千円

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会が行う介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付している。補助金の交付額は、申請年度における貸付金及び貸付事務費の対象経費の実支出額から当該年度の前年度に発生した貸付金の返還額を控除した額の10分の1の額とする。

介護福祉士修学資金は、平成21年度～平成25年度及び平成28年度以降は、社会福祉協議会で取扱事務を行っており、平成20年度以前、平成26年度及び平成27年度は県が実施していた。なお、貸付を行った事業者が回収も実施している。

成果指標	達成状況
介護福祉士修学資金 貸与者数 111名 貸与額 88,712 千円	100名 83,641 千円
実務者研修受講資金 貸与者数 90名 貸与額 17,500 千円	69名 6,807 千円
再就職準備金 貸与者数 5名 貸与額 6,988 千円	12名 2,400 千円

⑥定住外国人等に対する日本語研修事業 2,121 千円

定住外国人等の介護分野への参入を促進するとともに、外国人介護職員の職場定着を支援するため、介護業務に従事するために必要な日本語を習得するための研修を実施した。入門コース（前・後期）、介護記録コース（前・後期）の4コース、各コース当たり18時間（1日3時間×6日間）、各コース15名以上、県内2地域で開催することとし、プロポーザル方式により委託優先交渉者を決定した。

全8コースの受講者数は、コースにより人数の偏りはあるものの、延べ120名となり、全体としては定員を充足した。しかし、入門コースの受講者の中には、介護職以外の仕事に就労しながら受講しており、引き続き同じ仕事を予定しているため、現段階では介護職への就職には至っていない事例が多い。しかし、介護職に興味関心を持ったと回答しており、一定の成果はあったと考えられる。

成果指標	達成状況
定住外国人等の研修参加者 50名	56名

⑦定住外国人等の受入準備講座 469 千円

外国人の介護職への参入を促進するとともに、職場定着を図るため、外国人介護人材の受入れを検討している介護サービス施設・事業所に対して、外国人介護人材の受

入制度等に関する情報提供を行うセミナーを開催した。西毛、北毛、東毛、中毛の4会場において、定員100名で実施したところ、それぞれ、24名、23名、57名、55名の参加があった。

成果指標	達成状況
講座実施回数5回（参加者延 250名）	4回（159名）

⑧外国人向け介護の仕事見学バスツアー 375千円

日本語学校の留学生や定住外国人等を対象として、介護福祉士養成施設及び介護施設見学バスツアーを実施することで、介護の仕事を知ってもらい、介護職への参入促進を図るため、令和元年度より開始した。

当初は年2回（1回あたり30名程度）実施予定であったが、希望者が集まらなかったため年1回に変更し、委託料も524千円から375千円に減額した。最終的な参加申込者は15名であったが、実際には7名であった。

成果指標	達成状況
バスツアー参加者 50名	7名

⑨介護人材参入促進事業 6,761千円

ア 進路選択学生等支援事業 2,655千円

(ア) 相談助言及び指導を行う専門員を配置し、次の事業を実施

- a. 中学校、高校等を訪問し、福祉・介護の仕事やその魅力を紹介する事業
- b. 中・高校生、家族、教員の相談に応じ、助言・指導等を行う事業
- c. 高齢者、主婦層、転職者等の地域住民の福祉・介護に関する知識と認識を深めるための意識啓発に係る地域イベント、説明会等を開催する事業

(イ) 留学生に対し、カリキュラム外の時間において、外部講師による日本語学習支援や専門知識等を強化するための指導の実施に必要な経費に関し、基準額を1,000千円として全額補助する。

令和元年度では、3校に2,655千円補助した。

成果指標	達成状況
支援する養成校の数 5校	3校

イ 介護への理解促進事業 4,106千円

小中学校の生徒や地域住民等を対象とした介護の魅力の発信や介護への理解の促進のために行う研修、出前講座等の実施に必要な経費に対し、知事が必要と認められた額を全額補助する。令和元年度では、6事業者に4,106千円補助した。

成果指標	達成状況
事業実施件数 19件	9件

⑩介護未経験者等講習支援 468 千円

介護未経験者等を対象にした介護サービスの職場体験を含む研修の実施に必要な経費を全額補助する（1研修当たり 500 千円が上限）。令和元年度は、2 事業者に対して補助した。

成果指標	達成状況
事業実施件数 9 件	2 件

⑪学生等就職支援事業 116 千円

介護福祉士養成施設の学生等向けの職場選びに資するセミナー及び就職面接会を一体的に開催するために必要な経費を4分の3補助する。具体的には、群馬県介護福祉士養成校協議会が、群馬県介護福祉士養成校協議会加盟校（10 校）の在学学生に対し、介護職に関する就職面接の機会を提供し、この就職説明会に対して補助した。

成果指標	達成状況
事業実施件数 19 件	1 件

⑫介護助手養成支援事業 629 千円

介護職員の業務を専門性に応じて分類し、就労を希望する高齢者等を「介護助手」として養成するために必要な経費のうち4分の3を補助するものである。

公益社団法人群馬県老人保健施設協会が、介護助手に関する事業説明会等を実施し、これに対して補助金を交付した。

成果指標	達成状況
事業実施件数 9 件	1 件

⑬介護に関する入門的研修支援事業 1,533 千円

入門的研修は、これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるような研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進することを目的とする。

入門的研修の実施主体は、市町村長とし、研修に係る一定の経費に対して、1研修当たり 364 千円を全額補助する。令和元年度は、2 市町村に補助金を交付した。

成果指標	達成状況
実施市町村 7 市町村（修了者 延 140 名）	2 市町村（72 名）

⑭介護職機能分化等促進事業 23,938 千円

介護助手等多様な人材の参入を促し、機能分化による介護の提供体制や、介護業務の効率化等に資する取組を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付する。補助金の交付対象は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、その他知事の認める施設が実施する以下の事業とされており、1事業所当たりの上限は1,495千円、対象経費の全額を補助する。

ア 地域の特性を踏まえ介護助手等多様な人材を呼び込み、OJT研修等により育成する取組

イ 介護職員のキャリア、専門性に応じた機能分化による多様な人材によるチームケアの実践

ウ 一連の実践を踏まえた効果の検証、更なる改善点の検討

エ その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組
令和元年度では、22施設に対し23,904千円の補助金を交付した。なお、当該事業は国の補助事業であり、国庫補助金により財源確保されている。

成果指標	達成状況
参加施設・事業所数 20施設・事業所	22施設・事業所

⑮福祉職員等合同入職式 192千円

介護サービス施設・事業所、障害者福祉施設・事業所及び救護施設に新たに入職する人が、自覚と責任・誇りを持って働くためのきっかけとするとともに、施設・事業所の垣根を越えた同期の仲間同士の交流とネットワークづくりを支援するため、「平成31年度群馬県福祉職等合同入職式」を平成31年4月26日に開催した。

成果指標	達成状況
講演会（交流会）の参加者 200名	138名

⑯介護業雇用管理等相談援助事業 9,964千円

当該事業は、主として介護労働者の離職防止及び定着支援のため、介護分野における労務管理等の相談援助、職場環境改善に向けたコンサルティング及びぐんま介護人材育成宣言制度に係る支援業務を実施するものである。介護分野において、県全体を対象とし特定のサービスに限定せずに、労働者の雇用管理の改善と職業能力の開発を目的として事業運営を行っている団体であり、各施設や事業所の組織運営や人材育成等に関する様々な支援を実施する体制が整っていることから、公益財団法人介護労働安定センターに随意契約により委託している。

事業は以下の通りである。

ア 介護業雇用管理等相談援助業務

- アドバイザー相談援助（3,401千円）年間を通じて実施

受託先にアドバイザーを置き、アドバイザーが、介護施設・事業所に対し、

訪問等により、雇用管理などに関する課題の解決策等について、助言や支援を行う。

- 専門家派遣（506 千円）年間 27 回
助言や支援を行った介護施設・事業所の中で、特に専門的な支援を必要とする場合は、社会保険労務士や中小企業診断士、ヘルスカウンセラー、多文化共生推進士等を派遣し、サポートを行う。

イ ぐんま介護人材育成宣言制度に係る支援業務

- スタートアップセミナー（217 千円）年 3 回
ぐんま介護人材育成宣言制度（以下「宣言制度」という。）において、宣言にあたっての要件であるスタートアップセミナーを企画・開催する。
- アドバイザー相談援助（3,773 千円）年間を通じて実施
受託先にアドバイザーを置き、アドバイザーが、宣言制度による宣言を検討している介護施設・事業所及び宣言を行った宣言事業者に対して、雇用管理等に関する課題の解決策等の助言や支援（進捗状況の確認のための巡回訪問及び取組結果の意見聴取又は現地調査を含む。）を行う。
- 専門家派遣（335 千円）年 18 回
助言や支援を行った介護施設・事業所の中で、特に専門的な支援を必要とする場合は、社会保険労務士や中小企業診断士、ヘルスカウンセラー、多文化共生推進士等を派遣し、サポートを行う。

なお、事業内容を実施することにより、県内介護事業所 100 か所における職場環境の改善や離職防止を図り、定着率を向上させることという、処遇改善達成目標を掲げて本事業を実施した。この結果、処遇改善計画書提出件数は 340 件（対前年 128%、+75 件）、事業所訪問件数は 1,040 件（対前年 117%、+153 件）となった。専門家派遣は、2つの支援業務を合算して、目標 46 件に対し 45 件であった。

成果指標	達成状況
介護業雇用管理等相談援助業務 処遇改善計画書提出事業所 100 事業所	340 事業所
ぐんま介護人材育成宣言制度に係る支援業務 宣言事業者 80 事業者 認証事業者 5 事業者	28 事業者 5 事業者

⑰外国人介護人材受入環境整備（1,776 千円）

技能実習生及び特定技能として就労する外国人の介護現場への円滑な就労・定着を支援するため、技能実習生等に対し、介護技能と日本語能力の更なる向上を目指すための研修を実施した。実際の研修は、プロポーザルにより委託業者を選定し、1,776 千円を委託費として支払った。なお、当該事業は国の事業であり、国庫補助金により

財源確保されている。

成果指標	達成状況
参加者 60名	73名

⑱新人介護職員定着のための取組支援事業（62千円）

就業して間もない新人介護職員の定着を図るために行う調査研究や研修の実施等に必要経費の4分の3を補助する。群馬県地域密着型サービス連絡協議会が職業人としての心得・社会のルールとマナー・コミュニケーションの研修を実施し、62千円を補助した。

成果指標	達成状況
実施件数 1件	1件

⑲施設内保育施設運営支援事業（3,865千円）

介護施設・事業所における保育施設等の運営に必要な給与費及び委託費等を、一定の基準額に基づき3分の2補助する。令和元年度は1団体に補助した。

成果指標	達成状況
実施件数 1件	1件

⑳介護ロボット導入支援事業（17,863千円）

介護施設・事業所において、知事が適当と認めた介護ロボットを導入する場合、その費用の2分の1（30万円を上限）を補助する。令和元年度は、37法人63事業所（対象外事業所2を含む）から196機器の要望があり、審査の結果、32法人58事業所の182機器に対し17,484千円を補助した。

それに先立ち、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団と委託契約（委託料379,500円）を締結し、群馬県が指定する介護ロボットが介護現場において効果的に活用できるかどうかの実証業務を実施した。

成果指標	達成状況
介護ロボットの導入台数 100機	182機

㉑群馬県ホームヘルパー協議会研修事業費補助（1,522千円）

群馬県ホームヘルパー協議会が行う研修事業を対象とし、予算の範囲内において、その経費（1,522千円）を補助した。

成果指標	達成状況
事業実施件数 25件	4件

（注）目標は、「現任介護職員キャリアアップ支援事業」と合わせて25件である。

②現任介護職員キャリアアップ支援事業（7,828 千円）

ア キャリアアップ研修支援事業（4,406 千円）

現任の介護職員等を対象としたキャリアアップや資質向上に資する高度・専門的技術等の修得のために行う研修の実施や支援等に対し、知事が必要と認めた額を全額補助する。令和元年度は、4 事業者に 4,406 千円補助した。

イ キャリア形成訪問指導事業（3,422 千円）

介護福祉士養成施設等の教員等が、福祉・介護施設や事業所を巡回・訪問し、施設・事業所からの要請に応じて実施する次の事業に対して、1 回当たり 468 千円（会場を借り上げて実施する場合、1 日当たり 185 千円以内を加算）を上限とし、事業実施に必要な経費を全額補助する。

(ア) 個々の施設・事業所の要望や実状に合わせた研修プログラムの作成、当該研修のための講師の派遣

(イ) 職員のキャリアアップや資質向上に資する職員の能力評価方法の提供

令和元年度では、6 事業者に 3,422 千円補助した。

成果指標	達成状況
事業実施件数 25 件	19 件

(注) 目標は、「群馬県ホームヘルパー協議会研修事業費補助」と合わせて 25 件である。

③代替職員の確保による実務者研修等支援（745 千円）

現任介護職員等が各種研修を受講している期間における代替職員確保のために事業の実施に必要な一定の経費の 4 分の 3 を補助する。

令和元年度は、4 事業所に 745 千円補助した。

成果指標	達成状況
代替職員派遣事業者数 10 事業所	4 事業所

④認知症ケア研修事業（870 千円）

介護施設・事業所の管理者等を対象に、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るために行う認知症ケアに必要な知識や技術の研修の実施等に必要な経費（4 分の 3）を補助するものである。

令和元年度は、2 事業者に 870 千円補助した。

成果指標	達成状況
実施件数 7 件	2 件

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
4,172(4%)	83,884(84%)	—	12,320(12%)	100,376(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	99,093	62,785	36,308	
平成 30 年度	97,346	63,841	33,505	
令和元年度	100,376	96,747	3,629	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	561	定住外国人等の受入準備講座講師謝金
旅費	103	定住外国人等の受入準備講座講師旅費
需用費	39	福祉職員等合同入職式演台生花
委託料	20,707	介護業雇用管理等相談援助事業委託費
使用料及び賃借料	63	定住外国人等の受入準備講座会場賃借料
負担金補助及び交付金	75,274	介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金
合計	96,747	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

別途事業ごとに記載

②達成状況

別途事業ごとに記載

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）定住外国人等の受入準備講座の開催回数について（意見 32）

県内4か所で実施したところ、定員に対する参加率は平均40%であった。活気ある議論や参加者同士のコミュニケーションを考え、開催回数等について検討されたい。

（現状及び問題点）

外国人介護人材受入セミナーを、県内4か所において、定員100名で実施したところ、それぞれ、24名、23名、57名、55名の参加者であった。参加者の利便性を考え県内4か所での開催となったが、逆に参加者が少なく、寂しい会場もあった。

（改善策）

回数を増やすと利便性は高まるが、その分報償費等も発生すること、参加者同士のコミュニケーションも減ってしまうことから、開催の回数についても検討されたい。

（2）外国人向け介護の仕事見学バスツアーの開催見通しについて（意見 33）

当初の参加者は2回のツアーを合わせて60名程度を見込んでいたが、実施には7名であった。

事前に日本語学校の留学生で参加希望者はどの程度いるのか、留学生の就職はいつ頃決まるのか等を情報収集した上で、事業を計画する必要がある。あまり需要がないのであれば、廃止することも検討されたい。

（現状及び問題点）

日本語学校の留学生や定住外国人等を対象として、介護福祉士養成施設及び介護施設見学バスツアーを実施することで、介護の仕事を知ってもらい、介護職への参入促進を図るため、令和元年度より開始した。

当初は11月7日及び14日に（1回あたり30名程度）実施予定であったが、11月7日は参加者が集まらなかったため、延期としていた。しかし、開催に向けて再調整を行うなかで、本事業の主な対象者である日本語学校の留学生は既に進路が決定しており、外国人材の介護分野への参入を促進するという事業目的を達成することが困難であると判断して中止した。1回のみの実施と変更したため、委託金額を524千円から375千円に減額している。

アッコラ日本語学校、NIPPON ACADEMY、前橋医療福祉専門学校、中央情報経理専門学校高崎校、東京福祉大学伊勢崎キャンパス及び三幸日本語学校の県内6校を訪問し、広報活動を行ったが、実際には、NIPPON ACADEMYと連携し、在

籍している生徒のうち13名が参加を申込み、7名が参加した。

当初、参加者30名で2回のツアーを実施予定であったが、実際には7名の参加で1回のツアーを実施したのみであり、当初予定の11.7%しか参加者が集まらなかった。日本語学校6校を訪問したが参加者は1校のみであり、日程を変更してツアーを実施しようとしたが、既に多くの留学生の就職が決定しており、当初計画と実績とが乖離する結果となった。

(改善策)

事前に日本語学校の留学生で参加希望者はどの程度いるのか、留学生の就職はいつ頃決まるのか等を情報収集した上で、事業を計画する必要がある。あまり需要がないのであれば、廃止することも検討されたい。

(3) 新人介護職員定着のための取組支援事業の補助について (意見 34)

予算900千円に対し交付金額62千円であり、予算執行率6.8%であった。需要に即した補助金となるよう、補助の内容を再考し、需要がないなら廃止すべきである。

また実態に即した目標設定をすべきである。

(現状及び問題点)

新人介護職員定着のための取組支援事業の予算900千円に対し、交付した補助金は1事業者に対し62千円であり、予算執行率6.8%であった。実施した事業についても、当初の参加予定人数36名に対し実際の参加者は13名、しかも新任者研修でありながら、経験年数が3年と10年の者も含まれていた。

しかし、実施件数1件の目標に対し、1件実施しており、目標は100%達成となっている。

(改善策)

補助金の内容が需要に即していないと考えられることから、多くの事業者が望んでおり、介護事業の支援に直結するような補助の内容を再考し、需要がないならば廃止すべきである。

また、予算執行率6.8%で事業の目標が100%達成したとは考えにくく、実態に即した目標設定とすべきである。

第16 介護研修等実施

1. 事業の概要

(1) 事業目的

- ①介護職員に対し、県独自のキャリアアップの仕組みを推進し、介護職員の質を向上させ、質の高い福祉・介護サービスを県民へ提供する。
- ②介護職員を対象に、認知症に関する研修を体系的に行い、認知症高齢者・家族への地域支援と介護サービスの質の向上、高齢者ケアの知識、技術の普及を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	5 介護人材確保対策と資質の向上 ・認知症介護指導者養成 ・介護知識・技術普及啓発 ・ぐんま認定介護福祉士養成事業 ・ <small>かくたん</small> 喀痰吸引等研修事業
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	老人福祉法、介護保険法及び地域医療介護総合確保促進法

(3) 所管部課・実施機関

- ①所管部課：健康福祉部介護高齢課
- ②実施機関：社会福祉法人群馬県社会福祉事業団（委託先）

(4) 事業計画

- ①ぐんま認定介護福祉士養成事業 10,849 千円
県独自の認定制度により介護職員の意欲向上と職場定着を図る。
- ②認知症介護指導者養成 11,678 千円
介護事業従事者等を対象に認知症介護研修（基礎研修、実践者研修等）を実施し、認知症ケアに関する知識・技術の普及と介護人材の育成を図る。
- ③介護知識・技術普及啓発 2,808 千円
福祉・医療関係者等を対象に介護に関する研修を実施し、高齢者介護に関する知識・技術の普及を図る。
- ④かくたん喀痰吸引等研修事業 2,097 千円
かくたん喀痰吸引等を行う介護職員養成のため、指導者の育成を行う。

(5) 事業内容

①ぐんま認定介護福祉士養成事業

平成 21 年度に、介護福祉士のキャリアアップ、意欲向上、職場定着、ひいては県全体の介護の質の向上を目的として、県独自で創設した認定制度である。一定の研修終了後、ぐんま認定介護福祉士認定試験に合格した者を、「ぐんま認定介護福祉士」と認定している。令和元年度末時点における認定者総数は 790 人である（参考：群馬県内の施設で働く介護福祉士の総数は約 1 万 6,000 人(平成 30 年 10 月 1 日現在)）。

「ぐんま認定介護福祉士」の認定者は、認定介護福祉士（平成 27 年 11 月に創設された全国一律の認定制度。一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構が認定を行う民間資格。）の認定要件の一部が免除されることとなっている。

ぐんま認定介護福祉士は、従前は有効期間を 5 年間としており、5 年毎の更新制であったが、令和元年度の制度見直しにより、更新制度は廃止となった。令和元年度に制度を見直した結果、現在は以下のような研修・認定制度となっている。

ア ぐんま認定介護福祉士養成研修（ぐんま認定介護福祉士認定試験を含む。）

(ア) 対象者：以下の全ての条件を満たす現任の介護職員

- a 介護福祉士資格取得後実務経験 5 年以上の者
- b 現在の勤務先（法人）に、継続して 3 年以上勤務している者
- c 所属する介護施設・事業所等の代表者からの推薦のあった者

(イ) 研修内容

- ・研修時間：220 時間
- ・研修期間：1 年間
- ・研修日数：約 20 日、施設実習 1 日

(ウ) ぐんま認定介護福祉士認定試験

- ・ぐんま認定介護福祉士養成研修の全科目を受講した者を対象に実施
- ・試験方法：選択式と記述式の併用

イ ぐんま認定介護福祉士養成研修聴講制度

(ア) 対象者：アの研修対象者、ぐんま認定介護福祉士

(イ) 聴講対象科目

- ・ぐんま認定介護福祉士養成研修の中の科目

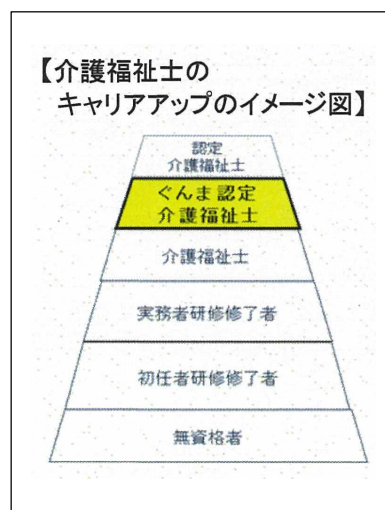
ウ ぐんま認定介護福祉士フォローアップ研修

(ア) 対象者：ぐんま認定介護福祉士

(イ) 研修内容：講演会及び分科会の 2 部構成

エ ぐんま認定介護福祉士（基本課程）認定者研修

*令和元年度は、申込者が 1 名（定員 60 名）であったことから中止となった。



(ア) 対象者：以下のすべてを満たす現任の介護職員

- ・ぐんま認定介護福祉士（基本課程）養成研修の認定者
- ・所属する介護施設・事業所等の代表者から推薦のあった者

(イ) 研修内容：研修合計時間 37 時間（うち 27 時間は通信）

②認知症介護指導者養成

主に、国の通知に基づいて実施している養成制度である。令和元年度においては、以下のアないしキの研修を実施した。アないしキの研修のうち、認知症介護フォローアップ研修は県独自に設けている研修である。

クの認知症介護指導者養成研修は、東京都内において実施される研修であり、県は研修受講者に対して受講料の補助を行っている。

ア 認知症介護基礎研修

(ア) 対象者

群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に従事する者等

(イ) 研修内容

- ・研修期間：1 日
- ・開催回数：6 回（年間）
- ・定員：各回 50 名

イ 群馬県認知症介護実践者研修

(ア) 対象者：以下の全てを満たす者

- ・群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に従事する者
- ・身体介護に関する基本的な知識・技術を習得しており、おおむね実務経験 2 年以上の者
- ・受託事業者の長が適当と認めた者

(イ) 研修内容

- ・研修期間：講義・演習形式 6 日間、自施設実習 28 日間、自施設実習報告会 1 日間
- ・開催回数：6 回（年間）
- ・定員：各回 55 名

ウ 群馬県認知症介護実践リーダー研修

(ア) 対象者：以下の全てを満たす者

- ・群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務におおむね 5 年以上従事した経験を有している者であり、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定されている者
- ・認知症介護実践者研修を修了し 1 年以上経過している者
- ・受託事業者の長が適当と認めた者

(イ) 研修内容

- ・研修期間：講義・演習形式9日間、自施設演習18日間、自施設実習中間報告1日間、自施設実習結果報告会1日間
- ・開催回数：1回（年間）
- ・定員：60名

エ 群馬県認知症対応型サービス事業開設者研修

(ア) 対象者：以下の全てを満たす者

- ・群馬県内の小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の代表者である者
- ・受託事業者が適当と認めた者
- ・市町村長の推薦を得られた者

(イ) 研修内容

- ・研修期間：講義・演習形式2日間、現場体験1日間
- ・開催回数：1回（年間）
- ・定員：20名

オ 群馬県認知症対応型サービス事業管理者研修

(ア) 対象者：以下の全てを満たす者

- ・群馬県内の認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者となることが予定されている者
- ・研修申込時に認知症介護実践者研修を修了している者
- ・受託事業者が適当と認めた者
- ・市町村長の推薦を得られた者

(イ) 研修内容

- ・研修期間：講義・演習形式2日間
- ・開催回数：2回（年間）
- ・定員：各回40名

カ 群馬県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

(ア) 対象者：以下の全てを満たす者

- ・群馬県内の小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者となることが予定されている者
- ・研修申込時に認知症介護実践者研修を修了している者
- ・受託事業者が適当と認めた者

- ・市町村長の推薦を得られた者

(イ) 研修内容

- ・研修期間：講義・演習形式2日間、事業所実習1日間
- ・開催回数：1回（年間）
- ・定員：30名

キ 群馬県認知症介護フォローアップ研修

(ア) 対象者：群馬県内の者で下記のいずれかの者

- ・認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の修了者
- ・介護保険施設・事業者等において介護業務に従事する者

(イ) 研修内容

- ・研修期間：講演形式1日間（又は半日）
- ・開催回数：1回（年間）
- ・定員：300名

ク 認知症介護指導者養成研修

社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センターが実施する研修の受講者に対し、県が受講料を補助するという制度である。

(ア) 補助対象者

- ・群馬県の認知症介護実践者等研修の講師として従事する予定であること
- ・地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれていること
- ・暴力団員などではないこと

(イ) 研修内容

- ・研修期間：25日間及び約4週間の職場研修
- ・開催回数：年3回

③介護知識・技術普及啓発

群馬県民及び群馬県内の介護サービス施設・事業所の職員を対象として、年間11前後の研修を実施している。研修のテーマは県において設定した上で、研修の実施を委託している。

令和元年度は、以下のとおり、11の研修を実施した。

ア 介護支援技術スキルアップ

- (ア) 食事ケア・口腔ケア講座
- (イ) 介護者のための医学的基礎知識講座
- (ウ) 終末期を支えるケア講座
- (エ) 家族の思いを支える講座
- (オ) ケアの実践力を高める観察と記録講座

イ 認知症介護スキルアップ

- (ア) 「ひもときシート」活用講座～言動の背景をひもとく～

- (イ) 認知症の人の気持ちを理解しケアに活かす講座
- (ウ) 認知症ケアの基本的理解～B P S Dの出現とその背景を考える

ウ 職場環境改善

- (ア) 職場における人材育成講座～O J Tの実践とケアの向上
- (イ) チームケアのためのコミュニケーション講座
- (ウ) 「はじめてのアンガーマネジメント」講座

④喀痰吸引等研修事業

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、平成24年4月1日から、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件の下に痰の吸引等の行為を実施することが可能となった。

それを受け、県では、介護職員が喀痰吸引等を実施するために受講することが必要な研修（基本研修・実地研修）の講師を養成することを目的として、年2回、「喀痰吸引等指導者講習」を県独自の事業として実施している。令和元年度末時点で、816名の講師（指導者）を養成した。

同研修の対象者等は以下のとおりである。

ア 対象者：以下の全てを満たす者

- (ア) 医師、保健師、助産師又は看護師で、施設長の推薦のある者（保健師、助産師、看護師で実地研修での指導予定者については、臨床等での実務経験を3年以上有する者）
- (イ) 当該講習終了後に、登録研修機関が行う喀痰吸引等研修事業の基本研修又は実地研修の講師となることが可能である者

イ 研修内容

- (ア) 研修期間：講義・演習形式2日間
 - ・開催回数：2回（年間）
 - ・定員：各回50名

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
－	19,912(66%)	－	10,039(34%)	29,951(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	25,007	17,015	7,992	
平成 30 年度	23,545	19,412	4,133	
令和元年度	29,951	28,601	1,350	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
共済費	260	臨時職員社会保険料
賃金	1,577	臨時職員賃金
報償費	108	認知症介護指導者連絡会委員謝金
旅費	35	認知症介護指導者連絡会委員旅費、職員旅費
需用費	1,188	認知症介護指導者連絡会飲料費、課内業務費
役務費	8	課内業務費
委託料	24,965	ぐんま認定介護福祉士養成事業業務委託費、認知症介護等研修業務委託費
負担金補助及び交付金	460	認知症介護指導者養成研修受講料補助
合計	28,601	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

実施する研修については、定員に近いくらいに参加者が集まることを目標としている。

②達成状況

令和元年度の各研修の定員及び受講者実数は以下のとおりである。

研修名	定員	実数	達成率
ぐんま認定介護福祉士	60	37	74.0%
ぐんま認定介護福祉士（基本課程）認定者研修	60	0	0.0%
ぐんま認定介護福祉士フォローアップ研修	278	33	11.9%

喀痰吸引等実施研修（指導者）	100	45	45.0%
認知症介護基礎研修	300	283	94.3%
認知症介護実践者研修	360	251	69.7%
認知症介護実践リーダー研修	60	49	81.7%
認知症対応型サービス事業開設者研修	20	5	25.0%
認知症対応型サービス事業管理者研修	80	78	97.5%
小規模多機能型サービス等計画作成者研修	30	18	60.0%
認知症介護フォローアップ研修	300	0	0.0%
食事ケア・口腔ケア講座	80	87	108.8%
介護者のための医学的基礎知識講座	100	114	114.0%
終末期を支えるケア講座	100	108	108.0%
家族の思いを支える講座	50	53	106.0%
ケアの実践力を高める観察と記録講座	50	54	108.0%
ひもときシート活用講座	45	51	113.3%
認知症の人の気持ちを理解しケアに活かす講座	100	91	91.0%
認知症ケアの基本的理解	100	93	93.0%
職場における人材育成講座	40	28	70.0%
チームケアのためのコミュニケーション講座	40	48	120.0%
はじめてのアンガーマネジメント講座	80	74	92.5%

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）暴力団排除規定と誓約書について（意見 35）

群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱、暴力団排除に関する条例・法令の目的達成の重要性に照らし、補助金を交付する際には、交付対象者から、暴力団等でない旨の誓約書の提出を求める事務を徹底すべきである。

（現状及び問題点）

平成 28 年度の包括外部監査において、県の定める補助金交付要綱につき、「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱」（平成 23 年 3 月 28 日制定）に基づき暴力団排除規定を設けること、暴力団排除に関する条例・法令の目的達成の重要性に照らせば要綱に暴力団排除規定を設けるだけでなく暴力団等でない旨の誓約書を求めるなど事務の徹底を図るべきであることが、指摘事項として出されていた。

しかし、社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センターが実施する研修の受講者に対する補助金につき定める「群馬県認知症介護指導者養成研修補助金交付要綱」には、暴力団排除規定は設けられているものの、誓約書に関する定めはなく、誓約書の取付けも

なされていなかった。

このような現状を放置しては、暴力団排除の徹底が図られない事態が生じないとも限らない。

(改善策)

補助金を交付する際には、交付対象者から、暴力団等でない旨の誓約書の提出を求める事務を徹底すべきである。

(2) ぐんま認定介護福祉士研修の受講要件について (意見 36)

多くの幅広い者にキャリアアップ、スキルアップの機会を与えるため、ぐんま認定介護福祉士研修の受講要件のうち、①「現在の勤務先（法人）に継続して3年以上勤務する者」及び②「所属する介護施設・事業所等の代表者からの推薦のあった者」の要件については削除を検討すべきである。

(現状及び問題点)

群馬県においては、県独自の制度として、「ぐんま認定介護福祉士制度」がある。これは、介護福祉士のキャリアアップ、意欲向上、職場定着、ひいては県全体の介護の質の向上を目的として、県独自で創設した認定制度である。

同認定を受けるためには、県の主催する研修を受講する必要があるが、その研修の受講要件として、「現在の勤務先（法人）に継続して3年以上勤務する者」及び「所属する介護施設・事業所等の代表者からの推薦のあった者」という要件が定められている。

確かに、同制度の目的として、「職場定着」も含まれていることからすれば、そのような要件が設けられていることも不適切とは言い切れない。

しかし、「県全体の介護の質の向上」「介護福祉士のキャリアアップ」や「意欲向上」、「県全体の介護の質の向上」という観点からすれば、これらの要件の必要性はないものと考えられる。

また、育児など、様々な事情でいったん職場を離れていた者が、新たな職場で勤務を開始するにあたり、自身のキャリアアップ、スキルアップ等のために、勤務開始前や勤務復帰直後にぐんま認定介護福祉士の認定を受けたいと思うことも十分に考えられ、そのような需要もあるものと思われる。

さらに、平成27年12月から、介護福祉士の上位資格として、一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構が認証・認定を開始した全国一律の民間資格である「認定介護福祉士」には、「現在の勤務先（法人）に継続して3年以上勤務」、「所属する介護施設・事業所等の代表者からの推薦のあった者」といったような要件は入っていない（なお、県作成の説明資料によれば、県としても、「認定介護福祉士」は「ぐんま認定介護福祉士」の上位に

位置する資格と位置づけている)。

(改善策)

ぐんま認定介護福祉士研修の受講要件のうち、①「現在の勤務先（法人）に継続して3年以上勤務する者」及び②「所属する介護施設・事業所等の代表者からの推薦のあった者」の削除を検討すべきである。

(3) ぐんま認定介護福祉士の認定後の研修義務付けについて（意見 37）

ぐんま認定介護福祉士の質の向上、ひいてはぐんま認定介護福祉士制度の信頼性を維持するため、ぐんま認定介護福祉士に対しては、数年に一回程度の研修の受講は義務付けるべきである。

(現状及び問題点)

群馬県においては、介護福祉士のキャリアアップ、意欲向上、職場定着、ひいては県全体の介護の質の向上を目的として、県独自で創設した「ぐんま認定介護福祉士制度」という制度がある。

ぐんま認定介護福祉士は、従前は有効期間を5年間としており、5年毎の更新制であったが、令和元年度の制度見直しにより、更新制度は廃止となった。ぐんま認定介護福祉士として認定された者が、その後任意に受講することが可能な「聴講制度」や「フォローアップ研修制度」は設けられているが、認定後の義務的な研修は特に設けられていない。

しかし、介護知識のフォローアップは重要であるものと考えられる。現在のように、認定後に何らの研修の義務付けもしていなければ、いったんぐんま認定介護福祉士の認定を受けた後、長期間にわたって介護職を離れた者でも「ぐんま認定介護福祉士」を名乗って良いこととなり、「ぐんま認定介護福祉士」による介護の質が保たれなくなるおそれがある。

群馬県知事が「認定証」を発行する制度である以上、「ぐんま認定介護福祉士」の介護の質は一定以上に保たれていなければ、「ぐんま認定介護福祉士」制度自体の信頼性が損なわれてしまうことになりかねない。

(改善策)

「ぐんま認定介護福祉士」に対しては、数年に一回程度の研修の受講は義務付けるべきである。

(4) 研修の最少催行人数等の設定について（意見 38）

研修の申込者が少ない場合でも、できる限り、事前の告知どおりに研修を実施すべきである。仮に、申込者が少ない場合には研修を中止とする方針を今後も取るのであれば、最少催行人数等を事前に告知しておくべきである。

(現状及び問題点)

群馬県においては、平成 21 年度～平成 30 年度まで実施した「ぐんま認定介護福祉士（基本課程）養成研修」を修了した認定者に対し、研修で学んだ知識を深め、かつ、さらなるスキルアップのため、ぐんま認定介護福祉士（基本課程）認定者研修を実施している。

令和元年度は、定員が 60 名であったのに対し、申込者が 1 名であったことから、令和元年 10 月初旬に中止を決定した。

同研修の研修時間は 37 時間で、平日に研修が実施されることもあり、また、2 週間の職場実習や事前課題等も設けられている。

研修の受講要件として、「現任の介護職員」であることが定められているところ、研修の受講を申し込むに当たっては、申込者のみならず、申込者が現に働く職場内においてもかなりの調整を行う必要があったものと考えられる。

感染症の感染拡大など、不測の事態が発生した場合であればともかく、申込者が少なかつたからなどという理由で突然中止となつては、予定を調整して研修の受講を申し込んだ者からすれば、知識のフォローアップやスキルアップができないこととなり、非常に困ったこととなる。

また、事前の案内文には、最少催行人数等は記載されていなかったようである。

(改善策)

研修の申込者が少ない場合でも、できる限り、事前の告知どおりに研修を実施すべきである。仮に、申込者が少ない場合には研修を中止とする方針を今後も取るのであれば、最少催行人数等を事前に告知しておくべきである。

(5) 研修対象者の明確化について (意見 39)

研修対象者の明確化を図るため、群馬県介護実践リーダー研修の対象者を定める「群馬県認知症介護実践リーダー研修実施要綱」第 3 項の「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に概ね 5 年以上従事した経験を有している者」との文言を、「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に従事する者で、概ね 5 年以上の従事経験を有する者」に変更すべきである。

(現状及び問題点)

群馬県においては、ケアチームのリーダー等に、指導的立場としての能力を習得させる

ことを目的とした「認知症介護実践リーダー研修」を実施している。そして、同研修の対象者については、群馬県認知症介護実践リーダー研修実施要綱第3項により、以下の全てを満たすものと定められている。

- ①群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定されている者
- ②認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者
- ③受託事業者の長が適当と認めた者

このうちの①の要件は、その文言のみからすると、「群馬県内」の施設で「概ね5年以上」の介護業務への従事経験を必要とするものと考えられる。

しかし、担当課に確認をしたところ、「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に従事する者で、概ね5年以上の従事経験を有する者」を、同要件を満たすものとして取り扱っており、介護業務への従事経験については県外の施設の経験と通算することが可能であるとのことであった。

介護業務への従事経験を群馬県内に限る必要はないと考えられるため、担当課における取扱いは適切であると考えられるが、要綱の文言からは、どのような介護業務経験を有する者が研修の対象者となるのか、不明確であるといわざるを得ない。このように不明確なままにしておけば、今後、担当課の担当者の変更により、研修を受講できる者の範囲が変わってしまうおそれすらある。

(改善策)

研修対象者の明確化を図るため、群馬県介護実践リーダー研修の対象者を定める「群馬県認知症介護実践リーダー研修実施要綱」第3項の「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者」との文言を、「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に従事する者で、概ね5年以上の従事経験を有する者」に変更すべきである。

第17 介護保険制度推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県民誰もが安心して老後の生活が送れるよう、介護保険制度を安定的に運営するため介護給付費等を負担する。また、適正な運営を確保するため、認定調査員、認定審査会委員、介護支援専門員等の研修を実施する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・介護給付費県費負担 ・介護保険財政安定化基金 ・介護保険料利用者負担対策 ・低所得者の介護保険料軽減強化
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	介護保険法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部介護高齢課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①認定調査員等研修 2,431 千円

公平・公正な要介護（要支援）認定を確保するため、研修を実施する。

②介護保険利用者負担対策 5,010 千円

介護サービス利用者の負担軽減により、低所得でも安心して介護サービスが受けられるようにする。

③介護給付費県費負担金 23,395,295 千円

市町村（保険者）が給付する介護（予防）給付費の一部を負担する。

④低所得者の介護保険料軽減強化 313,453 千円

1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の高齢者の保険料の軽減を強化する。

⑤介護保険財政安定化基金事業 354 千円

財政安定化基金の運用益を同基金に繰り入れる。

(5) 事業内容

① 認定調査員等研修

要介護認定の適正化のため、要介護認定業務に関わる認定調査員、介護認定審査会委員、主治医及び市町村職員等に対する研修を行っている（認定調査員新規研修及び介護認定審査会委員新規研修は、各保健福祉事務所が実施）。令和元年度の実績は以下のようになっている。

区分	受講者数	事業費
認定調査員研修	612 人	548 千円
介護認定審査会委員研修	20 人	60 千円
主治医研修	59 人	180 千円
介護認定審査会運営適正化研修	44 人	0 円
計		788 千円

② 介護保険利用者負担対策

低所得者の介護サービス利用を促進するため、市町村に対し利用者の負担軽減分を補助している。令和元年度の実績は以下のようになっている。

区分	市町村事業費	補助金額
介護保険利用者負担軽減対策	2,748 千円	2,048 千円

本事業は、一定の要件を満たす者に対して、介護サービスの利用者負担額、食費、居住費（滞在費）及び宿泊に係る利用者負担額の原則 1/4（老齢福祉年金受給者は 1/2）を軽減しようとするものである。具体的には、社会福祉法人等が軽減を実施する旨の申出を県に対して行い、申出があった社会福祉法人等に対して市町村が交付した助成金に応じて、市町村に対して補助金を交付している。

利用者負担額の軽減制度を実施している社会福祉法人等の割合は、令和 2 年 4 月時点で約 84%となっている。

③ 介護給付費県費負担金

市町村の介護保険財政を支えるため、介護サービス費用である標準給付費の 12.5%（施設等給付費は 17.5%）を交付している。令和元年度の実績は以下のようになっている。

区分	標準給付費	事業費
介護給付費県費負担	162,760,008 千円	23,454,265 千円

過去 5 年間の標準給付費と事業費の推移をみると、以下のように毎年増加している。

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
標準給付費	147,812	150,148	154,229	159,191	162,760
事業費	21,308	21,634	22,212	22,956	23,454

また、平成 30 年策定の群馬県高齢者保健福祉計画における令和元年度（平成 31 年度）と令和 7 年度（平成 37 年度）の介護保険サービスに係る給付費の見込みは、以下のようになっており、高齢化の進展を反映して今後も当該事業費の増加が見込まれる。

(金額単位：百万円)

	令和元年度(a)	令和 7 年度(b)	比率(b/a)
介護給付対象サービス	158,079	192,057	1.21
介護予防給付対象サービス	3,776	4,792	1.27
計	161,855	196,850	1.22

④低所得者の介護保険料軽減強化

市町村が低所得者の介護保険料を軽減するための費用について、所要額の 25%を市町村に交付している。令和元年度の実績は以下のようになっている。

区分	標準給付費	事業費
低所得者保険料軽減県費負担	1,209,204 千円	302,301 千円

本事業は、低所得者の第 1 号介護保険料の負担軽減のために市町村が一般会計から介護保険特別会計へ当該費用を繰り入れる事業に対して、国及び県がその費用の一部を負担するものであり、国が 1/2、県が 1/4 補助することとされている。

また、本事業は、消費税の引上げが財源の手当てであることを反映し、平成 27 年 4 月から段階的に軽減幅が拡大されており、令和 2 年 4 月から完全実施されている。完全実施により介護保険料は、実施前と比較して最大 0.25%引き下げられている。

⑤介護保険財政安定化基金事業

給付費の増加や保険料の収納率低下による介護保険財政の不足額を補うため、県に設置した介護保険財政安定化基金^(※)を運用している。令和元年度の財政安定化基金の運用と事業の状況は、以下のようになっている。

ア 財政安定化基金の運用

区分	運用益	貸付金償還	計
介護保険財政安定化基金	332 千円	0 円	332 千円

イ 財政安定化基金の貸付・交付・償還

区分	貸付	交付	償還
介護保険財政安定化基金	0円	0円	0円

(※) 平成12年4月に設置。財源は国・県・市町村が1/3ずつ負担することになっているが、平成20年度からは運用益以外の新規積立はない。事業は貸付と交付があるが、平成27年度以降、両事業とも実績はない。令和元年度末の基金残高は、1,766百万円となっている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
4,516(0%)	6,886(0%)	—	23,711,716(100%)	23,723,118(100%)

※国庫支出金は、利用者負担対策に係る分と認定調査員研修に係る分がある。

※その他特定財源は、介護支援専門員の証明書手数料等である。

②その他

介護保険の財源のうち、都道府県負担金の割合は、12.5%（施設等給付費は17.5%）となっている。県の負担金は、介護保険の運営者である市町村に交付される。また、低所得者の保険料軽減について所要額の25%を市町村に交付し、低所得者の利用者負担軽減について所要額の75%（うち50%は国から補助金を受けている）を市町村に交付している。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	21,897,405	22,489,131	△591,726	補正予算790百万円計上
平成30年度	22,756,749	23,039,734	△282,985	同475百万円計上
令和元年度	23,723,118	23,762,121	△39,003	同41百万円計上

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	23,758,843	介護給付費負担金、低所得者保険料軽減負担金、利用者負担対策事業費補助金
需用費	1,117	介護保険パンフレット印刷費、認定調査員等研修資料等印刷費、介護支援専門員証印刷費
賃金	1,038	介護支援専門員名簿管理のための会計年度任用職員賃金
積立金	332	
役務費	303	
委託料	180	主治医研修事業
備品購入費	146	
使賃料	75	
旅費	59	
報償費	16	
共済費	9	
合計	23,762,121	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 介護保険法に基づく自己評価結果の公表について（意見 40）

介護保険法第118条第8項により、都道府県には、「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標」についての自己評価結果を公表する努力義務が課されているが、群馬県のウェブサイトでは自己評価結果を見ることができない。

公表することに特段の支障がなければ、群馬県のウェブサイトにおいて、自己評価結果を公表することが望ましい。

(現状及び問題点)

介護保険法第 118 条第 8 項により、都道府県には、「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標」についての自己評価結果を公表する努力義務が課されている。

この点について、関東 7 都県のうち、4 県は評価結果を公表し、1 都は評価結果概要を公表している一方、群馬県のウェブサイトでは自己評価結果を見ることができない。

(改善策)

公表することに特段の支障がなければ、群馬県のウェブサイトにおいて、自己評価結果を公表することが望ましい。

第18 介護保険基盤運営

1. 事業の概要

(1) 事業目的

- ①介護サービスを提供する事業者に対し、研修等を実施することにより、適正運営の確保と介護サービスの質の向上を図る。
- ②要介護者等が適切かつ円滑に介護サービス事業所を選択できるよう、介護サービス情報を公表する。
- ③効果的な適正化対策の実施のため、「介護給付適正化計画」に基づき、保険者に対する支援を行う。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・介護費用適正化推進事業
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	介護保険法

(3) 所管部課・実施機関

- ①所管部課：健康福祉部介護高齢課
- ②実施機関：介護労働安定センター（介護職員処遇改善加算取得促進支援事業についてのみ委託）

(4) 事業計画

- ①事業者指導 7,831 千円
介護保険事業所の指定、事業者の指導を行う。
- ②国保連苦情処理体制整備補助 6,000 千円
国保連が実施する苦情処理業務の経費の一部を補助する。
- ③介護費用適正化推進事業 3,285 千円
市町村の介護給付適正化のため、帳票点検の支援や研修等を実施する。
- ④介護サービス情報の公表 4,693 千円
介護サービス事業者に対して、公表されている事業所情報の調査等を実施する。

(5) 事業内容

- ①事業者指導
介護保険の居宅サービス、通所・訪問事業者の指定（許可）に係る事務を実施している。指定（許可）は、6年ごとに更新となる。

令和元年度における新規指定件数は 59 件、更新件数 106 件である。

その他、事業者に対する指導も行っているが、件数の統計は取っていない。

②国保連苦情処理体制整備補助

介護サービスの利用者やその家族からの苦情に係る相談・調査・助言・指導など、群馬県国民健康保険団体連合会が行う苦情処理業務の体制整備に係る補助を行い、利用者等の不安・不満解消に向けた迅速な取組を支援している。

直近 3 年間ににおける苦情処理の件数は、以下のとおりである。

平成 29 年度 151 件 平成 30 年度 167 件 令和元年度 230 件

また、苦情の内訳は以下のとおり統計を取っているが、対応状況についての統計は取っていないとのことであった。

区 分	説明・情報の不足	職員の態度	サービスの質	契約・手続関係	被害・損害	その他	合 計
1 2 年度	3	3	3	0	2	2	13
1 3 年度	3	6	0	2	8	8	27
1 4 年度	13	9	7	1	7	5	42
1 5 年度	16	16	12	4	8	10	66
1 6 年度	33	28	16	3	12	8	100
1 7 年度	24	25	10	6	22	14	101
1 8 年度	25	32	22	4	19	15	117
1 9 年度	45	17	8	6	7	18	101
2 0 年度	58	37	24	3	7	19	148
2 1 年度	73	25	11	6	6	8	129
2 2 年度	52	20	16	6	4	22	120
2 3 年度	32	19	23	2	8	63	147
2 4 年度	16	41	26	4	4	66	157
2 5 年度	18	43	32	10	2	47	152
2 6 年度	11	25	22	5	1	49	113
2 7 年度	28	29	43	9	9	75	193
2 8 年度	31	44	49	9	33	66	232
2 9 年度	20	22	33	1	4	71	151
3 0 年度	23	16	39	9	14	65	166
令和元年度	19	17	64	15	4	115	234
合 計	540	471	457	105	179	744	2,096

③介護サービス情報の公表

毎年度、『介護サービス情報の公表』に係る報告・調査・情報公表計画」を策定し、同計画に基づき、介護サービス事業所を調査し、その情報を公表している。

介護サービス情報の公表は、介護サービスを利用したい県民が介護サービス事業所・施設を探したり選んだりするのを支援するため、群馬県内の事業所・施設の情報を記載したホームページを作成し、インターネット上に公表している。全国的に行われているものであり、ホームページのフォーマットを作成しているのは国である。県は、そのフォーマットを利用したホームページの管理を実施している。

介護サービス事業所・施設をホームページに掲載するにあたっては、調査員が事前に調査に出向き、掲載する情報を確認している。調査対象は、前年度新規事業者及びこれまでに調査が実施されていない事業者のうち、基準日前 1 年間に於いて提供を行ったサービスの対価として支払を受けた介護報酬（利用者負担額を含む。）の受領額が 100 万円を超える事業所である。

令和元年度の調査件数は、以下のとおりである。

- ・調査対象として選定していた事業所数：171 件
- ・調査実施件数：150 件

- ・調査対象として選定していたが調査を実施しなかった事業所：21件
うち18件は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期。
うち3件は、令和元年度中に廃止・休止した事業所。

④介護費用適正化推進

市町村の介護給付適正化を支援するため、以下の3つの事業を実施している。

ア 介護給付適正化推進特別事業費補助

介護給付費適正化事業の円滑な推進のため、市町村が実施する「縦覧点検・医療情報との突合」の支援や、介護給付適正化システム及びケアプラン分析システムに係る研修・説明会等の実施などの事業を実施する群馬県国民健康保険団体連合会に対し、同事業に関する対象経費の一部を補助する制度である。

全ての介護サービス利用者に対し、量的にも質的にも適切な介護サービスの提供が行われることを目指し、縦覧点検・医療情報との突合が実施されている。介護サービス事業者が誤った申請を行っていないかどうかのチェックも、点検の目的のひとつである。

縦覧点検の対象は全件で、令和元年度は1万6,957件の点検を実施した。

イ ケアプラン点検支援アドバイザー派遣

市町村の介護給付適正化を支援するため、指導的な立場のケアマネージャーをアドバイザーとして、市町村が行う点検の場に派遣する事業である。派遣するケアマネージャーの旅費及び報償費は県が負担する。

平成30年度から開始した事業であり、1年間の派遣上限は7市町村まで、1市町村当たり3回と設定している。

ウ 介護給付適正化研修

介護給付適正化のため、市町村を対象として、年に1回、県主催の研修を開催している。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

【介護保険基盤運営（サービス公表）】

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,907(41%)	—	—	2,786(59%)	4,693(100%)

【介護保険基盤運営（国保連苦情体制整備）】 (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	6,000(100%)	6,000(100%)

【介護保険基盤運営（事業者指導）】 (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
4,147(53%)	1,860(24%)	—	1,824(23%)	7,831(100%)

②その他
特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

【介護保険基盤運営（サービス公表）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	4,687	3,979	708	
平成 30 年度	4,888	4,412	476	
令和元年度	4,693	4,256	437	

【介護保険基盤運営（国保連苦情体制整備）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	6,000	6,000		
平成 30 年度	6,000	6,000		
令和元年度	6,000	6,000		

【介護保険基盤運営（事業者指導）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	4,780	4,385	395	
平成 30 年度	5,020	4,413	607	
令和元年度	7,831	7,021	810	

②令和元年度決算額の主な内訳

【介護保険基盤運営（サービス公表）】

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	2,886	会計年度任用職員人件費
共済費	519	〃
報償費	373	〃
需用費	352	介護サービス公表業務事務費
役務費	126	介護サービス公表業務事務費
合計	4,256	

【介護保険基盤運営（国保連苦情体制整備）】

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	6,000	国保連苦情体制整備補助
合計	6,000	

【介護保険基盤運営（事業者指導）】

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	1,440	会計年度任用職員人件費
共済費	255	〃
報償費	162	〃
旅費	23	指定事業所現地確認等旅費
需用費	42	指定事業所現地確認等事務費
役務費	8	指定事業所現地確認等通信費
委託料	1,469	事業者管理システム保守
負担金補助及び交付金	110	団体研修事業補助
合計	7,021	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

介護サービス情報の公表については、対象の介護サービス事業所全件を県の管理するホームページに登録・公表することを成果指標としている。

その他の事業については、成果指標は設けられていない。

②達成状況

対象の介護サービス事業所は、全件、県の管理するホームページに登録・公表されており、成果指標は達成されている。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）補助金の実績報告書の提出期限について（意見 41）

補助金の実績報告書の提出期限を「別途指示する日まで」と定めている補助金に関しては、交付決定と同時に提出期限を指示したり、要綱を変更して提出期限を設けたりするなどし、適時の実績報告書の提出を得られるような状況を確保しておくべきである。

（現状及び問題点）

群馬県介護保険事業（苦情処理業務）費補助金交付要綱によれば、補助金交付対象者は、同補助金の実績報告書を「別途指示する日まで」に提出しなければならないと規定されている（同要綱第9）。

同補助金に関する資料を閲覧したところ、同補助金交付決定にも実績報告書の提出期限は「別途指示する日まで」と記載されているのみで、その他の資料の中からも実績報告書の提出期限を指示した痕跡は見当たらなかった。

令和元年度の実績報告書は令和2年4月30日付けで補助金交付対象者から提出されているが、提出期限を明確に定め、かつ、定めた提出期限を交付対象者に伝えた証拠を残しておかなければ、補助金に関する実績報告書がいつまでも提出されないという、補助事業者等に対して適時の実績報告書の提出を求める群馬県補助金等に関する規則第11条の趣旨に反する事態が生じてしまうことにもなりかねない。

（改善策）

補助金の実績報告書の提出期限を「別途指示する日まで」と定めている補助金に関しては、交付決定と同時に提出期限を指示したり、要綱を変更して提出期限を設けたりするなどし、適時の実績報告書の提出を得られるような状況を確保しておくべきである。

（2）苦情処理対応の統計について（意見 42）

介護サービスに対する介護サービス利用者の不安や不満の解消のため、介護サービス利用者などからの苦情に対する対応状況についても統計を取り、その統計データを今後の介護サービス向上のために役立てていくべきである。

（現状及び問題点）

群馬県では、群馬県国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理体制整備事業に対して補助金を支出し、介護サービス利用者やその家族などの介護サービスに対する不安・不満の解消を目指している。

そして、介護サービス利用者などから寄せられる苦情については、苦情内容の内訳の統計は取っているが、その後の対応状況に関する統計は取っていないとのことであった。

しかし、国保連合会には、事業者に対する指導・助言の権限もあるところ、寄せられた苦情に対して国保連合会がどのような対応を行って苦情を処理したのかを把握することこそが、介護サービスに対する介護サービス利用者などの不安や不満の解消のためには重要であると考えられる。

(改善策)

介護サービス利用者などからの苦情に対する対応状況についても統計を取り、その統計データを今後の介護サービス向上のために役立てていくべきである。

第19 歯科口腔保健対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

「歯科口腔保健推進計画」に基づき歯科口腔保健施策を年代等の切れ目なく総合的に推進することで、県民が長く歯と口の健康を保ち、生涯にわたって健康で質の高い生活を確保することにより、健康寿命の延伸を目指す。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	1 高齢者が活躍しやすい社会 ・8020 県民運動推進特別事業
根拠法令等	歯科口腔保健の推進に関する法律

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部保健予防課

②実施機関：公益社団法人群馬県歯科医師会と特定非営利活動法人群馬県歯科衛生士会に委託

(4) 事業計画

①8020 運動推進特別事業（委託事業） 2,137 千円

(5) 事業内容

①8020 運動推進特別事業（委託事業）

「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動。

<1>口腔機能支援事業と<2>歯科口腔保健研修事業については、公益社団法人群馬県歯科医師会に委託している。

令和元年度は<1>口腔機能支援事業については、「多職種協働先進地区事例についての講習会」を「歯科医師が知っておくべきサルコペニアの定義診断と治療的介入」及び「エビデンスベースの口腔管理と歯科から発信する医科歯科連携」をテーマに実施しており、また<2>歯科口腔保健研修事業については、「糖尿病に関する研修会」を「エビデンスに基づく糖尿病診療のポイント」をテーマに実施している。

<3>要介護高齢者等に対する口腔健康管理実地研修事業と<4>歯科衛生士研修事業については、特定非営利活動法人群馬県歯科衛生士会に委託している。

令和元年度は<3>要介護高齢者等に対する口腔健康管理実地研修事業について

は、「高齢期の栄養ケア Up to Date : オーラルフレイルと栄養」をテーマに実施している。＜4＞歯科衛生士研修事業については、実地研修を特別養護老人ホーム等で、21回実施している。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
2,137(100%)	—	—	—	2,137(100%)

②その他

事業負担割合は国が100%

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	2,137	2,053	84	
平成30年度	2,526	2,245	281	
令和元年度	2,137	1,975	162	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	170	第2次群馬県歯科口腔保健推進計画の印刷費等
委託料	1,806	群馬県歯科医師会及び群馬県歯科衛生士会への委託料
合計	1,976	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合を平成30年度において55%とする（第1次群馬県歯科口腔保健推進計画（平成26年度～平成30年度））。

②達成状況

80歳で20歯以上の自分の歯を有する者は平成29年度において55.3%となり、目標を達成した。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）委託事業の有効性評価について（意見 43）

群馬県歯科医師会に委託している 8020 県民運動推進事業について、実施報告書に参加者のアンケート結果が記載されていないため、当該事業の有効性を評価できない。したがって、今後は実施報告書に参加者のアンケート結果等も記載させ、当該事業の有効性を評価の参考とすべきである。

（現状及び問題点）

公益社団法人群馬県歯科医師会への委託事業については、実施報告書は提出されているが、当該報告書には事業内容や出席者数及び支出内容が記載されているのみである。

当該事業は、県民の健全な口腔保健の保持増進を図るために、歯科保健の正しい知識の普及や歯を失う原因の「むし歯」及び「歯周病」の予防対策を図るための調査研究を行う事業であり、実際に当該事業が有益であったかは、参加者の意見をヒアリングしないと判断できない。

（改善策）

当該事業の有効性を検証できるように、今後は実施報告書に参加者のアンケート結果等も記載するように要求すべきである。

（2）実施報告書の正当性チェックについて（意見 44）

委託料と実施報告書の経費支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性を確認するため、実地調査を行うべきである。

（現状及び問題点）

令和元年度 8020 県民運動推進事業に係る公益社団法人群馬県歯科医師会からの実施報告書をみると、委託料の金額（1,454,000 円）と、実施報告書の経費支出金額（1,454,000 円）が一致していた。このため、管理費用を含めた経費支出の状況を確認する必要がある。

（改善策）

実施報告書の経費支出金額と委託料が一致している場合は、その正当性を確認するため、実地調査を行うべきである。

第20 健康増進対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

群馬県健康増進計画「元気県ぐんま21（第2次）」推進のため、講習会や講演会の開催、市町村計画策定への支援や情報提供に係る普及啓発を行うことで、県民運動を推進し、県民の健康増進を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	1 高齢者が活躍しやすい社会 ・元気県ぐんま21（第2次）の推進
根拠法令等	健康増進法、栄養士法

(3) 所管部課・実施機関

- ①所管部課：健康福祉部保健予防課
- ②実施機関：各保健福祉事務所及び保健所

(4) 事業計画

各事業名称	予算額
①健康づくり協力店推進	659 千円
②元気県ぐんま21推進	1,257 千円
③元気県ぐんま21推進会議	745 千円
④地区地域・職域連携推進	1,984 千円
⑤健康寿命延伸対策事業	1,906 千円

(5) 事業内容

各事業	内容
①健康づくり協力店推進	健康づくりに主体的に取り組む飲食店等の登録、健康情報の提供を行っている。
②元気県ぐんま21推進	健康課題に関する目標達成のための普及推進事業の実施、市町村支援等を行っている。
③元気県ぐんま21推進会議	健康増進計画の推進・評価に関する会議を開催する。
④地区地域・職域連携推進	地域保健・職域保健との連携等に関する会議を開催する。
⑤健康寿命延伸対策事業	県民の運動習慣定着に向け、「元気に“動こう・歩こう”プロジェクト」を展開しその一環として各種イベント等を開催する。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,466(22%)	—	—	5,085(78%)	6,551(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	5,582	3,618	1,964	
平成30年度	9,137	7,260	1,877	
令和元年度	6,551	5,114	1,437	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	1,475	地区地域・職域連携推進協議会構成員報償費
旅費	464	健康ポイント制度先進地視察
需用費	2,470	健康情報ステーションチラシ、保健事業等功労者知事表彰、健康づくりノート
役務費	283	ビンゴチャレンジ賞品発送
委託料	299	“動こう・歩こう”実践リーダー育成研修
使用料及び賃借料	123	活力ある健康長寿社会実現のための有識者会議会場使用料
合計	5,114	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

項目名	指標
元気に“動こう・歩こう”プロジェクトの実践リーダー育成	60人※

(注) 平成30年度から令和2年度までの3年間の累計目標値

その他、「元気県ぐんま21(第2次)」において、高齢者の健康指標として以下が掲げられている。

目標項目	対象	目標値(注)
①介護保険サービス利用者の増加の抑制	総数	104,000人
②認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	総数	10%
③低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制	総数 65歳以上	23%
④ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を認知している県民の割合	総数	80%
⑤足腰に痛みのある高齢者の割合の減少(人口1,000人あたり)	65歳以上 腰痛 手足関節痛	165人 107人
⑥高齢者の社会参加の促進(社会貢献活動をし	65歳~74歳	

ている高齢者の割合の増加)	男性	70%
	女性	45%

(注) 目標値は令和4年度(2022年度)の目標である。

②達成状況

項目名	実績
元気に“動こう・歩こう”プロジェクトの実践リーダー育成	37人※

※平成30年度から令和元年度までの2年間の研修修了者数

目標項目	対象	実績値(注)
①介護保険サービス利用者の増加の抑制	総数	85,402人
②認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	総数	3.7%
③低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制	総数 65歳以上	17.5%
④ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を認知している県民の割合	総数	37%
⑤足腰に痛みのある高齢者の割合の減少(人口1,000人あたり)	65歳以上 腰痛	172.0人
	手足関節痛	95.3人
⑥高齢者の社会参加の促進(社会貢献活動をしている高齢者の割合の増加)	65歳~74歳 男性	19.8%
	女性	19.1%

(注) 実績値は中間評価を行った年度(平成29年度)の値である。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）元気県ぐんま 21 の目標値について（意見 45）

平成 30 年度に実施した群馬県健康増進計画の「元気県ぐんま 21（第 2 次）」の中間評価において、評価困難とした項目については、中間評価を行った後、課題の提示を行い、評価・対応策を検討する「元気県ぐんま 21 推進会議」にて協議しているが、具体的な改善策等は引き続き検討する必要がある。

評価困難（d 評価）とした項目については既に新たな評価項目（実際に評価可能な項目とする）を協議・検討し、変更したものもあるが、今後の状況により更に検討が必要と考える。

（現状及び問題点）

群馬県健康増進計画の「元気県ぐんま 21（第 2 次）」では平成 25 年度から平成 34 年度（令和 4 年度）までを推進期間とし具体的な目標を定めている。（全 66 項目）

その中において高齢者の健康を目的として掲げている目標項目のそれぞれについても平成 30 年度に中間評価を行っている。

各目標に対する評価結果の表現方法としては 4 つあり、《a 改善している》、《b 変わらない》、《c 悪化している》、《d 評価困難》のいずれかの評価としており、高齢者関連の評価結果は以下の通りである。

目標項目	対象	実績値	目標値	評価
①介護保険サービス利用者の増加の抑制	総数	85,402 人	104,000 人	d
②認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	総数	3.7%	10%	d
③低栄養傾向（BMI20 以下）の高齢者の割合の増加の抑制	総数 65 歳以上	17.5%	23%	a
④ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している県民の割合	総数	37%	80%	d
⑤足腰に痛みのある高齢者の割合の減少（人口 1,000 人あたり）	65 歳以上 腰痛 手足関節通	172.0 人 95.3 人	165 人 107 人	a
⑥高齢者の社会参加の促進（社会貢献活動をしている高齢者の割合の増加）	65 歳～74 歳 男性 女性	19.8% 19.1%	70% 45%	c

目標項目は6つあるが、うち3つは「d 評価困難」とされている。3項目それぞれについて評価困難（d）とした理由は以下の通りである。

- ①介護サービス利用者の増加の抑制：介護サービス利用者は増加しているが、介護サービス利用者だけの指標で増加が抑制できていないと判断するのは難しいため。
- ②認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上：平成27年度（2015年度）の介護保険制度改正により指標そのものの把握ができなくなったため。
- ④ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している県民の割合：ベースライン時（平成24年度）の数値がないため。

上記の評価困難とした項目については、中間評価を行った後、課題の提示を行い、評価・対応策を検討する「元気県ぐんま21推進会議」にて協議しているが、具体的な改善策等は引き続き検討する必要がある。

(改善策)

評価困難（d評価）とした項目については既に新たな評価項目（実際に評価可能な項目とする）を協議・検討し、変更したものもあるが、今後の状況により更に検討が必要と考える。

(2) 元気県ぐんま21の実績評価頻度について（意見46）

群馬県健康増進計画の「元気県ぐんま21（第2次）」については、国の「健康日本21（第2次）」に基づき、5年で中間評価を行い、10年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価することとしているが、各指標のうち主要な項目（健康寿命等）について、引き続き実績を把握し、評価を行い公表していくことが当該事業の推進に寄与すると考える。

(現状及び問題点)

群馬県健康増進計画の「元気県ぐんま21（第2次）」では平成25年度から平成34年度（令和4年度）までを推進期間とし具体的な目標を定めている（全66項目）。国の「健康日本21（第2次）」に基づき、5年で中間評価を行い、10年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価することとしているため、平成30年度に中間評価を行っているが、次回の全体評価は最終年度の令和4年度となる見込みである。

高齢者の健康を目的とした評価項目を含め、評価項目は全66項目と多岐にわたっているが、その間は、各項目の担当課において関連項目を評価し、モニタリングしている。

(改善策)

各指標のうち主要な項目（健康寿命等）について、引き続き実績を把握し、評価を行い公表していくことが当該事業の推進に寄与すると考える。

中間評価結果として、「c 悪化している」と判断されている項目については今後の改善策を探る上でも毎年何らかの評価を行うべきである。

第 21 栄養改善対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県民の栄養改善対策を強化する目的から、県や市町村等の健康づくりに関わる職員の資質向上を図るための各種講習会、給食施設や飲食店等、食に携わる者への指導及び研修等を行う。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・食生活改善推進
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	健康増進法、栄養士法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部保健予防課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①非常勤嘱託栄養士報酬等 当初予算 8,186 千円

②保健栄養指導整備 当初予算 1,048 千円

③関係団体補助 当初予算 2,086 千円

④国民健康・栄養調査の実施 当初予算 2,373 千円

(5) 事業内容

①嘱託栄養士を該当保健福祉事務所に配置し、健康増進対策を推進する。

②行政栄養士等の研修を実施し、各種研修会に行政栄養士を派遣する。

③群馬県食生活改善推進員連絡協議会の運営費等に対し補助を行う。

④毎年、国民健康・栄養調査を実施する。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
2,373(14%)	5,201(31%)	—	9,368(55%)	16,942(100%)

- ②その他
特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	21,953	17,278	4,675	
平成 30 年度	19,235	17,047	2,188	
令和元年度	16,942	14,341	2,601	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	6,318	・嘱託栄養士報償費
共済費	1,113	・嘱託栄養士共済費
報償費	1,139	・嘱託栄養士賞与 ・研修会講師報償費 ・県民健康・栄養調査委員報償費
旅費	604	・研修会講師、委員旅費 ・中央研修会派遣旅費 ・各保健福祉事務所における実施事業(給食施設巡回指導、栄養改善業務推進会議)旅費
需用費	876	・研修会講師昼食代、お茶代 ・書籍代 ・コピー用紙、プリンタートナー代 ・各保健福祉事務所における実施事業(給食施設巡回指導、栄養改善業務推進会議)事務費
役務費	273	・国民健康・栄養調査器具代、事務用品代 ・栄養士免許はがき代 ・切手代
委託料	1,826	・国民健康・栄養調査健診業務、血液検査業務委託料

		<ul style="list-style-type: none"> ・給食台帳システム保守委託料 ・食環境整備事業委託料
使用料及び賃借料	60	・研修会、説明会等会場使用料
負担金補助及び交付金	2,132	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体補助 ・研修会受講負担金
合計	14,341	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

第22 食育推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

あらゆる世代の県民が、ライフステージや生活シーンに応じた食育活動に主体的に参加・実践するための環境の整備や、地域におけるネットワーク体制を充実し、県民の健康寿命延伸につながる食育の推進を目指す。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	1. 高齢者が活躍しやすい社会 ・市町村食育推進体制整備（高齢者の食育支援のための研修会の開催）
根拠法令等	食育基本法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部保健予防課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①食育推進体制整備 1,609 千円

- ・市町村や地域の食育推進体制の整備を支援する。
- ・群馬県食育推進計画（第4次）を策定する。

②食育推進事業 2,532 千円

- ・ライフステージの視点を取り入れ、社会資源（食育応援企業や食育推進リーダー）の活用、人材の育成等により地域力を活かした食育を推進する。
- ・若い世代に対する食育支援事業や、地域食文化の普及・継承事業のほか、食育教材の利用促進により、県民への食育の普及を図る。

(5) 事業内容

食育推進事業としては、食育推進体制整備と（狭義の）食育推進事業があるが、（狭義の）食育推進事業には、高齢者福祉に関する事業はない。また、食育推進体制整備事業は、25の施策から成り立っているが、このうち高齢者施策は、基本施策12の「元気な高齢者のための食育」のみである。そのため、当該事象に絞って検討する。

高齢者の食育支援のための研修会とは、年1回、市町村で高齢者の食育を担当している職員向けに開催しているものである。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
327(20%)	—	—	1,282(80%)	1,609(100%)

②その他

該当なし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	761	512	249	決算額のうち、高齢者施策38千円
平成30年度	746	646	100	決算額のうち、高齢者施策63千円
令和元年度	1,609	447	1,162	決算額のうち、高齢者施策42千円 (注)

(注)：予算計上時は、第3次群馬県食育推進計画を令和元年度末までとしており、第4次群馬県食育推進計画を策定予定であったが、国の第4次食育推進基本計画を基本として第4次食育推進計画を策定するため、国の第3次食育推進基本計画の終期に合わせて第3次食育推進計画の計画期間を1年延長した。このため、実績では、第4次群馬県食育推進計画策定のための費用が減少している。また、補助金を希望する団体が実際には少なかったことから、補助金の予算より減少した。

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	157	講師謝金等
旅費	94	講師費弁旅費等
需用費	171	講師昼食代、研修会消耗品等
役務費	25	切手代等通信費
合計	447	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

年に1度、市町村の高齢者の食育担当者向けに研修会を実施する。

②達成状況

令和元年7月9日に実施した。

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

第 23 福祉のまちづくり推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

子どもからお年寄りまで、障害の有無や国籍に関わりなく、誰もがいきいきと心豊かに日常生活を送り、様々な活動に参加できる社会の実現を目指す。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・人にやさしい福祉のまちづくり条例の推進 ・思いやり駐車場利用証制度の推進
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	1 高齢者が活躍しやすい社会 ・福祉のまちづくり推進
根拠法令等	人にやさしい福祉のまちづくり条例

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部障害政策課

②実施機関：－

(4) 事業計画

①福祉のまちづくり推進

- ・人にやさしい福祉のまちづくりの普及啓発
- ・特定生活関連施設の届出審査、検査

②バリアフリー駐車場適正利用促進

- ・思いやり駐車場利用証制度の普及啓発
- ・思いやり駐車場利用証の作成及び交付

(5) 事業内容

①福祉のまちづくり推進（決算額：183 千円）

わが国では、平成 6 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定され、また、平成 12 年には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定された。更に、平成 18 年には、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」とい

う。)が交付され、施行された。

他の都道府県における福祉のまちづくり条例(いわゆるバリアフリー条例)は、上記のバリアフリー新法を受けて制定されている場合が多いが、群馬県ではバリアフリーからすべての人を対象としたユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、平成15年に「人にやさしい福祉のまちづくり条例」が制定された。

人にやさしい福祉のまちづくり条例では、人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策(平成15年4月1日施行)とだれもが利用しやすい施設等の整備(平成16年4月1日施行)から構成されている。

人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策では、

- ・人にやさしい福祉のまちづくりに関する県民及び事業者の活動支援
- ・県民及び事業者の理解促進
- ・地域福祉の推進
- ・施設等の整備促進

の4点が、基本方針として策定し、公表されている。

また、だれもが利用しやすい施設等の整備では、

- ・病院、デパート、旅館などの生活関連施設
- ・鉄道やバスなどの公共輸送車両等
- ・信号機や公衆電話所などの公共工作物
- ・住宅
- ・病院の診療科目、診療時間の案内や鉄道などの運行状況案内など

の施設等を、だれもが安全かつ快適に利用できるよう整備することとされている。

この整備に関して、整備の対象となる施設等のうち、生活関連施設を新築する場合には、具体的な整備基準に適合するよう努めなければならない、既存の施設については、整備基準に適合するよう努めることとされている。また、生活関連施設のうち、一定の面積を超えた施設(特定生活関連施設)を新築または増改築する場合には、整備基準に適合しているかどうかの届出が必要となり、適合状況によっては、指導・助言の対象となる。

県では、福祉のまちづくり推進として、人にやさしい福祉のまちづくりの普及啓発と特定生活関連施設の届出審査、検査を業務として実施している。普及啓発活動では、市町村と会議を実施し、条例の概要説明等を行っている。また、特定生活関連施設の増改築があった際に審査を実施しているが、届出は義務であるが、達成は努力義務となっており、適合施設はなかなか増加しないのが実情である。

②バリアフリー駐車場適正利用促進（決算額：634千円）

人にやさしい福祉のまちづくり条例第13条の2において、車いす利用者用駐車施設の適正利用の推進について定めている。条例では、「県は、県民及び事業者と協力し、高齢者、障害者等のうち、車いすの利用者その他の歩行が困難な者が、これらの者のために設置された駐車施設（以下「車いす利用者用駐車施設」という。）を円滑に利用することができるよう、利用基準の設定その他の必要な措置を講じ、車いす利用者用駐車施設の適正な利用の推進を図るものとする。」と規定されている。

これを受けて、「思いやり駐車場利用証制度実施要綱」が制定され、平成21年8月に施行された。県は、思いやり駐車場を利用できる者の範囲を定め、その対象者が思いやり駐車場を利用できることを示す思いやり駐車場利用証を交付し、施設管理者は、思いやり駐車場の適正な管理に努めるものとされている。

また、この制度は、より広範囲で実施する方が利用者の利便性が高まることから、平成24年4月1日より、同様の制度を実施している他の府県や市町村での利用も開始した。令和2年4月1日より富山県との相互利用が開始された結果、令和2年12月1日現在、全国39府県1市の間で利用証の相互利用が可能となっている。

具体的な事業は、思いやり駐車場制度の普及啓発と思いやり駐車場利用証の作成及び交付であるが、平成21年にこの制度が開始され、既にほとんどの大規模駐車場には導入済みであり、普及啓蒙活動は一定の役割を終えたものと考えられる。しかし、思いやり駐車場利用証の作成及び交付は、新たに必要となった人への利用証の作成及び交付や新規施設の登録は、今後も必要な業務である。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	898(100%)	898(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	946	754	192	
平成 30 年度	946	946	—	
令和元年度	898	818	80	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	818	印刷費
合計	818	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

- ア 福祉のまちづくり推進
適合証の交付数
- イ バリアフリー駐車場適正利用促進
思いやり駐車場利用証制度の協力施設数

②達成状況

- ア 福祉のまちづくり推進
目標…令和2年度末までに120件
現状…令和元年度末111件(平成30年度3件、令和元年度7件)
新築・増改築の場合には、特定生活関連施設(用途に応じて面積要件を設定)のバリアフリーに係る整備項目への適合状況を報告することが義務づけられている。しかし、要件を満たすのは努力義務であるため、令和元年度の届け出は171件であるが、適合証発行は7件(年度をまたぐケースもある)と、費用の関係で要件を満たすことは難しい。
- イ バリアフリー駐車場適正利用促進
目標…令和2年度までに1,000件
現状…令和元年度末847件(令和元年度5件)
既存の施設では既にバリアフリー駐車場を整備しており、新たな施設にバリアフリー駐車場を整備し目標を達成するのは、困難な状況にある。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）今後の事業の方向性について（意見 47）

金額的重要性は乏しい事業ではあるが、新規届出の審査・検査や、新たな利用者への利用証の作成・交付など、実施しなければならない業務があることから、費用対効果を鑑み、予算の範囲内で必要な事業を継続する必要がある。

（現状及び問題点）

福祉のまちづくり推進事業には、福祉のまちづくり推進とバリアフリー駐車場適正利用促進の2つの柱があるが、それぞれ平成15年及び平成16年、平成21年から実施されており、普及啓蒙事業は一定の役割を果たしたと考えられる。

福祉のまちづくり推進事業では、特定生活関連施設の届出審査・検査業務は、今後も届出がある都度実施しなければならず、また、バリアフリー駐車場適正利用促進業務も、新たな対象者に対する利用証の作成・交付等の事業は実施する必要がある。

このため、金額的重要性は乏しい事業ではあるものの、廃止は出来ない事業である。

（改善策）

令和2年度の当初予算は547千円と削減されており、普及・啓蒙活動がひと段落した現段階では、妥当な予算であると考えられる。今後も削減された予算の範囲内で事業を継続していくことが望ましい。

第24 施設管理

1. 事業の概要

(1) 事業目的

障害者関係の県立施設について、効果的・効率的な運営を図り、同施設を利用する高齢者の健康の向上に資する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 ・ 県立ふれあいスポーツプラザの運営 ・ 県立ゆうあいピック記念温水プールの運営
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	2 社会参加・社会貢献の場が充実した社会 ・ ふれあいスポーツプラザ運営委託 ・ ゆうあいピック記念温水プール運営委託
根拠法令等	群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例 群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部障害政策課

②実施機関：社会福祉法人群馬県福祉事業団

一般社団法人群馬県ビルメンテナンス協同組合

(4) 事業計画

①ふれあいスポーツプラザ運営 当初予算 136,814 千円

②ゆうあいピック記念温水プール運営 当初予算 70,438 千円

(5) 事業内容

ふれあいスポーツプラザ及びゆうあいピック記念温水プールの運営を通じて、高齢者の健康増進に資する。

(6) 国、市町村との関係

【ふれあいスポーツプラザ】

①財源（令和元年度当初予算）

（金額単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
2,417(2%)	4,175(3%)	—	130,222(95%)	136,814(100%)

②その他

特になし

【ゆうあいピック記念温水プール】

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
366(1%)	4,994(7%)	—	65,078(92%)	70,438(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

【ふれあいスポーツプラザ】

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	130,972	130,750	222	
平成 30 年度	129,574	129,173	401	
令和元年度	136,814	136,704	110	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	114	電気料支払い
委託料	135,725	指定管理料
備品購入費	865	ラットプルダウン購入
合計	136,704	

【ゆうあいピック記念温水プール】

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	64,711	64,600	111	
平成 30 年度	68,060	68,026	34	
令和元年度	70,438	70,392	46	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	56	自販機電気料
委託料	70,029	管理運営費
備品購入費	307	エアロバイク購入費
合計	70,392	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

第 25 後期高齢者医療対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

後期高齢者医療の適正化を図るための施策を実施し、また、後期高齢者医療制度の財政運営において、法で定められた一定の割合を都道府県が負担することにより、高齢者に対する安定した医療の給付を実現する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部国保援護課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①県費定率負担金

高齢者医療確保法に基づき、後期高齢者医療給付費の1/12を県負担

②高額医療費県費負担金

レセプト1件当たり80万円超の高額医療費の1/4を県負担

③保険基盤安定制度県費負担金

低所得者等に対する保険料軽減額の3/4を県負担

④財政安定化基金積立

財政の安定を図るため、基金を積み立て（国1/3、県1/3、広域連合1/3）

⑤事務費

レセプト点検指導や後期高齢者医療審査会開催経費など

(5) 事業内容

①県費定率負担金（令和元年度決算額 18,470,934千円）

高齢者医療確保法第96条第1項において、「都道府県は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対し、負担対象額の12分の1に相当する額を負担する」とされている。

国は、医療給付費（現役並み所得分を除く）の5割を公費で負担するとしており、国12分の4（調整交付金を含む）、県及び市町村が12分の1ずつとしている。県費定率負担金は、群馬県後期高齢者医療広域連合に支払われる。

②高額医療費県費負担金（令和元年度決算額 1,096,243千円）

高齢者医療確保法第96条第2項において、「都道府県は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の4分の1に相当する額を負担する」とされている。これは、当該年度における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給について療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額を基礎として算出した額に一定の負担率を乗じて算出した金額の4分の1を県が負担するものである。

③保険基盤安定制度県費負担金（令和元年度決算額 3,618,465千円）

高齢者医療確保法第99条第3項において、「都道府県は、政令で定めるところにより、前二項の規定による繰入金の4分の3に相当する額を負担する」とされており、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填することと定められている。

県では、後期高齢者医療の被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに、財政基盤の安定に資することを目的として「群馬県後期高齢者医療保険基盤安定負担金交付要綱」を定めており、各市町村からの申請により交付している。

④財政安定化基金（令和元年度決算額 279,822千円）

高齢者医療確保法第106条第1項において、「都道府県は、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする」とされている。保険料未納リスク、給付増リスクによる後期高齢者医療広域連合の財政影響等に対応するため、国・県・後期高齢者医療広域連合が3分の1ずつ拠出して、県が設置した財政安定化基金を積み立てると定められている。

⑤その他固有の事業（令和元年度決算額 2,001千円）

レセプト点検指導（市町村に出向き、指導する）や、後期高齢者医療審査会の開催（令和元年度は審査会の案件がなかったため、開催せず）等がある。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
93,149 (0%)	93,534 (0%)	—	22,623,312 (99%)	22,809,995 (100%)

②その他

財政安定化基金積立金では、国・県・後期高齢者医療広域連合が3分の1ずつ負担している（国庫支出金 93,149 千円、その他特定財源 93,149 千円）。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	22,386,848	22,327,576	59,272	
平成 30 年度	22,138,934	22,877,370	△738,436	(注)
令和元年度	22,809,995	23,467,466	△657,471	(注)

注：後期高齢者医療については、費用がかかった分を負担割合に応じて支払わなければならないため、予算超過となる場合もある。

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	1,554	医療給付専門指導員報酬
共済費	273	医療給付専門指導員共済費
報償費	175	医療給付専門指導員賞与
負担金補助金及び交付金	23,185,642	県費定率負担 18,470,934 高額医療費負担 1,096,243 保険基盤安定制度県費負担 3,618,465
積立金	279,822	財政安定化基金
合計	23,467,466	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

事業の99.9%以上は、国が定めた事業であり、県が成果を判断できるものではない。

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

第 26 福祉医療対策（重度心身障害者・母子家庭等医療費補助）

1. 事業の概要

(1) 事業目的

重度心身障害者、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子等の医療費を無料とすることで、経済的な負担を軽減し、健康管理の向上と福祉の増進を図ること。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	群馬県福祉医療費補助金交付要綱

(注) 当事業はもともと高齢者向け事業ではないため、「群馬県高齢者保健福祉計画」と「ぐんま元気・活躍高齢者プラン」では該当なし。

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部国保援護課

②実施機関：各市町村

(4) 事業計画

各事業名称	予算額
①重度心身障害者・母子家庭等医療費補助	4,285,152 千円

(注) うち、重度心身障害者は、3,634,289 千円

(5) 事業内容

各事業	内容
①重度心身障害者・母子家庭等医療費補助	市町村が実施する以下の福祉医療費支給制度に補助（補助率 1 / 2）を行っている。 ・対象者：重度心身障害者、母子・父子家庭等 ・対象経費：保険医療費の一部負担金及び審査支払手数料
②福祉医療制度の在り方検討会	国の医療制度改革等の動向を踏まえ、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、今後の在り方について検討を行っている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	1,523,000(42%)	—	2,111,289(58%)	3,634,289(100%)

（注）その他特定財源＝宝くじ

②その他

各市町村が実施する福祉医療費支給制度に県として2分の1を補助している。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	3,571,542	3,503,645	67,897	
平成30年度	3,848,042	3,502,850	345,192	
令和元年度	3,634,289	3,013,564	620,725	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	288	福祉医療嘱託医への報償費
負担金補助及び交付金	3,013,276	福祉医療費補助（重心）
合計	3,013,564	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

なし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）福祉医療制度のあり方の検討及び議論の継続について（意見 48）

重度心身障害者に対する医療費の補助は当該制度の中で唯一高齢者が関係してくるものであり（本制度に年齢制限はなし）現状、65歳以上の高齢者の比率が対象者の約7割を占めている。昨今の医療費の増大を受け、当該制度を持続可能なものとするべく、所得制限の導入を行うべきとの方向性が外部有識者による検討会にて示されている。

検討会では他の都道府県で導入されている所得制限の基準値を参考にすべきと提示されている。

議論された内容が風化しないよう、今後も検討会を定期的に行い、所得制限の基準値を含め方向性をより具体化していくべきである。

（現状及び問題点）

当事業は一義的には高齢者向けの施策ではなく、子ども、重度心身障害者、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子に対する医療費の補助である。

当該制度は本県では昭和48年に創設され現在まで継続されているが、近年の少子高齢化の進展や所得格差の拡大等の社会情勢の変化等を受け、また、医療費の増大を抑制すべく当該制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとするべく外部有識者等による検討会が平成29年2月に設置され平成31年3月まで検討及び議論がされている。

本制度の対象は3つあり、①こども（義務教育終了まで）、②重度心身障害者、③母子家庭等のそれぞれの医療費について無償化（対象者の自己負担は原則としてなし）していることである。

重度心身障害者に対する医療費の補助は当該制度の中で唯一高齢者が関係してくるものであり（本制度に年齢制限はなし）現状、65歳以上の高齢者の比率が対象者の約7割を占めている。

検討会では重度心身障害者制度の課題について、「所得」、「年齢」、「対象傷病等」の3つに整理して以下のような検討を行っている。

【所得に関する課題】

- 所得制限がないため、高所得者にも助成している
- 国が進める応能負担の方向性の結果、高所得者に対しより多くの助成をしている

【年齢に関する課題】

- 年齢制限がないため加齢による疾病等にも助成をしている

【対象傷病等に関する課題】

- 障害の原因疾病だけでなく風邪など全ての治療に助成している
- 症状が安定した長期療養者に対しても引き続き助成している

この中で所得に関する課題については、公平性の確保や制度の持続可能性を踏まえ、所得制限の導入を行うべきとの方向性が示されている。検討会では他の都道府県で導入さ

れている所得制限の基準値を参考にすべきと議論されている。

(改善策)

重度心身障害者に対する医療費補助の所得制限制度を導入していないのは、47 都道府県のうち本県を含め6 県と少数派であり、具体的な議論をさらに進める必要がある。

議論された内容が風化しないよう、今後も検討会を定期的を開催し、所得制限の基準値を含め方向性をより具体化していくべきである。

第 27 過疎地域自立促進対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

過疎地域を支える人々の生活と集落機能を守り、過疎地域が誇りに満ちた地域として自立できるよう支援するとともに、全県的課題として過疎地域が果たしている県土保全等の公益的機能を維持する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1. 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・過疎地域いきいき集落づくり支援事業
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	2 社会参加・社会貢献の促進 ・過疎地域いきいき集落づくり支援事業
根拠法令等	過疎地域自立促進特別措置法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：地域創生部地域創生課

②実施機関：－

(4) 事業計画

①過疎地域いきいき集落づくり支援

過疎地域内の集落を対象に、住民が主体となり実施する集落の維持・活性化に資する事業を総合的に支援。

(5) 事業内容

①過疎地域いきいき集落づくり支援

対象地域：過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（14 市町村）内の集落

補助対象団体：市町村及び地域団体等

対象事業：集落の維持・活性化に資するソフト事業

補助率：全部過疎 3 / 4、一部過疎 1 / 2

補助上限額：1 事業当たり 100 万円

県の支援：必要に応じて、市町村と共に地域組織の立上げ、取組事例集の作成、話し合いへの参加等の支援を行う。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	5,000(100%)	5,000(100%)

②その他

市町村も補助対象団体であるため、事業主体が市町村の場合は補助金が交付されるが、令和元年度は該当事例なし。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	5,000	3,999	1,001	
平成 30 年度	5,000	4,194	806	
令和元年度	5,000	4,176	824	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金等	4,176	事業への補助金
合計	4,176	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

支援集落数として8集落を予定。

②達成状況

令和元年度には8集落を支援。

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

第 28 県民防犯推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県民、事業者、警察、行政が連携して、県民一人ひとりの自主防犯意識を高める。
地域の自主防犯活動を支援することで、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進める。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	高齢者が生活しやすい社会 (3) 安全・安心な生活環境の整備
根拠法令等	群馬県犯罪防止推進条例

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：生活こども部消費生活課

②実施機関：一般社団法人群馬県防犯設備協会(一部)

(4) 事業計画

①地域防犯力向上対策 当初予算 1,282 千円 (うち高齢者施策 264 千円)

②こども・女性の安全確保対策 当初予算 3,029 千円 (うち高齢者施策 0 千円)

③振り込め詐欺等根絶対策 当初予算 15,439 千円 (うち高齢者施策 7,490 千円)

(5) 事業内容

①地域防犯力向上対策

地域防犯力向上のため、特殊詐欺被害防止マニュアルを作成し、それを県内でひとり暮らしをしている高齢者等に配布することで、オレオレ詐欺等の特殊詐欺被害について周知を行っている。

令和元年度はこのマニュアルを 120,000 部作成し配布した。

②子ども・女性の安全確保対策

子どもや女性の危険回避能力を高めるため、防犯ハンドブックの作成や防犯出前講座、地域安全マップづくり活動支援等を実施する。

③振り込め詐欺等根絶対策

オレオレ詐欺等の特殊詐欺を根絶するため、セミナー等の開催やポスター・チラシの配布を行っている。

セミナー等は、サポーター養成講座と体験・実践型研修とがあり、ポスター：A2サイズを4,000枚、チラシ：A5サイズを100,000枚作成し、県内の市町村や警察署、各種事業者や団体に配布している。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
7,490(97%)	—	—	264(3%)	7,754(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	7,750	6,190	1,560	
平成30年度	7,750	5,972	1,778	
令和元年度	7,754	6,469	1,285	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	242	振り込め詐欺防止マニュアル作成
委託料	6,227	高齢者向け体験・実践型研修ほか
合計	6,469	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

第 29 雇用調整対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

働く意欲のある高齢者が活躍できるよう、高齢者の就業・社会参加を支援する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	3. 働く意欲や能力を発揮できる社会 ・シニア就業支援センター ・シルバー人材センター事業補助
根拠法令等	雇用対策法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：産業経済部労働政策課

②実施機関：シニア就業支援センターの運営は株式会社ワークエントリーに委託している。

(4) 事業計画

①シニア就業支援センターの運営 12,618 千円

中高年齢者の再就職や多様なニーズに対応した相談・情報提供、職業紹介によるワンストップサービスを実施

②シルバー人材センター事業補助 13,220 千円

各シルバー人材センターの事業費、及び連合会の運営費等を補助

(5) 事業内容

①シニア就業支援センターの運営

就業を希望する中高年齢者（概ね 40 歳代後半以上の方）への支援を効果的に実施するため、下記の事業を行う。

ア 中高年齢者の再就職支援のための職業紹介事業

年齢や賃金、職種などのマッチングの問題から、一度離職すると再就職が難しい中高年齢者のために、個々の相談者の状況に応じたきめ細かい相談・職業紹介を実施する。また、中高年齢者等が積み重ねてきた経験や能力を有効活用するためのマッチングを行う。

- (ア) 対象者の希望や適性（経験や能力等）を踏まえたきめ細かい相談事業
- (イ) 対象者と企業との適切なマッチング支援
- (ウ) 県内各企業への訪問による中高年齢者向けの求人情報の収集
- (エ) 収集・登録した求人・求職情報の適切な管理
- (オ) 雇用以外の契約形態も含めた幅広いマッチング支援（必要に応じて職業紹介）

イ 中高年齢者の多様な就業ニーズに対応した相談・情報提供の実施

就農、起業、地域活動など、就職以外の「働き方」も含め、多様化する中高年齢者の就業ニーズに対応した幅広い相談、情報提供を行う。

- (ア) 再就職に関する相談、助言、職業訓練機関及び他の職業紹介機関への誘導
- (イ) 就農、起業、地域活動、シルバー人材センター等の再就職以外の就業に関する相談、助言、各種専門機関への誘導
- (ウ) 就業並びに社会活動等に係る各種支援制度の情報提供

ウ 出張相談の実施

中高年齢者の利便性向上のため、以下のとおり県全域で対応できるよう出張相談（上記ア、イに準じた相談支援）を実施する。

- ・前橋・・・週2回
- ・伊勢崎、太田、富岡、北毛サテライト、東毛サテライト・・・各月1回

エ その他の業務

上記アからウの業務について、その遂行のために必要とされる包括的な業務を行う。

- (ア) 相談者の相談記録票など、活動内容についての記録作成
- (イ) 相談者に対するアンケート調査の実施
- (ウ) 企業訪問並びに職業紹介、相談実績等に関する県への報告
- (エ) ハローワーク情報のオンライン提供の積極的な活用
- (オ) その他事業遂行のために必要と認める業務

なお業務委託先には、委託業務の適正を期するために、「実績報告書」の提出をもとめ、また、労働政策課が証憑突合のために実地調査を年に3回行っている。

②シルバー人材センター事業補助

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」によって位置付けられた団体で、定年退職者その他の高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を提供することを目的としている。

シルバー人材センター事業については、群馬県長寿社会づくり財団が実施しており、群馬県は当該財団に対して補助金を出している。

具体的には、群馬県シルバー人材センター連合の運営費及び群馬県高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業分）のために、補助金が出されている。群馬県高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業分）については、就業開拓の促進、派遣就業開拓の促進、会員拡大の促進の解決に係る経費が補助対象経費となっている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算） (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
6,309(24%)	—	—	19,529(76%)	25,838(100%)

②その他

シニア就業支援センター事業については、地方創生推進交付金を活用して実施。事業負担割合は県と国で50%ずつ。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	27,523	25,700	1,823	
平成30年度	25,844	25,350	494	
令和元年度	25,838	25,459	379	

②令和元年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	12,379	シニア就業支援センターの運営
補助金等	13,080	シルバー人材センター事業補助
合計	25,459	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

ア シニア就業支援センター事業

相談件数：年間2,000件

求職登録者数：年間400人

就職決定数：300件

求人開拓数：過去2年度分の平均求人開拓数を下回らない求人開拓数

平成28年度：1,003件 平成29年度：730件

利用者満足度：80%

イ シルバー人材センター事業補助

現状、成果指標を定めていない。

②達成状況

ア シニア就業支援センター事業

相談件数：年間2,002件

求職登録者数：年間281人

就職決定数：181件

求人開拓数：736件

利用者満足度：97%

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）就職後の定着支援について（意見49）

委託事業の有効性評価の1つの指標として、就職後も最低半年間は、就職後に離職したのか、もしくは継続できているのかといった定着支援のデータを業務委託先から報告させるべきである。

（現状及び問題点）

就職後の定着支援については、業務受託者が就職者からの相談があれば対応している。したがって、就職者が相談にすれば就職後の状況が分かるが、相談に来ない場合は、就職後の状況を把握できない。しかし、これでは相談してこない就職者が、その後に短期で退職したとしても、その理由を知ることができず、就職を実現した者や採用を実現した中小企業等とともに、今後の職場定着に必要な情報を得ることができない。

（改善策）

就職後の定着支援のために、就職者については、就職後最低でも半年はその後の状況を受託者に報告させるべきである。また就職後の定着支援の指標として、就職後半年の離職率を報告させるべきである。

第 30 交通安全対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県民の交通事故防止のための対策を行い、安全で安心な交通社会を実現する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	1. 高齢者が活躍しやすい社会 ・高齢者・初心者しあわせドライブ ・高齢者交通安全協力者養成講習会・高齢者反射材着用促進
根拠法令等	交通安全対策基本法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：県土整備部道路管理課

②実施機関：—

(4) 事業計画

○交通安全特別対策（うち、高齢者等の交通事故防止） 1,031 千円

- ・高齢者・初心者しあわせドライブによる無事故無違反を目指す交通安全コンテストを行う。
- ・高齢者等へ反射材着用促進を図る。

(5) 事業内容

○交通安全特別対策（うち、高齢者等の交通事故防止）

高齢者・初心者しあわせドライブは、群馬県内在住の 65 歳以上のドライバー、または、初心運転者を 1 人以上含む 3 人でチームを組み、実施期間中の無事故・無違反を目指すものである。期間中に無事故・無違反を達成し、報告のあったチームの中から抽選で特別賞（県内温泉宿泊券、特産品詰め合わせ）を支給している。また、期間中に運転免許証を返納した者の中から抽選でクオカードを支給している。

令和元年度の実施状況は、以下のとおりである。

- ・参加チーム・者：1,018 チーム・3,054 人
- ・参加者のうち高齢者と初心運転者：高齢者 1,465 人(48%)、初心運転者 154 人(5%)
- ・対象期間：8 月 1 日～12 月 31 日

- ・無事故・無違反の達成報告のあったチーム：607 チーム
- ・期間中に運転免許証を返納したとの報告があった者：3人

また、高齢者等への反射材着用促進に関しては、高齢者の靴に貼るための反射材を21,000セット用意し、県警察の協力の下、高齢者訪問の際に着用を促している。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	1,031 (100%)	1,031 (100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	1,141	983	158	
平成30年度	1,141	937	204	
令和元年度	1,031	828	203	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	433	無事故無違反証明書発行手数料
需用費	395	靴用反射シート、広報用チラシ・ポスター作成
合計	828	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

第10次群馬県交通安全計画（平成28年度～令和2年度）において、以下の目標を定めている。

- ア 交通事故による24時間以内の死者数を平成27年実績（68人）より25%以上減少
- イ 交通事故による死傷者数を平成27年実績（19,558人）より25%以上減少
- ウ 交通人身事故発生件数を平成27年実績（15,299人）より25%以上減少

②令和元年度の達成状況

3項目のうち、現時点（令和元年時点）で目標達成しているものはないが、いずれ

も計画策定時に比べて改善している。

ア 61人（基準年対比 89.7%） 改善

イ 14,906人（基準年対比 76.2%） 改善

ウ 1,1831人（基準年対比 77.3%） 改善

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）政策効果の検証について（意見 50）

高齢者・初心者しあわせドライブは、参加者に商品提供というインセンティブを与えて安全運転を促す心理的効果を期待する取組と考えられるが、無事故・無違反の高齢運転者を増やす効果など、政策効果がどの程度あるか検証できない。

このため、高齢運転者のうち、無事故・無違反であった者の割合を把握し、しあわせドライブの参加者と比較してその割合の高低を確かめ、政策効果を検証することが望ましい。

（現状及び問題点）

高齢者・初心者しあわせドライブは、夜間における歩行者の認知を向上させる効果が物理的に期待できる反射材着用促進とは異なり、本事業に参加する者に商品提供というインセンティブを与えて安全運転を促す心理的効果を期待する取組と考えられる。このため、実際にインセンティブ付与により安全運転が促進されたどうかを検証することが重要と考えられる。

この点について、高齢者・初心者しあわせドライブは、約1,000チームが参加し、6割のチームから無事故・無違反の達成報告がなされているが、この結果が、一般の高齢運転者の無事故・無違反の割合と比べて高い割合かどうか検証できない。また、しあわせドライブ実施期間中の高齢運転者による事故・違反の件数とその以外の期間の高齢運転者による事故・違反の件数に差異があるかどうか検証できない。

このため、実際に、本事業が、日常的に運転する高齢者に対して、無事故・無違反の運転者をどの程度増やす効果があるか検証できない。

（改善策）

高齢運転者のうち、本事業の対象期間と同じ5か月間、無事故・無違反であった者の割合を自動車安全運転センターへの照会やアンケート等により、把握し、しあわせドライブの参加者と比較してその割合の高低を確かめ、政策効果を検証することが望ましい。

第 31 住宅産業活性化推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県民の住まいや住まい方に関する知識向上を図り、安全・安心な住宅取得等を通して、より豊かな住生活の実現を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・福祉との連携による住情報提供
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	住生活基本法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：県土整備部住宅政策課

②実施機関：群馬県住宅供給公社(住宅関連情報提供に関する業務委託)ほか

(4) 事業計画

①住宅関連情報提供

住宅に関する情報を提供する業務や、住宅相談に応じる業務等を群馬県住宅供給公社に委託する。

②負担金

公共住宅等事業者連絡協議会の会費を負担する。

(5) 事業内容

①住宅関連情報提供（群馬県住宅供給公社に業務委託）

ア 住宅相談業務

(ア) 常設住宅相談所の運営・管理

(イ) 臨時住宅相談会の実施（年3回）

(ウ) 専門相談会の開催（法律、建築、不動産他）

イ 住教育推進事業

(ア) 高齢者体験

(イ) 子どもの住教育

(ウ) 防災体験プログラム

- (エ) 大学連携事業
- (オ) 小学校教育実践
- (カ) 住まいの勉強会
- (キ) マンションセミナー

ウ 住宅関連広報事業

- (ア) 県広報、HPによる住宅情報の提供
- (イ) 住宅関連パンフレット等の作成、配布（空き家対策関連含む）
- (ウ) 居住支援（居住支援協議会）及び住みかえ支援に関すること
- (エ) 住宅関連図書の貸し出し、住宅設備機器の体験及び展示
- (オ) 空き家管理業者検索システムの運用

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
8,918(45%)	130(1%)	—	10,770(54%)	19,818(100%)

②その他

住宅関連情報提供に関する業務においては、国が45%負担する。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	19,472	19,472	—	
平成30年度	19,818	19,818	—	
令和元年度	19,818	19,800	18	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	19,800	住関連情報提供業務委託
合計	19,800	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

相談件数

②達成状況

令和元年度目標 1,888 件 実績 888 件 達成率 47.0%

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）目標の達成率について（意見 51）

相談件数を目標として掲げているが、令和元年度は目標 1,888 件に対し 888 件と達成率 47.0%であった。実績は項目別に集計していることから、項目別に目標を立て、それぞれに相談しやすい環境を整えることが望ましい。

（現状及び問題点）

住宅関連情報提供に関する業務において、相談目標を 1,888 件としていたが、実際には 888 件であり達成率 47.0%であった。目標の 1,888 件は、平成 22 年度～平成 27 年度の新設住宅着工戸数平均 12,726 件と平成 25 年度のリフォーム数 30,105 件の合計 42,831 件の 5%を相談対象として、令和 2 年度に 2,000 件となるよう、毎年一定の割合で増加するように算定したものである。しかし実際には、平成 27 年度の 1,015 件を下回る 888 件であった。

なお、実績は項目別に集計しているが、目標は上記の通り算定しているため、項目別には算定していない。

令和元年度の相談実績（単位：件）

項目	窓口	電話	専門相談会	無料出張 住宅相談会	合計
①建築	33	246	18	20	317
②登記	1	5	0	16	22
③税金	3	6	0	12	21
④法律	6	70	83	29	188
⑤不動産	28	212	7	15	262
⑥融資	0	19	0	5	24
⑦マンション	3	3	0	4	10
⑧その他	5	35	0	4	44
合計	79	596	108	105	888

（改善策）

令和元年度の相談件数の目標件数 2,000 件に対し実績は 888 件と目標の半数に達していないばかりか、計画算定時の平成 27 年度の実績値 1,075 件よりも減少している。

目標値に大幅に達していないことから、目標を項目別に定め、相談しやすい環境を整

える必要がある。

(2) 専門相談会の開催について (意見 52)

毎年専門相談会を開催しているが、相談件数はそれほど多くないにも関わらず、毎年同じ開催方式としている。費用対効果を考えて、日時の変更や、回数の増減等を検討することが望ましい。

(現状及び問題点)

ぐんま住まいの相談センターでは、専門相談会を開催しており、過去5年間の開催日数及び相談件数は以下のとおりである。予約制で、それぞれ13:00~15:00の2時間実施している。

団体名	開催回数	曜日	主な相談内容
群馬弁護士会	毎年36回	金曜日	請負契約、瑕疵担保責任、賃貸借契約等
群馬県建築士事務所協会	毎年12回	土曜日	業者選定、間取り、瑕疵補修等
群馬県宅地建物取引業協会	毎年5回	土曜日	原状回復費用の妥当性、賃貸借契約解除等

団体名	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	合計	年平均	1回あたり
群馬弁護士会	79	78	80	88	83	408	81.6	2.3
群馬県建築士事務所協会	16	27	14	18	18	93	18.6	1.6
群馬県宅地建物取引業協会	9	9	1	11	7	37	7.4	1.5
合計	104	114	95	117	108	538	107.6	2.0

(改善策)

定期的に相談会を実施しているが、1回あたりの相談件数は2件程度とそれほど多くない。現状、毎年同じ開催方式としていることから、県民にアンケートを実施するなどして、開催日時や回数の増減を検討することが望ましい。特に、弁護士会のみ金曜日の開催となっているが、弁護士への相談件数が最も多いため、より多くの県民が相談しやすい土曜日開催を弁護士会に依頼することも一案と考える。

第 32 社会資本総合整備

1. 事業の概要

(1) 事業目的

- ①高齢者、障害者、子育て世帯等に対応した住宅改善整備を進める。
- ②既存ストックを有効活用し、老朽化に対する防災安全を推進する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	公営住宅法

(3) 所管部課・実施機関

- ①所管部課：県土整備部住宅政策課
- ②実施機関：—

(4) 事業計画

①既存県営住宅の改善

広瀬第二県営住宅（前橋市）、中尾県営住宅（高崎市）、中居県営住宅（高崎市）ほか

②移転費補助（県営住宅の工事のために移転する費用）

(5) 事業内容

①既存県営住宅の改善

公営住宅・改良住宅の既存ストックについて、大規模な改修と併せて、地域の住民が利用可能な高齢者福祉施設等の生活支援施設の導入を図る取り組みや、左記と併せて、IoT等の先進的な技術を活用した高齢者の見守り等のサービスと連携し、効果検証等を行う取り組みに対して、国から2分の1の補助がある。この補助金を活用して、県営住宅の改築を実施している。

令和元年度は、主に、広瀬第二県営住宅、中尾県営住宅、中居県営住宅等の改築を実施した。但し、老朽化した県営住宅を順次、一般の市民でも住みやすいよう改修しており、特に高齢者専用住宅として改修を実施してはいないため、高齢者のみの数字をとらえるのは困難である。

②移転費補助（県営住宅の工事のために移転する費用）

令和元年度では、広瀬第二県営住宅及び中尾県営住宅において、移転費用が発生した。県営住宅を改築するにあたり、現在の住民を一時他の場所に転居してもらうための費用である。（改築した住宅は、従来の住民が優先して居住することが出来る。）

● 移転対象世帯 （単位：世帯数）

団地	戸数	うち、高齢者
広瀬第二	23	19
中尾	19	10
計	42	29

● 期間

広瀬第二 ア 令和元年8月5日～令和元年8月30日
 イ 令和元年9月30日～令和元年10月31日
 中尾 令和元年6月14日～令和元年6月30日

● 移転料 （単位：千円）

団地	戸数	うち、高齢者
広瀬第二	4,048	3,344
中尾	3,344	1,760
計	7,392	5,104

（注）一世帯一律176千円

（6）国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算） （単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
318,581(38%)	—	513,000(61%)	3,052(1%)	834,633(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	1,185,790	1,235,718	△49,928	決算額は、繰越分 344,517 千円を含む
平成 30 年度	1,035,307	1,269,320	△234,013	決算額は、繰越分 294,524 千円を含む
令和元年度	834,633	1,102,115	△267,482	決算額は、繰越分 476,587 千円を含む

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	422	県営住宅住戸改善工事に係る検査 手数料等
委託料	37,598	県営住宅住戸改善工事等
工事請負費	1,054,591	県営住宅住戸改善工事等
負担金補助及び交付 金	2,112	県営住宅住戸改善工事に係る水道 加入金等
補償・補填及び賠償 金	7,392	県営住宅住戸改善工事に係る移転 費
合計	1,102,115	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団に関する監査結果及び意見

第1 財団の概要

1. 設置目的及び沿革

(1) 設置目的

公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団（以下、「財団」という。）は、「高齢者が活躍できる社会づくり」の拠点として、高齢者の生きがいと健康づくりを推進することを目的に、高齢者の社会活動についての啓発、自主的な社会参加、生きがい及び健康づくり、雇用・就業及び能力活用を促進するための事業を、群馬県と県内市町村及び関係機関が一体となって推進していくための中核的組織として設置された団体である。

(2) 沿革

平成3年4月1日に、群馬県、県内全市町村の出捐者により設立された。基本財源は、主に、基本財産運用収入と国、県からの補助金及び委託事業費によって運営されている。

2. 人員（令和2年3月31日現在）

事務局	
常務理事（兼 事務局長）	1名
次長	1名
職員	18名
計	20名

3. 事業の概要

財団は、シニア世代が長年にわたって培ってきた知識・経験・知恵を活かして、地域での社会参加活動を積極的に楽しみながら、自らの生きがいを高め、地域社会の支え手として活動してもらえるよう、市町村をはじめ関係機関及び関係団体と連携を密にし、県と一体になって、令和元年度において、次の事業を実施した。

(1) 明るい長寿社会の実現にむけた『普及啓発』

- ① ぐんまときめきフェスティバル開催
- ② 長寿社会・私のメッセージコンクール実施
- ③ 情報誌「ときめき群馬」発行
- ④ 財団情報提供事業

(2) 市町村等との連携による『人づくり』

- ① シニア傾聴ボランティア育成支援事業
- ② 元気・活躍シニア社会参加活動支援事業

- ③ 元気・活躍シニア地域支えあい活動支援事業
- ④ シニアのための脳と体の健康づくり講座
- (3) 地域活動促進のための『組織づくり』
 - ① 全国健康福祉祭選手派遣事業
 - ② ぐんまねりんピック 2019 開催
- (4) 調査研究
 - ① 生きがいと健康づくり調査研究事業
- (5) 相談
 - ① 群馬県高齢者総合相談センターの運営
- (6) 多様な雇用・就業機会の確保
 - ① シルバー人材センター連合会の運営
 - ② 高齢者活躍人材確保育成事業

4. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
I 資産の部			
1. 流動資産	112,711	125,181	144,870
2. 固定資産	200,360	203,986	206,589
資産合計	313,071	329,168	351,459
II 負債の部			
1. 流動負債	81,565	72,558	90,176
2. 固定負債	43,204	46,635	50,387
負債合計	124,770	119,194	140,563
III 正味負債の部			
1. 指定正味財産	150,000	150,000	150,000
2. 一般正味財産	38,301	59,973	60,895
正味財産合計	188,301	209,973	210,895
負債及び正味財産合計	313,071	329,168	351,459

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
I 一般正味財産増減の部			

1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	383	383	383
②特定資産運用益	0	0	0
③受取会費	2,027	2,022	2,021
④受取補助金等			
国庫補助金	8,900	8,900	8,900
県補助金（生きがい）	78,974	80,908	78,321
県補助金（シルバー）	8,900	8,900	8,900
受取地方公共団体助成金	150	220	-
受取民間助成金	491	1,215	426
受取民間支援事業費	523	-	-
受取補助金計	97,939	100,144	96,547
⑤事業収益			
受取事業負担金	-	-	957
受取高齢者相談センター受託金	2,025	1,925	1,828
受取人材育成事業受託金	19,764	21,808	33,227
受取スキルアップ事業受託金	23,544	-	-
受取労働者派遣事業収益	452,699	594,694	677,804
事業収益計	498,034	618,427	713,818
⑥雑収益	10,265	7,888	4,751
経常収益計	608,649	728,865	817,522
(2) 経常費用			
①事業費	587,466	695,591	800,816
②管理費	10,157	11,592	15,785
経常費用計	597,623	707,184	816,602
評価損益等調整前当期経常増減額	11,026	21,681	920
当期経常増減額	11,026	21,681	920
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	-	-	1
(2) 経常外費用	11	9	-

当期経常外増減額	△11	△9	1
他会計振替額		-	-
税引前当期一般正味財産増減額	11,015	21,672	922
当期一般正味財産増減額	11,015	21,672	922
一般正味財産期首残高	27,286	38,301	59,973
一般正味財産期末残高	38,301	59,973	60,895
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	383	383	383
一般正味財産への振替額	383	383	383
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	150,000	150,000	150,000
指定正味財産期末残高	150,000	150,000	150,000
Ⅲ 正味財産期末残高	188,301	209,973	210,895

第2 県費補助金事業

1. 県費補助金での実施事業内容

(1) ぐんまときめきフェスティバル開催

シニア世代の創作活動の発表の場を提供し、社会参加と生きがいを推進するため「ときめき美術展」「ときめき俳句大会」及び高齢社会を共に考える機会とするための「記念講演会」を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。

なお、ときめき美術展は令和2年10月から開催される第33回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2020）美術展に出品する選考会を兼ねているため、審査会のみ非公開で実施し、本県代表作品を選考した。

(2) 長寿社会・私のメッセージコンクール実施

明るく生き生きとした長寿社会づくりに向けての機運を盛り上げるため、若い世代からは、シニア世代との関わりなど、具体的体験を通じて学んだことや感じたこと、これからの長寿社会についての建設的な意見を、シニア世代からは、学習・文化・スポーツ活動や地域活動を通じて感じたこと、豊かで明るく生き生きと生活することについて考えたことをまとめたメッセージを募集し、優秀作品を選考し広く公表した。

(3) 情報誌「ときめき群馬」発行

シニア世代の生きがいをづくり、健康づくり及び社会参加に関する情報や、個人、団体及び財団の事業内容を紹介した情報誌（ときめき群馬）を作成し、市町村等関係機関などに配布することにより、明るく活力のある長寿社会の実現に向けての意識啓発を図っている。

規格：A4版、フルカラー、夏・冬16頁、春号28頁

発行部数：15,000部×年3回

配布先：県、市町村、医療機関、老人クラブ、図書館、公民館等

(4) 財団情報提供事業

長寿社会に対する県民の理解と意識の高揚を図り、併せて財団の事業を周知し、市町村及び県民の参加を図るため実施している。具体的には、財団の事業案内パンフレット作成・ホームページの更新等を行っている。

(5) シニア傾聴ボランティア育成支援事業

悩みを持つ人の話し相手となり、自分自身で悩みを克服する手助けをするシニア傾聴ボランティアの活動を促進するための、養成講座、スキルアップ講座、講演会、情

報提供を行っている。

(6) 元気・活躍シニア社会参加活動支援事業

仕事中心の生活から地域中心の生活に移行するシニア層が、スムーズに地域での生活に移行できるように、退職後の生活に関する講演を受けたり、手軽に1人でも始められるポールを使って歩くノルディックウォーキングの歩き方とその効果を学んだりすることで、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を図っている。

また、登録グループの情報提供やマッチングを行いシニアの社会参加活動を支援し活動参加の機会を広げている。

(7) 元気・活躍シニア地域支えあい活動支援事業

介護予防推進のボランティア等に役立つ実用的な学習の機会を提供することで、元気な高齢者の社会参加及び生活支援の担い手としての活躍を推進する一方で、要支援者の増加を抑制し、高齢者が元気でいつまでも社会との関わりをもつことができる、明るく活力のある長寿社会の実現を目指し、下記事業を実施した。

- ① ハンドケアセラピーリーダー養成講座
- ② 脳トレーニングリーダー養成講座
- ③ 健康ダンスリーダー養成講座

(8) シニアのための脳と体の健康づくり講座

誰もが迎える高齢期を健やかに過ごすために必要な知識・技術を身に付け介護予防・健康づくりに役立てる。講座で学んだ健康づくりのための運動を日常生活で継続して行うことにより健康寿命の延伸を促進するため、下記事業を実施した。

- ① 自宅でできる筋力トレーニング、ラダーほか

(9) 全国健康福祉祭選手派遣事業

シニア世代を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するために開催される「全国健康福祉祭」に群馬県選手団を派遣しており、2019年は全国健康福祉祭わかやま大会に群馬県選手団を組織し派遣した。

(10) ぐんまねりんピック 2019

スポーツや文化活動を通じて、シニア世代の健康の保持増進と交流、生きがいづくりを推進するため開催しており、具体的には、ゲートボール・剣道・健康マーじゃん・囲

碁等 17 種目の競技を実施した。

(11) 生きがいと健康づくり調査研究事業

高齢期を心身共に健康で、生きがいを持ちながら地域の中で生活していくための諸方策を検討するため、シニア世代の健康、生活、生きがい活動等を調査し、シニア世代の社会参加の実態とその効果をまとめ、県民に提供している。具体的には、「令和元年度 地域を支えるアクティブシニアに関する意識調査」という冊子を作成するとともに、ホームページにも調査結果を掲載した。

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 情報誌「ときめき群馬」の契約書違反について（指摘 4）

委託契約書及び仕様書によれば、情報誌「ときめき群馬」の夏号に受託者は広告掲載をするものとされているが、広告の掲載が行われておらず、契約書及び仕様書違反が生じている。今後は、契約書等の遵守及び自主財源の確保という観点から、受託者に広告を出稿させるべきである。

(現状及び問題点)

情報誌「ときめき群馬」制作及び発送業務委託契約書第 5 条第 4 項に「乙（受託者である印刷会社のこと）は、夏号に 1 枠または 2 枠の広告掲載をするものとする。広告料は、甲（委託者である財団のこと）からの請求に基づき、乙が支払うものとする。」とされている。また、平成 31 年度情報誌「ときめき群馬」制作及び発送業務委託仕様書にも同様の記載がある。しかし、2019 年夏号に、受託者の広告は掲載されておらず、契約書及び仕様書違反が生じている。

(改善策)

今後は契約書等の遵守及び自主財源の確保という観点から、契約書及び仕様書に基づき、受託者に広告を出稿させるべきである。

(2) 情報誌「ときめき群馬」の成果指標について（意見 53）

「ときめき群馬」発行に係る成果指標が定められておらず、当該事業の効果を測定していない。事業の実施には効果の測定も必須であり、今後は、定期購読者数等を成果指標として、当該事業の効果を測定し、PDCA サイクルを回し、より良い事業とすべきである。

(現状及び問題点)

「ときめき群馬」については、年間 45,000 部発行しているが、「ときめき群馬」発行に

係る成果指標は定められていない。そのため、当該事業の効果も測定できない。なお、令和元年度において定期購読者は 29 人である。また配布部数は 45,000 部であるが、冊子の在庫管理を行っていないため、実際にどれだけの人が「ときめき群馬」を手にとったかの分析もできていない。

(改善策)

「ときめき群馬」は、情報提供等を目的としており、そのためには多くのシニア世代に当該冊子を手にとってもらう必要がある。したがって、今後は当該事業の成果を測定するために、定期購読者数及び消化部数（発行部数－在庫部数）を成果指標として定めるべきである。

(3) ぐんまねりんピックの委託予定価格積算票について（意見 54）

ぐんまねりんピック 2019 の委託料に係る積算原価を調査した結果、複数の費目で不備が発見された。今後は、積算原価を精査することで、ぐんまねりんピックに係る委託料の削減を図るべきである。

(現状及び問題点)

ぐんまねりんピック 2019 実施委託予定価格積算票を見ると、需用費として、①競技用具（競技用ボール等）が 80,000 円、②事務用消耗品（運動用品等）が 280,000 円、③看板が 80,000 円計上されていた。競技用具や運動用品等は毎年新品を購入する必要はなく、また、看板についても毎年作成する必要はなく、当該積算の妥当性に疑義を感じる。

(改善策)

ぐんまねりんピック 2019 は支出額が 2,951,735 円であり、全額群馬県からの補助金で実施されている事業であるため、費用削減の観点から、競技用具や事務用消耗品は前年以前の購入品で使用可能なものがあれば使用させ、看板についても年号は削除し、「ぐんまねりんピック」という看板を制作し、それを毎年継続使用させ、委託料の削減を図るべきである。

(4) ねりんピックの募集要領印刷部数について（意見 55）

ねりんピックの募集要領について、印刷部数に対する利用部数の割合が著しく低く、費用に見合う効果が発現していない。投資の費用対効果を高めるとともに、コスト削減の観点から、募集要領の印刷部数を需要に見合う量に減らし、委託料を減額すべきである。

(現状及び問題点)

「ねんりんピック岐阜 2020」の募集要領作成に関して、5,000部の印刷を外部業者に委託している（委託料：140,800円）。しかし、2019年に和歌山で開催されたねんりんピックの参加選手は48人（役員・総務除く）であり、費用に見合った効果が出ていない。

(改善策)

募集要領については、印刷部数を直近の大会の参加者数をベースに計算し、一方で財団のコピー機で印刷しているポスターの掲示箇所を増やしてねんりんピックを周知し、希望者には募集要領を配布するよう対応することで、コストを削減するとともに費用対効果を高めるべきである。また、群馬県はぐんまSDGsイニシアティブを宣言している以上、募集要領の印刷部数削減により、従来存在した未使用募集要領を削減し、紙の無駄遣いを減らすべきである。

(5) ぐんまねんりんピックの収支精算書の正当性チェックについて(意見 56)

委託料と収支精算書の支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性に疑義があるため、^{しょうひょう}証憑突合を行うべきである。また、仮に支出金額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後支出金額は実績額を記載するように指導すべきである。

(現状及び問題点)

第36回県民スポーツ祭ぐんまねんりんピック 2019に係る公益財団法人群馬県スポーツ協会からの収支精算書を見ると、委託料の金額(2,134,000円)と、収支精算書の支出金額(2,134,000円)が一致していた。通常、委託料と支出金額は一致しないはずであり、一致している場合は当該報告書の信憑性に疑義を感じる。

また、現状、当該収支精算書については、委託先である群馬県スポーツ協会から支出に係る証憑は入手しておらず、証憑突合は実施していないとのことである。

(改善策)

収支精算書の支出金額と委託料が一致している場合は、その正当性に疑義があるため、証憑突合を行うべきである。また、仮に支出金額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後支出金額は実績額を記載するように指導すべきである。

(6) 財団のホームページについて(意見 57)

財団のホームページの閲覧数は、現状ではかなり低迷している。今後はホームページのアクセス解析を行い、その結果をホームページの内容に反映し、閲覧数の増加に結び付け、財団の認知度を高めるべきである。また、バナー広告の営業を行い、自主財源の確保を図るべきである。

(現状及び問題点)

令和元年度において、財団のホームページ閲覧数は、4,653 となっている。閲覧数が低迷しているが、現状ホームページのアクセス解析等を行われていない。また、バナー広告の募集もしているが、バナー広告の出稿は現状ゼロとなっている。

(改善策)

今後はホームページのアクセス解析を行い、当該分析結果をホームページの内容見直しにつなげ、ホームページの閲覧数を増やし、結果として、財団の認知度を高めるべきである。また、バナー広告の営業も行い、自主財源を確保すべきである。

(7) 財団の封筒について (意見 58)

財団は自主財源が不足しているが、財団の封筒に広告の掲載は行われていない。自主財源を確保するために、今後は財団の封筒に広告を掲載すべく営業活動を行うべきである。

(現状及び問題点)

財団は、国や群馬県からの補助金、委託事業及びシルバー人材の派遣事業により財団運営を行っており、自主財源が不足している状況にあるが、財団の封筒には、会社等の広告の掲載が行われておらず、そもそも広告の営業自体が行われていない。

(改善策)

今後は自主財源を確保するため、財団の封筒に広告を掲載すべく、営業活動を行うべきである。

第3 受託事業

1. 事業の概要

(1) 高齢者相談センター受託金 (1,828 千円)

財団では、県からの委託を受けて、高齢者及びその家族等の抱える保健、医療、福祉等の各種の相談に一体的に応じるとともに、市町村等が行う各種相談事業を支援し、高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため、群馬県高齢者総合相談センターを運営している。

種別相談分類別件数は以下のとおりであり、専門家の法律相談（1回20,000円×58回）を弁護士に依頼している。

相談の種類	一般	専門	合計
家庭・家族	128	-	128
経済・生活	34	-	34
福祉サービス	79	-	79
生きがい	5	-	5
保健・医療	17	-	17
法律	251	147	398
計	514	147	661

また、委託料の予算と実績は以下のとおりであり、予算超過分は県に請求できないため、役務費で調整している。

	予算	実績	差異
報償費	1,160	1,160	-
旅費	40	26	14
需用費	265	327	△62
役務費	64	115	△51
使用料及び賃借料	298	200	98
計	1,828	1,828	-

(2) 人材育成事業受託金 (33,227 千円)

人材育成事業とは、高齢者活躍人材確保育成事業として、群馬労働局から委託されている事業である。本事業は、人材不足分野や現役世代を支える分野でのシニアの就業を推進するため、シルバー人材センターでの就業を希望するシルバー人材センター未入会の元気なシニアが就業に必要な能力を身に付ける技能講習等を実施するものであり、主に①周知・広報（説明会を含む）、②就業体験（職場見学）、③技能講習の3事業が行われた。

(単位：千円)

	計画	実績	差異
I 管理費			
人件費	6,375	4,310	2,064
諸税及び負担金	998	719	278
管理所費	925	497	428
計	8,299	5,527	2,772
II 事業費			
①周知・徹底			
人件費	2,208	2,108	99
諸税及び負担金	336	329	7
周知・広報費			
印刷製本費	1,200	907	292
賃借料	3,099	1,449	1,649
通信運搬費	555	288	267
消耗品費	400	174	225
委託費	300	7	292
広報費	14,400	14,824	△424
旅費	150	74	75
小計	20,104	17,726	2,378
①計(注)	20,104	20,164	△59
②就業体験・職場見学	1,775	675	1,099
③技能講習			
調理スタッフ	797	301	495
調理アシスタント	398	121	276
販売スタッフ	2,589	868	1,720
介護講習	483	221	261
緑地・造園講習	3,068	1,717	1,350
整枝・剪定講習	216	115	101
農業支援講習	520	243	276
家事支援サービス講習	489	168	320
共通	-	56	△56
③計	8,562	3,815	4,747
④受講者アンケート	56	24	32
計	30,499	24,679	5,819

Ⅲ 消費税	3,879	3,020	859
合計	42,678	33,227	9,451

(注) : 本来は、22,649 千円であるが、原本のまま記載した。合計も同様である。(監査結果参照) このため縦計が合致していない箇所がある。

事業全体としての目標及びその実績は次のとおりであり、令和元年度において目標を達成している。

	目標	実績
新規入会者数	74 名	95 名
就業率	30%以上	69.2%

なお、それぞれの事業は以下のとおりである。

① 周知・広報（説明会を含む）

嘱託員を合計 3 名配置し、啓発用ポスター・リーフレットの作成・配付を行うとともに、セミナー・シンポジウム及び就業体験（職場見学）の広告を行うとともに、地域高齢者及び地域企業に対する説明会を実施した。

② 就業体験（職場見学）

県内 9 会場にて、会場ごと就に結びつきやすい職種を 3 業種選定し、会場のシルバー人材センターと会員、体験（見学）先企業の協力を得て実施した。

③ 技能講習事業

8 種、17 講習を実施した。就業者の希望に合わせ、販売スタッフ総合講習及び緑地・造園講習を各 5 講習、調理スタッフ講習を 2 講習、介護のための調理アシスタント講習、整枝・剪定講習、農業支援講習、家事支援サービス講習、介護講習を各 1 講習実施した。

(3) 労働者派遣収益事業（677,804 千円）

財団では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、シルバー派遣事業を実施している。労働者派遣収益事業による収入（667,804 千円）は、委託事業者から支払われた委託料であり、これらを労働者に賃金として支払う他、手数料として財団の運営費に充てている。現在、群馬県内におけるシルバー派遣実施事業所は、12 市の他、吉岡・甘楽・板倉・大泉の 4 町、合計 16 市町にある。事業者は各シルバー派遣実施事業所を通じて派遣を申し込むが、派遣元事業主は財団（群馬県シルバー人材センター連合会）となる。

なお、令和元年度の実施事業所ごとの収入は以下のとおりである。

事業所	金額（単位：千円）
前橋市	65,530
高崎市	105,993
桐生市	75,850
伊勢崎市	50,167
太田市	77,738
沼田市	4,905
館林市	40,746
渋川市	11,242
藤岡市	86,173
富岡市	29,337
安中市	40,018
みどり市	30,131
吉岡町	11,484
甘楽町	11,954
板倉町	19,924
大泉町	16,762
その他（修正等）	△156
合計	677,804

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）人材育成事業の経費見積書の記載金額について（指摘5）

経費見積書の周知・広報費の合計に、人件費、諸税及び負担金の金額が含まれていなかった。経費を正しく見積り、集計されていることを、担当者及び上席者が確認すべきである。

（現状及び問題点）

群馬労働局長に対し、契約書とともに提出している経費見積書において、Ⅱ事業費（1）周知・広報の合計額が20,104,756円とされており、これは、周知広報費20,104,756円のみが記載され、人件費2,208,000円と諸税及び負担金336,539円が合計されていない。なお、実績報告書では人件費2,108,808円、諸税及び負担金329,057円、周知広報費17,726,567円の合計20,164,432円が周知・広報の金額とされている。

（改善策）

経費見積書の合計金額が正しい金額とされているか、担当者及び上席者が確認する必

要がある。

(2) 人材育成事業の経費見積の精度について (意見 59)

人材育成事業の技能講習の経費の見積りにおいて、実績に乖離が生じていることから、実態に即した見積りとし、より有意義な講習を開催するよう努めることが望ましい。

(現状及び問題点)

人材育成事業の技能講習の経費の見積りと実績を比較すると、事業によっては、経費見積りの半額以下で講習が開催できたものがある。一方で、(3)にも記載したとおり、定員の2倍以上の受講人数で実施した講習もあり、もっと開催回数を増やすことで、より詳しい実技講習を受けられた可能性がある。

(改善策)

経費の見積りと実績に乖離が生じていることから、実態に即した見積りとし、より有意義な講習を開催するよう努めることが望ましい。

(3) 人材育成事業の技能講習の定員について (意見 60)

定員を超える受講があった講座が7講座、うち、2倍を超えるものが2講座あった。定員の人数を再確認するとともに、受講者のニーズに合った講座内容及び開催回数を検討することが望ましい。

(現状及び問題点)

人材育成事業の技能講習の定員と開始者数(講習の受講申込者のうち、講習開始日において講習を受講した者の数)及び修了者数は以下のとおりである。

	講座名	定員	開始者数	修了者数
1	緑地・造園講習(邑楽)	10	23	23
2	調理スタッフ講習(太田)	15	9	9
3	販売スタッフ総合講習(高崎)	15	9	9
4	緑地・造園講習(沼田)	10	19	19
5	緑地・造園講習(藤岡)	15	19	19
6	農業支援講習(富岡)	10	7	7
7	調理アシスタント講習(みどり)	15	14	13
8	販売スタッフ総合講習(前橋)	15	5	4
9	緑地・造園講習(板倉)	10	16	16

10	販売スタッフ総合講習（渋川）	10	6	6
11	販売スタッフ総合講習（大泉）	10	4	4
12	緑地・造園講習（伊勢崎）	15	19	19
13	整枝・剪定講習（安中）	10	30	30
14	販売スタッフ総合講習（伊勢崎）	15	9	9
15	家事支援サービス講習（甘楽）	10	5	5
16	調理スタッフ講習（館林）	15	11	11
17	介護講習（桐生）	10	9	9

このように、定員を超える受講があった講座が7講座、うち、2倍を超えるものが2講座あった。なお、定員を超える場合には、講師に確認し、受講が可能であるか確認したとのことである。

(改善策)

講師に確認し、受講が可能であることから、定員よりも多い人数を受け入れたとのことであるが、人数が多いと十分な実技指導が受けられない可能性もあり、それが事故につながる恐れも否定できない。

次年度以降の開催に向けて、定員の人数を再度検討するとともに、受講者のニーズに合った講習内容及び開催回数を検討することが望ましい。

第4 管理体制、規程及び会計等

1. 各種規定の整備状況について

財団には、以下のとおり、各種規程が定められている。

(1) 管理に関する規程

- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団事務局組織規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団事務処理規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団理事長専決規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団文書規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団職印規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団会計規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団情報公開規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団個人情報保護規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団個人情報保護細則
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団特定個人情報取扱規程（マイナンバー）
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団特定個人情報等の適正な取扱に関する基本方針
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団特定資産等取扱規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団車両運搬具取得資金取扱要領

(2) 人事に関する規程

- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団給与規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団退職手当規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団旅費規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団就業規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団準職員就業規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団再雇用規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団勸奨退職に関する規程

(3) 連合に関する規程

- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団会員規程
- ・群馬県シルバー人材センター連合会設置及び運営に関する規程

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 労働者派遣事業における就業時間の把握について（指摘6）

「就業時間は15分単位で処理する」旨の記載のある「労働者派遣個別契約書」及び「労働条件通知書兼就業条件明示書」を使用しないよう徹底し、就業時間の把握に務めるべき

である。

(現状及び問題点)

財団は、シルバー人材センター連合会を運営し、労働者派遣事業を受託している。

労働者派遣事業に関する契約書等を往査時に確認したところ、派遣先と派遣元との間の「労働者派遣個別契約書」の「その他」の欄に「就業時間は15分単位で処理する」との記載のある契約書、及び、派遣労働者に対する「労働条件通知書兼就業条件明示書」の「賃金」の欄に「就業時間は15分単位で処理する」との記載のある通知書兼明示書が数多く存在していた。

この点につき確認したところ、「労働者派遣個別契約書」及び「労働条件通知書兼就業条件明示書」の様式は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会が定めており、同協会の定める現在の様式には「就業時間は15分単位で処理する」旨の記載はないが、県内の多くのシルバー人材センターでは、その旨の記載がある古い様式を現在も使用して契約の締結を行っているとのことであった。

当然のことであるが、労働時間を15分単位で切り捨てて賃金を計算して支給することは、賃金全額払の原則（労働基準法24条）に反するものであり、違法である。仮に実際には15分単位で切り捨てて支給している事案はないとしても、賃金は1分単位で計算するのが原則であるところ、「就業時間は15分単位で処理する」旨の記載のある契約書等を現在も使用しているというのは問題である。このような記載を残しておくことは、労働紛争を生じさせかねない。

(改善策)

「就業時間は15分単位で処理する」旨の記載のある「労働者派遣個別契約書」及び「労働条件通知書兼就業条件明示書」を使用しないよう徹底し、就業時間の把握に務めるべきである。

(2) 退職手当の支給対象者について（意見61）

職員退職手当規程第3条に規定する「遺族」の範囲について定義づけするとともに、その支給の順位等についても明確化しておくべきである。

(現状及び問題点)

財団においては、退職した職員に対する退職手当に関する規程が定められている。そして、退職手当の支給対象者について、同規程3条には、「死亡による退職の場合にはその遺族」と定められている。しかし、「遺族」とはいずれの者を指すのか、また、「遺族」が複数存在する場合に誰に対してどのように支給するのかに関する規程等は存在していな

い。

「遺族」に関する法律上の定義は、法律ごとに異なっているところ（厚生年金保険法第59条、国民年金法第37条の2等参照）、退職手当規程等に遺族に関する定義を定めておかなければ、死亡により職員が退職となった場合、いずれのものにどのように退職手当を支給すればよいのかどうか分からなくなってしまう。

(改善策)

職員退職手当規程第3条に規定する「遺族」の範囲について定義づけするとともに、その支給の順位等についても明確化しておくべきである。

(3) 退職手当の支払差止め・返納に関する規定について（意見 62）

在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決に処せられた者に対する退職手当の支給を制限するのであれば、その趣旨を明確化するため、職員が刑事事件に関し起訴をされたがその判決の確定前に退職をしたときには退職手当の支払を一定期間差止める旨の規定や、退職後に在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決に処せられた場合には退職手当の返納を求める旨の規定を設けるべきである。

(現状及び問題点)

財団においては、職員の退職手当に関する規程を設けている。

そして、同規程によれば、「職員が刑事事件に関し起訴された場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上に処せられなかったときはこの限りでない。」旨定められている（同規程8条）。

しかし、たとえ刑事事件に関して公訴を提起されたとしても、刑事裁判で有罪が確定するまでは罪を犯していないものとして扱われるべきであるところ（無罪推定の原則）、起訴されたというだけで不支給と定める同規程は不当であると考えられる。

また、その一方で、同規程には禁固以上の有罪判決確定後に退職した者や、退職後に在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決が確定した者に対して退職手当の支払を制限等する旨の定めが設けられていないが、これは、公平性の原則に反するものと考えられる。

(改善策)

在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決に処せられた者に対する退職手当の支給を制限するのであれば、その趣旨を明確化するため、職員が刑事事件に関し起訴をされたがその判決の確定前に退職をしたときには退職手当の支払を一定期間差止める旨の規定や、退職後に在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判

決に処せられた場合には退職手当の返納を求める旨の規定を設けるべきである。

(4) 非常勤職員への手当の支給について (意見 63)

紛争の未然の防止のため、同一労働同一賃金の観点から、非常勤職員に対して支給する手当の種類及び額を再検討すべきである。

(現状及び問題点)

財団においては、正規職員に適用される給与規程とは別に、嘱託職員等の非常勤職員の給与に関する規定として、「公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団準職員の給与額決定要領」を設けている。これらの規定によれば、正規職員に対して支給される手当と非常勤職員に対して支給される手当は、以下のとおり、異なっている。

	正規職員	非正規職員
①扶養手当	支給される	支給されない
②地域手当	支給される	支給されない
③通勤手当	支給される	支給されるが、週5日勤務の職員の通勤手当であっても、通勤距離が片道5キロメートル以上の場合には、正規職員よりも低い金額が設定されている。
④住居手当	支給される	支給されない

この点、いわゆる働き方改革関連法の成立により、正規職員と非正規職員の均等均衡待遇が求められるようになってきている（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律8条、9条。令和2年4月1日施行。ただし、中小企業への適用は令和3年4月1日）。同条項にいう「不合理と認められる相違」（同法8条）、「差別的取扱い」（同法9条）がどのようなものであるかを判断した最高裁判所の判例は現段階ではないが、それらの条項が定められたことにより削除された旧労働契約法20条については、いかなる格差が「不合理」であるかにつき、平成30年6月及び令和2年10月に、最高裁判所の判断が示されている。

そして、それらの最高裁判所の判例等によれば、旧労働契約法20条は「職務の内容等の違いに応じた均衡の取れた処遇を求める規定である」とされ、各種手当等に関しては概ね以下のような判断が示されている。

ア 扶養手当

扶養手当の支給の目的が、労働者の生活保障や福利厚生を図り、扶養親族のある者の生活設計等を容易にさせることを通じてその継続的な雇用を確保するということ

にある場合において、非正規労働者についても相応に継続的な勤務が見込まれているのであれば、正規労働者と同様に扶養親族のいる非正規労働者と正規労働者の扶養手当に相違を設けることは不合理であると評価できる。

イ 通勤手当

通勤手当は、通勤に要する交通費を補填する趣旨で支給されるものであるところ、労働契約に期間の定めがあるか否かによって通勤に要する費用が異なるものではなく、また、職務の内容及び配置の変更の範囲が異なることは、通勤に要する費用の多寡とは直接関連するものではない。そのため、正規労働者と非正規労働者との間で通勤手当の金額に差異を設けることは不合理であると評価できる。

ウ 住居手当

主として労働者の住宅費を中心とした生活費を補助する趣旨で支給されるものである場合、生活費補助の必要性は職務の内容等によって差異が生ずるものではないし、正社員であっても転居を必然的に伴う配置転換が想定されていない場合においては、住居手当の支給について正規労働者と非正規労働者との間に相違を設けるのは不合理であると評価できる。

旧労働契約法 20 条と短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 8 条・9 条は異なる規定ではあるが、旧労働契約法 20 条に基づく行政指導ができないことから、行政指導に関する定めのある短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に均等均衡待遇に関する条項が移動したことなどを踏まえれば、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 8 条・9 条の解釈は旧労働契約法 20 条と同様とされる可能性が高い。

そして、上述の裁判所の判断を前提とすれば、財団において、①扶養手当、②地域手当、③通勤手当及び④住居手当につき、正規職員と非正規職員との間に相違を設けていることが不合理であると評価される可能性は十分にある。①扶養手当、③通勤手当、④住居手当については上述の裁判所の判断がそのまま妥当するものと考えられ、かつ、②地域手当は労働者の生活保障や福利厚生の一環で支給されているものと考えられるところ、扶養手当同様に相違を設けることに合理性はないと考えられるからである。

以上のような事情及び労務コンプライアンスの徹底の観点からすれば、紛争の未然の防止のためには、あらかじめ、上記のような裁判所の判断を前提とし、非常勤職員の手当をどのように定めるのかを再検討する必要がある。

(改善策)

同一労働同一賃金の観点から、非常勤職員に対して支給する手当の種類及び額を再検討すべきである。

(5) 労働時間の適正な把握について (意見 64)

職員の労働時間のより適切な把握のため、タイムカード等、客観的な記録を基礎として労働時間を把握できるような制度の導入を目指すべきである。

(現状及び問題点)

財団においては、職員の労働時間については、特段タイムカード等を設けることなく、管理職が始業時刻及び終業時刻を現認する方法により把握する方法が用いられている。

厚生労働省が作成している「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」によれば、始業・終業時刻の確認及び記録の方法は、原則として①使用者が自ら現認することにより確認し、適正に記録すること、②タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録することのいずれかの方法によるべきとされているところ、財団における労働時間の把握は①の方法によるものであり、不当であるとはいえない。

しかし、就業の状況によっては、管理職職員よりも後に帰宅することとなる職員が生ずることも考えられる。

また、管理職の現認による労働時間の把握では、管理職は全ての職員の終業が確認できない限り退勤できないこととなるが、そのような状況は管理職職員に対して過大な負担を負わせることともなりかねない。

更に、労務コンプライアンスの徹底の観点からすれば、厚生労働省作成のガイドラインが示す②の客観的な記録を基礎として労働時間を確認する方法によるほうが、より適切であり、かつ、労働者との間の紛争のリスクを軽減させることができると考えられる。

(改善策)

職員の労働時間のより適切な把握のため、タイムカード等、客観的な記録を基礎として労働時間を把握できるような制度の導入を目指すべきである。

(6) 会計帳簿と決算書の不一致について (意見 65)

総勘定元帳と財務諸表の金額に不一致が生じているが、全ての決算振替処理は仕訳を起こして総勘定元帳に記帳した上で、その総勘定元帳の金額に基づき財務諸表を作成する必要がある。

(現状及び問題点)

令和元年度の会計帳簿と財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書)の内容を確認したところ、総勘定元帳の最終金額と財務諸表の金額が下記のとおり不一致であった。

これは、国や群馬県の補助金に対する実績金額を把握するために総勘定元帳及び残高試算表の金額を確定させた後に、財団の財務諸表を作成するために必要な管理費から事

業費へのあん分・振替を行っており、その振替処理を総勘定元帳に反映させていないために生じていると考えられる。

科目	総勘定元帳・残高 試算表	決算書	差異
事業費	724,838 千円	800,816 千円	△75,977 千円
管理費	91,763 千円	15,785 千円	75,977 千円
計	816,602 千円	816,602 千円	- 千円

財団の会計規程第2条では「財務諸表及び財産目録は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。」と規定しており、財務諸表等と会計帳簿が一致していることを想定している。

また、総勘定元帳に反映させずに決算振替処理を行うことにより、財務諸表の数値が正しいものであるか否を総勘定元帳などの会計帳簿により検証することができなくなり、不正や誤りの原因となる恐れがある。

(改善策)

決算振替処理は、全て仕訳を起こして総勘定元帳に記帳した上で、その総勘定元帳の金額に基づき財務諸表を作成する必要がある。